

令和7年度 岡崎女子大学
自己点検評価書

(令和7(2025)年10月1日)

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 ······	1
II. 沿革 ······	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価 ······	5
基準 1 使命・目的等 ······	5
基準 2 内部質保証 ······	9
基準 3 学生 ······	19
基準 4 教育課程 ······	43
基準 5 教員・職員 ······	63
基準 6 経営・管理と財務 ······	77
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価 ······	86
基準 A 社会貢献 ······	86
基準 B インクルーシブ教育 ······	96

I 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1 岡崎女子大学の建学の精神と基本理念

岡崎女子大学の建学の精神は「自己実現と社会貢献」であり、その理念は「自分の頭で考え、自分の心で感じ、自分の言葉や行動で表現する」という自律的な学習態度を通して学生が現代に生きる女性としての知恵と知識を獲得し、人間的な成長と目標の実現を目指すこと、また、意見の異なる人々をも含めて、周囲の人々と共生することの重要性を認識し、多くの人々の幸福実現のための努力を惜しまぬ誠実さを育むことである。建学の精神はWebサイト（ホームページ）、大学案内、履修要項で広く公表され、入学式や学位記授与式で述べられている。

2 岡崎女子大学が目指す大学像

(1) 岡崎女子大学の使命・目的

大学設置基準第2条及び学校教育法第83条に則り、学則第1条の通り、教育目的を定めている。学生の女性としての豊かな人格形成への土台をつくり、専門的職業人としての確かな知識技能を養成し、学生が自己実現と共生への道を模索し続けるための支援を行い、女性のための人格教育と専門職業教育との統合を通して、広く社会に貢献し得る教養ある人材を育成することが岡崎女子大学の使命・目的である。

(大学の教育目的)

本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、女性の生き方への真摯な探究を通した人格形成を目指すとともに、専門の学術を研究教授することにより、社会の発展に貢献しうる教養ある女性職業人を育成することを目的とする。

(2) 大学が養成する人材像

大学が養成する人材像について、下記のとおり、建学の精神、大学の教育理念、大学の教育目的に基づき、簡潔な形で文章化されている。また、新入生オリエンテーションなどで学生に伝えている。

(大学が養成する人材像)

- I 深い人間理解と共感力を備えた品格ある女性の育成（人間力）
- II 高い使命感と倫理観を持つ専門的職業人の育成（専門力）
- III 知的探究心と実践力を持ち、社会を支える指導的人材の育成（課題探究力・地域貢献力）

(3) 子ども教育学部の基本理念

子ども教育学部は、教員や保育士の資質向上を求める社会的要請に応えるべく、「知識基盤社会」に対応し得る人材を育成して、地域社会に送り出すことを使命とした、教

育・保育に特化した学部である。この理念のもと、平成 25(2013)年に幼稚園教諭・保育士の養成を行う子ども教育学部子ども教育学科を設置し、平成 28(2016)年度に小学校教員免許教職課程の設置認可も受けた。

子ども教育学部の教育目的は、大学の教育目的を踏まえて定められ、学則第 1 条 2 に示されている。また、学部の教育目標では、育むべき能力を「人間力」「専門力」「課題解決能力」「実践力・地域貢献力」としている。これらは、「履修要項」に示され、学生・教職員に周知されている。

(子ども教育学部の教育目的)

子ども教育学部は、現代人としての教養と教育保育分野の豊かな専門知識・技能をもち、子どもや保護者への共感力をもつと共に、高い使命感と倫理観に基づいて現代社会のニーズに応えてゆける小学校教諭、幼稚園教諭及び保育士の養成を目的とする。

(子ども教育学部の教育目標)

- 1) 現代人としての教養と豊かなコミュニケーション能力の育成（人間力）
- 2) 専門職としての確かな知識と技能を持ち、教育・保育現場の現代的ニーズに対応しうる小学校教諭・幼稚園教諭・保育教諭・保育士の養成（専門力）
- 3) 自律的学習態度・課題探究能力の育成（課題探究能力）
- 4) 教育・保育分野における実践知と地域貢献力の育成（実践力・地域貢献力）

II 沿革

1 清光学園と岡崎女子大学の沿革

本学園は、大正 13(1924)年に設置した幼稚園を礎としており、昭和 29(1954)年に学校法人清光学園を設立し、令和 6 年(2024)年で学園 100 周年を迎えた。幼稚園 3 園を擁し、昭和 40(1965)年に保育科の設置認可を受けて岡崎女子短期大学を開学した。昭和 44(1969)年に保育科を幼児教育学科へと改称するとともに、勤労学生を対象とする同第三部を増設し、昭和 49(1974)年に初等教育学科、昭和 61(1986)年に経営実務科を設置した。平成 14(2002) 年には初等教育学科を人間福祉学科へと改組転換したが、平成 23(2011)年に人間福祉学科の学生募集を停止している。平成 25(2013)年に岡崎女子短期大学との併設形式で開学した岡崎女子大学は、子ども教育学部子ども教育学科を有する教育・保育系単科大学である。平成 28(2016)年度で完成年度を迎える、同年、小学校教員免許教職課程の設置申請を行い、認可を受けた。

令和 6(2024)年度は、岡崎女子大学は社会の多様なニーズに対応するために、令和 8(2026)年度から、男女共学化とし、名称を「岡崎大学」に変更すること、また、中学校教諭一種免許状（保健体育）、高等学校教諭一種免許状（保健体育）を取得できる課程の設置準備を行っている。

2 本学の現況

令和 6(2024)年度（5 月 1 日現在）、本学の現況、学生数、教員数、職員数は表 1～4 のとおりである。

表 1 本学の現況（学名・所在地・開学日など）

学 名	岡崎女子大学
所 在 地	〒444-0015 愛知県岡崎市中町 1-8-4
開 学 日	平成 25(2013)年 4 月 1 日
建学の精神	自己実現と社会貢献
学部学科	子ども教育学部子ども教育学科
教育形態	教育・保育系単科大学
定 員	100 人
学位名称	学士（子ども教育）
英 訳	岡崎女子大学 Okazaki Women's University 子ども教育学部 Faculty of Childhood Care and Education

	子ども教育学科 Department of Childhood Care and Education 学士（子ども教育） Bachelor of Childhood Care and Education
取得可能な資格	小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状 保育士資格

表 2 学生数 (単位：人)

学年	1年	2年	3年	4年	合計
人 数	36	57	53	67	213

表 3 教員数 (単位：人)

職名	学長	副学長	学部長 学科長	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
教育職員	1	1	2	12	2	3	0	1	18

表 4 職員数 (単位：人)

職名	局長	局長補佐 次長/参事	課長	課長補佐	一般職	合計
事務職員	2	1	5	5	10	23

III 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1 使命・目的

1-1 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

1-1-① 学内外への周知

1-1-② 中長期的な計画への反映

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

1-1-⑤ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 学内外への周知

建学の精神や大学の理念、大学の教育目的、大学が養成する人材像、学部の教育目的と教育目標、子ども教育学科の三つのポリシー等は、Web サイトで公開されるとともに、履修要項等を通して理事・評議員・監事・教職員・学生に周知されている。年度初めの教授会では学長が建学の精神の教員間における理解の深化を図り、学科会議では学部長が学部の教育目的に基礎を置く年間教育方針の確認を行っている。また、入学式・卒業式・入試説明会・オープンキャンパス・教育懇談会・その他の機会において学生・高校教員・高校生・保証人・地域の関係者等に対して本学の教育理念等の説明を行い、ステークホルダーへの周知を図っている。

平成 30(2018)年度から、学生一人ひとりに、建学の精神が何を意味しているのか、また自分にとってどのような意味をもつのかについて考えてもらうことを目的に、本学部主催の「『建学の精神』エッセイコンクール」を実施している。応募作の中から学長・副学長・学長補佐・子ども教育学部長・学科長・大学事務局長が審査を行い、学年最優秀賞・優秀賞・佳作等を選出し、学長表彰を行っている。令和 6(2024)年度は「清光学園 100 周年記念『建学の精神』エッセイコンクール」を実施した。応募者は 2 年生 1 人、3 年生 1 人、4 年生 2 人の計 4 人で、学年最優秀賞が 2 人、優秀賞が 2 人であり、「建学の精神」の周知を図り、学生が自分の生き方と結びつけて考える機会となる極めて意義深い取り組みとなった。

1-1-② 中長期的な計画への反映

使命・目的及び教育研究上の目的は、大学の中長期計画、学園全体の中長期計画とも大きく関係している。特に、併設短期大学の教育理念や将来設計とのバランスを図りつつ、総合的な視点から検討している。平成 29(2017)年度から子ども教育学部に小学校教諭養成課程が設置されたこと、また文部科学省から全国の大学に対して「学

力の3要素」を含めた形へ三つのポリシーの見直しが求められたことを受け、大学の教育目的、大学が養成する人材像、学部の教育目的、学部の教育目標の見直しが検討され、平成29(2017)年度には全学及び学部の三つのポリシーが改定された。平成30(2018)年度には、三つのポリシーを起点とする内部質保証のための全学及び学部のアセスメント・ポリシーが策定され、平成31(2019)年4月には「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学内部質保証の方針」が定められた。

また、大学の理念に即しつつ、コース制の強化等を含め、学部教育のさらなる充実化を図るため、学長室会議、大学・短期大学運営会議等が中心となり、大学の将来像を見据えた中長期計画の検討が進められた。検討の結果は、「Seiko G PLAN 2022-2026(案)」として、令和4(2022)年3月、学内報告（大学・短期大学運営会議、教授会、理事会、評議員会）に至った。その内容は、入学前、在学中、卒業後を見通した「学生募集」「学生支援」「教育支援」「就職・卒後支援（就業力）」「地域連携」「教学マネジメント」の6分野からなる、5年クールの中期計画である。策定に向けては、分野毎に実施主体とした委員会や事務局との話し合いを重ね、教職協働体制において連携し、学内全体が協働して取り組む姿勢を導き出した。

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

建学の精神「自己実現と社会貢献」に基づいて「大学の教育目的」が定められ、またそれに基づいて「大学が養成する人材像」が定められているが、これらの「建学の精神」「大学の教育目的」「大学が養成する人材像」の理念を、より教育現場に即した形で具体化したものが全学ディプロマ・ポリシー(DP)、全学カリキュラム・ポリシー(CP)、全学アドミッション・ポリシー(AP)である。

「大学の教育目的」「大学が養成する人材像」は子ども教育学部の「学部の教育目的」「学部の教育目標」に受け継がれて一貫性を持ち、全学的な三つのポリシーも子ども教育学部の三つのポリシーに受け継がれて一貫性を保っている。

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

岡崎女子大学の使命・目的及び教育目的を具現化するものとして、教育・保育分野の幅広い専門知識と専門技術の教育を行う子ども教育学部子ども教育学科が設置され、学生は、1年次に「女性の生き方」「ジェンダー論」などの科目を通して、女性としての人格形成における人間力を修得し、2年次より、「学校教育コース」「幼児教育・保育コース」に分属され、教育・保育の専門力を深め、その社会的意義を学んでいる。学部は、小学校教諭・幼稚園教諭・保育士の養成に対応し得る規模の教員組織を構成し、大学設置基準及び、教職課程認定基準に基づき、教育課程及び授与する学位「学士（子ども教育）」に応じて必要な教員数を適切に配置している。

1-1-⑤ 変化への対応

本学では、大学の根幹となる建学の精神や大学の教育目的、大学が養成する人材像や学部の教育目的・教育目標についても、時代の変化や社会のニーズを考慮しつつ、柔軟に見直している。令和 6(2024)年度は、第 4 回大学・短期大学運営会議（令和 6(2024)年 7 月 4 日開催）において、使命・目的及び教育研究上の目的の検証を行った。

本学園は昭和 49(1974)年度から平成 14(2002)年度までの 29 年間、併設短期大学には初等教育学科があり、小学校教諭二種免許状を出していた。高校生には人気があったが、高度化する小学校教育に対応し得る指導力の育成には 2 年の学修では困難であるという学内外の認識が高まり、初等教育学科を廃止した。平成 24(2012)年 11 月、岡崎女子大学設置認可の際には小学校教諭の育成も視野にあったが、平成 25(2013)年 4 月の開学時の申請負担を軽減するという意図もあり、完成年度を待って設置申請を行った。

平成 28(2016)年度に小学校教職課程の設置申請を行った際には、「子ども教育学部の教育目的に関する、「子ども教育学部は、現代人としての教養と教育保育分野の豊かな専門知識・技能をもち、子どもや保護者への共感力をもつと共に、高い使命感と倫理観に基づいて現代社会のニーズに応えてゆける小学校教諭、幼稚園教諭及び保育士の養成を目的とする」として新たに「小学校教諭」の文言を付加する改定を行い、学部の教育理念における変化に対応している。なお、「子ども教育学部」という名称には乳児期からの教育への視点も含まれており、小学校教育と幼稚園教育の接続を視野に入れた小学校教諭・幼稚園教諭の育成が現代的ニーズにも即している。

令和 6(2024)年度には、近年の学生募集状況に加え、情報技術の著しい発達・普及や国際化、人権意識の高まり、本格的な男女共同参画社会の到来など、大きな変革期であることを鑑み、さらに、有能な教育者・保育者を養成、輩出し、慢性的な教育者・保育者不足を開拓することを目的として、本学でも令和 8(2026)年度から共学化し、性別を問わず教育・保育を学びたい全ての人に門戸を開くことが第 351 回理事会（令和 6 年 5 月 31 日開催）で決定された。これを受けて、第 2 回大学・短期大学運営会議（令和 6(2024)年 5 月 2 日）、臨時大学・短期大学運営会議（令和 6(2024)年 5 月 13 日）にて、大学名称を「岡崎女子大学」から「岡崎大学」に、学部名称を「子ども教育学部」から「教育学部」とすることが審議決定された。その後、文部科学省に大学名称変更の事前相談（6 月）、学部名称変更の事前相談（11 月）を行い、令和 7 年 4 月は、令和 8 年度からの大学名称を「岡崎女子大学」から「岡崎大学」に、学部名称を「子ども教育学部」から「教育学部」とする届出をして、これまで以上により広い視野に立ち、人間の生き方への真摯な探究を通じた人格形成を目指すとともに、専門の学術を教授研究することにより、社会の発展に貢献し得る人材を育成することを目指していく。

[基準1の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

建学の精神、大学の理念、大学の教育目的、大学が養成する人材像は、共学化に伴い、全学的に見直す機会を得た。それぞれの文言について、単語一語ずつ読み取り、本学の使命と目的や共学化する上での齟齬の有無などの視点から、学科会議、教授会、大学・短期大学運営会議、理事会等、全ての教員組織において議論し、共通理解を得ることができた。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で得られた課題など

入学者数の減少を開拓するため、教育内容の充実を図り、周知していく必要がある。また、現在の少子化や教育者・保育者の人気低迷が志願者の減少などの外的要因もあるが、社会のニーズに対応し、本学の使命を全うする改組も含めた改革が必要である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学は共学化に伴い、これまでの保育士資格、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状の取得に加えて、中学校・高等学校教諭一種免許状（保健体育）の取得を可能とする教職課程を開設する予定である。これらについて効果的で積極的な広報活動を行い、学生募集につなげていく。

基準 2 内部質保証

2-1 内部質保証の組織体制

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

内部質保証に関する目的や組織体制等、教育の内部質保証システムなどについては、「岡崎女子大内部質保証の方針」に明記されている。

ア 内部質保証のための組織の整備

(ア) 教学部門における内部質保証のための組織

三つのポリシーを踏まえた教育目標実現のための恒常的な改善・改革の推進を目的として、学修成果に関する内部質保証のための組織が整備されている。中核となるのは、月例の「学長室会議」（学長・副学長・大学事務局長・その他学長が必要と認めた者で構成）及び月例の「大学・短期大学運営会議」（学長・副学長・学長補佐・学部長・学科長・大学事務局長・その他学長が必要と認めた者で構成）であり、前者については、「学長室会議規程」において、将来構想・長期計画、大学の組織・運営、研究支援・学生支援、地域連携等の重要事項を協議することを定めており、後者については「大学・短期大学運営会議規程」において、その筆頭業務を「教育課程の編成に関する事項」とし、次を「教育の内部質保証に関する事項」と定めている。

全学的な自己点検・評価活動を推進する組織としては、月例の「大学自己点検・評価委員会」（学長・LO（兼学長補佐）・学部長・学科長・教務課長・教務課員で構成）が設置されている。また、子ども教育学科は学科会議規程において「教育課程の編成及び運営に関する事項」を審議事項の筆頭に置いており、学科レベル（教育課程レベル）での質保証の主体として機能している。科目レベルの授業改善活動の中心となるのは FD 委員会であり、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」に基づき、教育内容・教育環境の改善、教育職員の資質開発を図るための組織的な研修等の業務等を行っている。FD 委員会と連携しつつ大学の諸活動に関するデータや情報の収集分析を行う組織として、「IR 推進室」が置かれており、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学 IR 推進室規程」に基づく活動を行っている。

(イ) 法人部門における内部質保証のための組織

学校法人の健全性を担保する内部質保証のための組織としては、寄附行為に基づき法人運営に責任をもつ理事会（7人の理事及び2人の監事で構成）、理事長、副理事

長及び学内理事で構成される常任理事会（5人の理事で構成）、理事会の諮問機関である評議員会（15人の評議員で構成）、法人と教学部門との連携を保つための大学運営協議会（理事長・副理事長・学長・副学長・学部長・学科長・法人事務局長・大学事務局長で構成）等を設置している他、教学を含む法人の運営全体を監査する監事（2人）、会計処理の適切性を監査する会計監査人（公認会計士2人）、法人業務の適切性を監査する内部監査人（税理士1人）を置いている。

イ 内部質保証のための責任体制

（ア）教学部門における内部質保証の責任体制

内部質保証の責任体制としては、学科レベル（教育課程レベル）においては学部長・学科長、科目レベルにおいては各科目担当教員、全学レベルにおいては内部質保証のシステムを学長が統督し、責任を負っている。

教学部門における組織間の関係について、学長を中心とする「学長室会議」において内部質保証のための全学的な基本方針の原案を定め、「大学・短期大学運営会議」において全学的な方針を決定・共有し、「大学自己点検・評価委員会」において年度毎の自己点検・評価活動をまとめ、PDCAサイクルの具体的な実施手続きを検討する。学科は「大学・短期大学運営会議」や「大学自己点検・評価委員会」の方針に沿い、IR推進室からのデータ提供を受けつつ、学科レベルの自己評価や内部質保証のためのPDCAサイクルに取り組んでいる。FD委員会はIR推進室と協力し、主に科目レベルの授業評価や授業改善に取り組んでいる。IR推進室は、学科やFD委員会と連携しつつデータ収集を行い、内部質保証に関わる諸データの分析を行って関連部署に提供している。

（イ）法人部門における内部質保証の責任体制

法人部門に関しては、理事・監事・評議員の権限と役割の分担がなされている。理事会は学校法人における最高意思決定機関であり、内部質保証の責任を負っている。理事会は選任要件を満たす理事によって構成され、代表権は理事長のみが持っている。また、評議員会は理事会の諮問機関であり、予算、事業に関する中期的な計画、寄附行為の変更、その他重要事項については理事長から事前に意見を求められ、決算については事後的に意見を求められている。監事は理事会・評議員会に出席し、法人の財産状況や教学面をも含む業務執行状況を監査している。また、会計監査人（公認会計士）が、学校法人会計基準に沿って会計監査を行い、内部監査人（税理士）が法人業務の適切性を監査している。

2-2 内部質保証のための自己点検・評価

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

2-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

ア 教学部門における自己点検・評価の実施と結果の共有

全学的な活動としては、「全学アセスメント・ポリシー」に基づき、年次毎の自己点検評価書を作成し、全専任教職員の間で共有され、Web サイトにおいて公開している。点検結果に基づき、学科、各委員会は目的を達成するための問題点を改善するなど業務の見直しを行っている。学科レベルの自己点検・評価活動としては、「学部のアセスメント・ポリシー」に基づき、科目レベル、学科（教育課程）レベル、全学レベルに基づく学修成果の評価を行っている（基準 4-3-①に記載）。

また、学科・各委員会の活動に関しては、年次毎の事業報告・事業計画・予算案の提出が義務づけられており、報告書作成時には前年度の活動の振り返りと課題の点検を行い、予算ヒアリングにおいて、理事長・学長・財務担当理事等に対して現状の報告と改善対策の説明がなされている。

このように自己点検・評価活動は定期的に実施されており、評価結果は、学科会議、大学・短期大学運営会議等で共有されて、その一部は報告書や Web サイト等を通して公開されている。

イ 法人部門における自己点検・評価と結果の共有

法人部門における内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価活動としては、次の（ア）～（オ）がある。

（ア）事業計画・予算案、事業報告・決算案の作成

事務局各部署では、令和 5(2023)年度事業報告や令和 6(2024)年度事業計画・予算の作成に際して、部署毎の自己点検・評価を行い、理事長・法人事務局が中心となって事業計画と予算申請に関するヒアリングを実施し、実績・課題・次年度の取り組みの確認を行っている。なお、予算申請に関しては、次年度収入見込みを基に收支均衡に向けた予算とすること、教育の質の低下を招かないことを前提とした予算削減目標を示した。また、総務課及び財務課は学校法人清光学園の「令和 5(2023)年度事業報告及び決算（案）」「令和 6(2024)年度事業計画及び予算（案）」「令和 6(2024)年度補正

予算（案）」「令和 7（2025）年度事業計画及び予算（案）」を作成し、内部監査・会計監査・監事監査の資料とともに、法人の概要、事業の計画、財務の概要等を提示して、財務書類の背景となる状況等を記述し、理事会・評議員会等に提出している。これらの資料は理事会・評議員会等において確認され、理事会で承認された後、Web サイトを通して学内外に公開されている。

（イ）内部監査の実施

財務・税務・収益事業等に関し、税理士の指導のもと月 1 回、内部監査を実施している。

（ウ）会計監査の実施

財務状況に関する監査として、会計監査人（公認会計士 2 人）による会計監査を実施している。

（エ）監事監査の実施

監事は理事会・評議員会に出席する他、会計監査人や内部監査担当税理士とも連携をとり、教学を含む法人運営全体についての監査を行い、監査報告書を作成して、理事会・評議員会に提出している。監査報告書は Web サイトにおいて公開されている。

（オ）中長期計画の進捗状況評価

教学、人事、施設、財務、将来計画等学園全体に関する事項については、令和 4(2022) 年 3 月に中期計画「Seiko G PLAN 2022-2026」を策定し、この計画に基づく単年度の実行計画に従い、それぞれの部署が自ら PDCA を回し、学園一丸となって、計画を推進している。進捗状況については、毎年度各部門において振り返りを実施し、それを学長室会議、大学・短期大学運営会議、大学運営協議会、評議員会、理事会に報告している。

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

ア 教学部門における情報収集と分析

教学部門では、「全学アセスメントポリシー」「子ども教育学部のアセスメントポリシー」に基づき、学科や各部署が収集したデータは自己点検・評価委員会で集約し、IR 推進室で分析されている。また、学務システム（学生向けのポータル機能）を活用しており、教員によるシラバスの作成、出席管理、成績登録等を行っている。学生からは履修登録、シラバス閲覧を可能としている。学生の履修・出席状況などのデータは、学生の生活・修学指導や教育活動に活かすようにしている。

（ア）入試関連の情報収集と分析

入試募集委員会、入試広報課は、高校別・地域別・入試方法別の志願者数・入学者数の動向を分析している。また、オープンキャンパスに参加する高校生や保護者、入試説明会での高校教員の意見、高校訪問の際の進路指導教員の意見等の集約・分析を行い、学生募集活動の改善に向けて、競合する他大学と比較し、本学の強みや弱点の

分析も行っている。

(イ) 学修成果に関する情報収集と分析

各授業についてはFD委員会が「学生による授業アンケート」を実施し、授業に関する情報収集を行い、各授業担当教員が各自の結果の振り返りをしている。学生の学修状況については、IR推進室が文部科学省が実施している「全国学生調査」により学生の学修状況について、分析をしている。これらについて学科で検証し、全学的な共有を図っている。また、学生自身が「学修の記録」として半期毎に教養科目や専門科目の成績や学修達成度を記録して振り返りを行っている。これは、学生による学修成果の自己確認であるとともに、4年間の学修成果を学科や大学が把握するための基礎的資料となっている。

さらに、学科教員による卒業生の職場訪問も実施しており、面談やアンケート調査等を通して新任保育者の現状や心理を理解している。保育・教育現場での早期離職を減らすための取り組みとなっており、それらのデータについても学科で集計し、情報を共有している。

(ウ) 学生生活の情報収集と分析

学生生活に関しては学生委員会、学生支援課が「学生生活満足度調査」を実施し集計分析を行っている他、学生の休退学者数やその理由等についての記録を重視し、前年度との比較を行うことで、学科において振り返りと今後の休退学の防止に役立てている。

(エ) 就職その他の情報収集と分析

キャリア支援委員会、キャリア支援課では就職率や専門職への就職率、教員採用選考試験や公務員試験（保育職）の合格率等の比較分析、及び卒業後の就労状況の分析を行っている。また、教務・図書館・総務・財務等の各部署がそれぞれの分掌に応じて教育活動・学生生活・大学運営に関する基本的なデータを収集して、分析を行っており、それらは自己点検・評価のためのエビデンスとなっている。

イ 法人部門における情報収集と分析

法人部門では、総務課、財務課が中心となり、事業や財務に関するデータの収集と分析を行い、内部監査、会計監査、監事監査等の資料としている。

(ア) 総務課における情報収集と分析

総務課は、清光学園が設置する大学、短大、付属幼稚園及び、こども園の入学定員・学生数・園児数や、校地校舎の現況、教職員の現況、卒業者・卒園者数等の基本情報を把握し、年間に実施された教育活動・地域貢献活動・広報活動及び、その他学園運営、人事・労務管理等についての情報収集と分析を行い、理事会、評議員会に収集した結果を提供している。

(イ) 財務課における情報収集と分析

財務課は財務・税務に関わる全ての情報を収集分析し、「資金収支計算書」「活動区分資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」「財産目録」を作成し、事業活動収支の経年比較、財務比率の分析等を行い、理事会、評議員会、会計監査人等に提供している。

2-3 内部質保証の機能性

- 2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用
- 2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用
- 2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

ア 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

令和6(2024)年度、IR推進室では文部科学省が行っている「全国学生調査」を活用して、全学生を対象に「学修状況アンケート」を12月に実施し、学生の学修状況の実態を把握するとともに、学科会議で共有し、学修指導に役立てている。

また、各学期末には、全授業に関して「学生による授業アンケート」を実施している。集計結果は教員に返却され、教員はそれを受けて授業に関する自己評価を行い、自由記述から学生の学修環境や状況を精査し、質の高い授業運営・学修支援ができるよう努めている。なお、集計結果と教員による自己評価は教務課において学生が常時閲覧できるよう整備されている。

イ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見・要望については、6号館1階に設置された「意見箱」により把握・分析している。意見箱は毎月開封し、投函された内容は教学部長が確認した上で担当部署に伝えられ、全ての意見に対する改善計画などの返答は、6号館1階ラーニング・プラザに掲示している。また、令和6(2024)年2~3月に実施した「学生満足度調査」によると、「図書館などの学修環境に満足しているか」の問い合わせに対し、利用している学生の肯定回答率は79.5%、「ラーニング・プラザ等の学修支援施設に満足しているか」の問い合わせに対し、利用している学生の肯定回答率は77.6%であり、学修環境について高い満足度が確認された。その他、「教員の対応に満足しているか」

「教員と学生との交流や関わりに満足しているか」の問い合わせに対する肯定回答率はそれぞれ 83.8%、84.4%であり、学修環境としての人的因子も概ね充実していた。

示された意見や要望は学内で共有され、学修環境の充実を図る上での参考としている。

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

幼稚園や保育所、施設等について、学生の学外実習中の教員による巡回指導訪問の際に、園長や施設長から実習生の様子を確認したり、該当園に卒業生が勤務している場合は、卒業生の様子を確認すると同時に、学修についての意見や要望を伺っている。

また、本学では、学生の学外実習を受けていたいた幼稚園や保育所の園長先生を招いて実習懇談会を開催している。令和 6(2024)年度は、12 月に幼稚園教育実習懇談会や 8 月に保育所実習懇談会を開催し、小グループで実習に関する意見交換や情報共有をすると同時に、大学での学修や三つのポリシーについて確認をしたり、学修についての意見や要望を伺っている。令和 6(2024)年度 12 月の懇談会では、実習記録の作成について、手書きからパソコン入力の是非についてや、園が行う実習の評価の基準についてなどが話し合われた。

本学を卒業して 1 年目の保育者を対象とする、離職防止を目的にした「卒業生訪問」の際には、仕事上の悩みなどを把握しするとともに、大学での学修についての意見や要望を伺っている。また、所属長（園長先生）より卒業生の様子を伺うことを行っている。

小学校について、近隣の 3 小学校（根石小学校・男川小学校・三島小学校）に教育実習の受け入れをお願いしていると同時に、ボランティアの受け入れ、授業参観をさせていただくなど、教員が訪問する機会が多く、日常的に連携協力ができており、実習中の学生に関する情報共有や意見聴取ができる。また、「愛知県教育実習（小・中学校）私大協議会」（1 月）では、教育実習受け入れ校の反省と次年度への要望（時期や実習への取り組み、内容、気になる点）について、各大学及び、愛知県教育委員会（各市町村教員委員会を含む）と情報が共有されている。

その他、キャリア支援課では、求人票を持参した幼稚園や保育所等に対して、また、学生の就職内定先決まった幼稚園や保育所等に対して、学修についての意見や要望を伺っている。特に令和 6(2024)年度にあった要望としては、1) 学生を送ってほしい、2) ピアノ演奏能力を高めてほしい、3) 手遊びや紙芝居のよりよい指導を継続してほしい等があった。これらの意見は就職対策講座に取り入れたり、委員会を通して学科で共有され、教育指導に反映させている。

高校教員からは、大学の特色や入試方法を説明する大学説明会（6 月）や、個別の高校訪問において、また、学生の保証人からは、学生生活の状況を伝える教育懇談会（5 月）において、学修についての意見や要望を伺っている。令和 6(2024)年度に聞

かれた意見としては、(0~2歳児と関わりを持つ授業の実施に関するものがあった。

このように本学では、学外関係者からの意見や要望を聴取し、各委員会や学科会議で共有され、学修支援に生かし、内部質保証に役立てている。

法人部門では、理事会、評議員会、会計士監査、内部監査時には、外部理事、監事、評議員、会計監査人、内部監査人等の学外関係者から意見・要望を聴取している。それらを参考として、様々な法人業務に反映させている。

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

ア 教学部門における内部質保証の機能性

本学は、建学の精神、大学の理念、大学の教育目的及び、学部の教育目的を実現するために三つのポリシーを定めている。そして、人材養成教育・学修等の質を保つための点検・改善を継続的・恒常に実施するために、「アセスメント・ポリシー」に基づき、入学前から在学中、就職に至る各段階において、「全学レベル」「学科（教育課程）レベル」「科目レベル」の立場から、成果の点検・評価を行っている。

また、三つのポリシーを起点とした内部質保証は、中期計画「Seiko G PLAN 2022-2026」や年次毎の「自己点検評価書」と関連付けられている。中期計画「Seiko G PLAN 2022-2026」は、「学生募集」「学生支援」「教育支援」「就職・卒後支援」「地域連携」「教学マネジメント」の視点で達成目標と評価指標が定められており、当該年度の達成状況を学科、各委員会で点検し、学科会議や大学・短大運営会議で共有されてる。次年度に向けた課題と学科、各委員会における改善点が「自己点検評価書」に示され、長期的な大学運営計画や将来構想に反映されるという循環が確立している。

令和4(2022)年度「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（文部科学省令第25号）」が公布・施行されたことを受け、令和4(2022)年度から本学の教職課程での教育活動等の状況について、理念・目的に照らして自己点検を行っている。令和6(2024)年度は、令和5(2023)年度の教職課程自己点検・評価報告書に対する、一般社団法人全国私立大学教職課程協会からのコメントに対する見直しを図り、「教職課程自己点検・評価報告書」を作成した。

イ 法人部門における内部質保証の機能性

法人部門においては、令和2(2020)年4月に定めた「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学ガバナンス・コード」に基づき、主に経営管理面におけるガバナンスを確立している。また、令和4(2022)年3月に策定された「Seiko G PLAN 2022-2026」内の「法人事務局」分野の達成目標、評価指標に基づき計画の推進、進捗管理を実施している。そして毎年度、評議員会・理事会において決定される事業計画及び予算に基づき、学園全体の運営、経営管理を遂行し、必要に応じ事業計画の変更及びそれに伴う補正予

算を策定し、それらの過程において機能的に PDCA サイクルを回し内部質保証を確立させている。

[基準2の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、学長室会議や大学・短大運営会議を通じた内部質保証の仕組みを確立し、大学自己点検評価委員会や FD 委員会、IR 推進室の活動と連携することで、教育の質向上に努めている。特に、就職率は 100%、教育・保育職への就職率は 95%以上を維持しており、教育・保育現場への専門職員の輩出という本学の使命を果たしている。また、学科ではアセスメントポリシーに基づく学修成果を分析し、IR 推進室が入試戦略のためのデータを収集・分析することで、全教員が情報を共有しながら内部質保証を強化している。さらに、学生や学内外の関係者からの意見を適宜収集し、特に学修環境の改善については迅速に対応している。

法人部門では、教学部門との連携を強化するために、2か月に1回「大学運営協議会」を開催し、円滑な情報共有と意思疎通を図っている。自己点検・評価書の作成を毎年度実施し、中期計画の振り返りを全学で行い、その結果を大学・短大運営会議で共有しながら、内部質保証を推進している。また、令和6(2024)年度には、理事会の決定に基づき、大学・短期大学の共学化や名称変更、新課程の設置などを進めており、学内外の関係者の理解と協力を得ながら改革を推進している。さらに、法人部門では、私立学校法に基づく寄附行為やガバナンス・コード、中期計画、事業計画・予算をもとに学園運営を遂行し、明確な目標設定と現状把握を行いながら、問題点の抽出と対策の立案・実施・検証を進めている。その過程で外部評議員や理事・監事からの提言を活用し、より多角的な視点から学園運営の改善に取り組んでいる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で得られた課題

教学部門では、中期計画で掲げた 6 分野のうち、「学生支援」「教育支援」「就職・卒後支援（就業力）」「地域連携」「教学マネジメント」においては多くの項目で目標を達成しているものの、それが「学生募集」に十分つながっていないという課題がある。少子化や教育者・保育者の人気低迷が志願者減少の大きな要因となっているが、一方では、小学校教員、保育者不足は続いている現状があり、本学が社会に必要な職種である教育者・保育者養成の役割を果たすためには、全教職員が協力して充足率の向上に取り組む必要がある。また、教育者・保育者の人気の低迷や 18 歳人口の減少など本学を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、中期計画の妥当性を検証し、評価指標を見直す必要がある。さらに、成績評価や就職状況のデータ活用を強化するだけでなく、各種アンケートの内容を精査し、より学生の学修成果の向上や学生のニーズに応じたデータ収集と活用を進める必要がある。現在、学外関係者からは直接・間接的に意見を聴取

しているが、学生など学内関係者からは授業アンケート等を通じた間接的な意見聴取にとどまっており、直接的な意見交換の場が不足している点も課題である。また、学内外関係者からの意見を聴取する仕組みについて、質問項目の重複が見られるため、役割分担を明確にする必要がある。

法人部門においては、外部理事から理事定数に関する意見が寄せられたことを受け、改正私立学校法への対応として寄附行為の変更案策定が課題となっている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

教学部門では、成績評価や就職状況、アンケート結果などのデータを引き続き毎月の大学・短期大学運営会議で報告・共有し、学科や各部署で積極的に活用していく。また、学修成果の評価にステークホルダーの視点を取り入れるとともに、その結果を学内外へフィードバックし、学修環境の改善を進める。これらのPDCA活動の成果を、大学の将来構想や長期的な運営計画に反映させることも重要な取り組みとなる。さらに、令和7(2025)年度には、学外関係者から意見を聴取するため連携協定を締結している市の関係者との会議などを新たに設置し、教育研究や大学運営の改善・向上につなげる仕組みを強化する。これと並行して、学生や学外関係者からの意見を各部署で適切に収集し、規程等を通じて役割分担を明確化することで、より効果的な運営を目指す。

法人部門では、外部理事からの指摘を受け、理事の定数を従来の8名から7名に変更し、改正私立学校法（令和7(2025)年4月施行）に対応するための寄附行為の変更認可申請を実施した。今後は、本学が社会からの信頼を得ながら一層発展していくため、新しい寄附行為に基づき、理事・監事・評議員・会計監査人の選任を進め、安定した学園運営を目指す。また、中期計画については、令和6(2024)年度の振り返り・検証を踏まえて学長室会議や大学・短期大学運営会議で議論し、その結果を今後の大学運営に反映させる。全教職員が一体となって中期計画の推進・見直しを進め、明確になった課題を次期中期計画に反映させることが求められる。さらに、自己点検・評価書の作成と並行して「経営改善計画書」を令和6(2024)年12月に策定し、内部質保証の仕組みを学園改革や経営改善に活かすことを今後も継続していく。

基準3 学生

3-1 学生の受け入れ

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

ア アドミッション・ポリシー(AP)の策定

平成 29(2017)年度、小学校教員養成課程の設置に伴って教育課程を改定したことを踏まえ、学部の教育目標の見直しを行うと同時に、この教育目標に即したディプロマ・ポリシー(DP)及び、将来の教育者・保育者に相応しい人物の選抜方針として学部の AP を策定した (基準 1-1-②記載)。

(全学 AP)

本学への入学者に以下の力や資質を求める。

AP I : 現代人に求められる教養の基礎やコミュニケーション基礎力を持っている。

AP II : 専門の知識・技能を修得するための基礎学力や、専門的職業人になるための意欲・関心・適性を持っている。

AP III : 自律的な学習態度や、課題に対する思考力・判断力への基盤を持っている。

APIV : 実践から学ぶ姿勢と地域貢献への意欲を持っている。

(学部 AP)

子ども教育学部への入学者に以下の力や資質を求める。

AP I : 現代人に求められる教養の基礎やコミュニケーション基礎力を持っている。

AP II : 専門の知識・技能を修得するための基礎学力や、教諭・保育者になるための意欲・関心・適性を有している。

AP III : 自律的な学習態度や、課題に対する思考力・判断力への基盤を持っている。

APIV : 教育・保育の実践から学ぶ姿勢と地域貢献への意欲を持っている。

イ AP の周知

受験生・高校生・保護者・高校教員はもとより、地域や小学校教育関係者、幼児教育・保育関係者等に、本学 AP 及び、教育内容等の情報を提供し、周知を図っている。

受験生を含む高校生やその保護者、高校教員には、入学試験要項・入試ガイド・オープンキャンパスや入試相談会・会場ガイダンス、また、高校を会場とした進学説明会や模擬授業等の機会や Web サイトを通して、AP や教育内容を周知している。ま

た、地域や小学校教育関係者、幼児教育・保育関係者に対しては、子ども教育フォーラムや実習懇談会等の行事、卒業生訪問の際などに、資料の配付や説明等で周知を行っている。

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

APに沿った入学者の受入れのため、以下のような入学者募集活動、選抜体制の整備、選抜方法の工夫を行っている。

ア 入学者選抜体制の整備

入試制度・入試選考に関する業務及び学生募集活動の支援に関する業務を主管する入試広報課を大学事務局に置き、教員7人、事務職員5人で組織する入試募集委員会が中心となって、APに沿った選抜の具体的方策（制度、入学試験教科・科目、日程等）について検討・立案している。また、入学者選抜試験実施に際しては、担当者・監督者全員に入念な説明を実施し、厳正で公正な入試に万全を期している。

出題・採点については、十分な機密性を確保すべく、学長が各入試科目の出題者・採点者として適任である者を委嘱し、平成29(2017)年度からは、新たに入試問題検分委員も委嘱して、入試問題検分体制を取り入れた。APを踏まえた適切な入試問題作成に向けたチェック体制を強化するとともに、入試問題対策会議を定期的に開催し、適切な問題作成を進めている。さらに、平成30(2018)年度からは、「入試問題作成チェックリスト」を作成し、より的確な確認を実施している。最終的な合否の決定については、入試広報課が作成した合否判定資料を拡大入試募集委員会（構成員は、学長、副学長、大学学長補佐、入試募集委員、法人事務局長、大学事務局長、入試広報課員、その他学長が認めた者）や拡大アドミッション・オフィス会議（構成員は、学長、副学長、大学学長補佐、学部長、学科長、入試募集委員長、入試広報課長、大学入試募集委員、入試広報課員、その他アドミッション・オフィスが必要と認めた者）で審議し、教授会に意見を求めたうえで、学長が決定している。

イ 入学者選抜の方法

入学者の選考については、「岡崎女子大学アドミッション・オフィス規程」「子ども教育学科APの詳細と現状入試の対応表」「岡崎女子大学入学者選考規程」に従い、定められた手続き審議を経て、適切に行われている。

令和7(2025)年度入学者選抜試験（令和6(2024)年度実施）は、令和7年度大学入学者選抜実施要項（通知）及び高大接続の観点から、総合型選抜の出願時期は9月以降、合格発表は11月以降、学校推薦型選抜の出願時期は11月以降、合格発表は12月以降となっている。

本学では、志願者数をより増やすことを目指し、入学者選抜試験の方法を継続的に見直している。令和7(2025)年度入学者選抜試験（令和6(2024)年度実施）、総合型選

抜では今まで実施してきた自己アピール入試（I～III期）に加え、オープンキャンパス利用入試（I～III期）、公募推薦入試（I・II期）、特別奨学生選抜入試を新設した。オープンキャンパス利用入試について、受験への不安や疑問を軽減するため、希望者に対して令和6(2024)年6、7、8月に「オープンキャンパス利用入試説明会」を開催し、説明会の中でエントリーシートの配布も行った（計4日開催、延べ169名の高校生が参加）。また、自己アピール入試は試験日程（I～V期）を増やしたうえで、受験に当たっての不安や疑問を軽減するため、希望者に対して令和6(2024)年6、7、8月に「自己アピール入試特別相談会」を開催した（計4日開催、延べ27名の高校生が参加）。なお、総合型選抜である「オープンキャンパス利用入試」「自己アピール入試」は専願入試であるため、本学の教学等に関する理解を図り、ミスマッチが起こらないよう出願前に面談を実施した。

出願方法に関して、受験生が郵送で願書を取り寄せる必要がないよう、オンラインでパソコンやスマートフォンから願書の入力ができ、受験料を決済とすることも可能としている。願書提出や決済については、チェック機能があるため記入漏れなく手続きが進められるなど、受験生にとっての利便性向上を図っている。

本学ではAPに基づいた学力の3要素を多面的・総合的に評価するために、多様な入学者選抜制度を採用しており、令和6(2024)年度に実施された入学者選抜の方法は、以下の「表5 入試区分、実施時期と選抜方法」のとおりである。

表5 入試区分、実施時期と選抜方法

入試区分	実施時期と選抜方法
1.《学校推薦型選抜》指定校推薦入試	<ul style="list-style-type: none"> 学校推薦型選抜指定校推薦入試（11月16日） ※高等学校長の推薦に基づき、推薦書（学力の3要素を点数化）、調査書、面接などにより、入学志願者の能力・適性などを総合的に判定
2.《総合型選抜》オープンキャンパス利用入試	<ul style="list-style-type: none"> I期（面談日8月5日）、II期（面談日9月21日）、III期（面談日10月13日） ※オープンキャンパス利用入試説明会に参加した受験生を対象とし、体験授業などで大学の教育内容の理解を十分に図った上で、学科試験だけでは見いだしにくい受験生の持つ多面的な能力、本学での学習意欲、適性を、面談・志望理由書・書類選考により選考 ※面談後に出願可否を決定し、出願受付は9月2日以降から受付開始。合格発表は11月1日以降に実施
3.《総合型選抜》自己アピール入試	<ul style="list-style-type: none"> I期（面談日8月5日）、II期（面談日9月21日）、III期（面談日10月13日）、IV期（面談日12月15日）、V期（面談日2月22日） ※学科試験だけでは見いだしにくい受験生の持つ多面的な能力、本学での学習意欲、適性を、「音楽」・「体育・身体表現」などの実技や「プレゼンテーション」・面談・志望理由書・書類選考により選考 ※面談後に出願可否を決定し、出願受付は9月2日以降から受付開始。合格発表は11月1日以降に実施
4.《総合型選抜》公募推薦入試	<ul style="list-style-type: none"> I期（11月17日）、II期（12月15日） ※小論文と面接により選考 ※調査書の資格・活動を点数化し、書類審査として加点

	※願書出願時の活動内容報告書で、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を評価（参考）
5.《総合型選抜》特別奨学生選抜入試	・総合型選抜特別奨学生選抜入試（12月15日） ※国語（近代以降の文章）と英語の基礎学力検査により、奨学生を選抜 ※調査書の資格・活動を点数化し、書類審査として加点 ※願書出願時の活動内容報告書で、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を評価（参考）
6.《一般選抜》一般入試	・A日程（2月1日）、B日程（2月2日） ※国語（近代以降の文章）と英語の基礎学力検査 ※調査書の資格・活動を点数化し、書類審査として加点 ※願書出願時の活動内容報告書で、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を評価（参考）
7.《一般選抜》大学入学共通テスト利用入試	・I期（合格発表2月14日）、II期（合格発表3月7日） ※個別学力試験は実施しない ※必須の国語（近代以降の文章）と、地理歴史、公民、数学、理科、外国语のうちの高得点1教科（1科目）により選考 ※調査書の資格・活動を点数化し、書類審査として加点 ※願書出願時の活動報告で、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を評価（参考）
8.編入学試験	・特別選考（I期：10月13日、II期：2月2日） ・一般選考（2月2日） ※3年次からの編入学を対象とし、小論文と面接、志望理由書により若干名を募集
9.社会人入試	・社会人入試（I期：11月18日、II期：2月1日） ※社会人のために特別な入学定員枠（定員2人）を設け、小論文と面接により選考

ウ APに沿った入学者受入れの検証

入試募集委員会では、APに沿った入学者を受入れ、適切な教育成果につなげているかについて、表6の通り、入学者選抜の結果、及びその後の修学状況や卒業後の進路をなど多角的な視点で点検を行っている。学科会議（第2回、4/22開催）では、本学のAPや教育内容を理解した上で、APに沿う入試方法により、多様な能力をもつ入学者の受入れが適切にできていることが確認された。

表6 APに沿った入学者受入れの検証ための点検項目

オープンキャンパス	入学者36人中、33人（91.6%）の学生が、本学のAPを詳しく説明する場であるオープンキャンパスに参加している。令和5(2023)年度のオープンキャンパス参加者の高校生のアンケート結果では、「満足」「やや満足」と回答した者を合わせると99.3%であった。
学修状況	令和6(2024)年度入学生のうち休学者が1名いるが、総じて教育者・保育者を目指す学生の適性及び就学態度が良好である。
就職率	本学の第1期生（平成29(2017)年3月卒業）から第7期生（令和5(2023)年3月卒業）までの専門職への就職率は平均94.5%（うち公務員（教育職・保育職）の合格率は平均50.9%）であった。また、第8期生（令和6(2024)年3月卒業）の専門職への就職率は91.0%（うち公務員（教育職・保育職）の合格率50.0%）、第9期生（令和7(2025)年3月卒業）は98.3%（うち公務員（教育

	職・保育職) の合格率 50.0%) と、第 1 期生を輩出以来、非常に高い水準を維持している。
小学校教員採用状況	令和 2(2020)年度から、4 年生が教員採用選考試験を受験している。令和 4(2022)年度 4 年生学校教育コース 30 人中 7 人 (23.3%) が合格、令和 5(2023) 年度 4 年生学校教育コース 23 人中 8 人 (34.8%) が合格、令和 6(2024) 年度 4 年生学校教育コース 11 人中 8 人 (72.7%) が合格した。

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学部の入学定員は 100 人、収容定員は 400 人であるのに対して、令和 6(2024) 年度在籍数は、4 年生 67 人、3 年生 53 人、2 年生 57 人、1 年生 36 人の計 213 人である。入学定員と在籍数は、Web サイトで公表している。併設短期大学の学生に対して、進路ガイダンスにおいて、4 年間を通じたより深い学びの実践とその意義について説明し、岡崎女子大学への編入を積極的に支援している。令和 7(2025) 年度は 3 名の学生が 3 年次編入の予定である。

入学定員に沿った適切な学生受入れ数の確保を目標にして、令和 6(2024) 年度は、4 月、6 月、7 月、8 月 (2 回)、12 月、3 月にオープンキャンパスを開催し、合計でのべ 731 人の参加があった。オープンキャンパスの企画、準備、当日の運営は主に入試募集委員会・入試広報課が担っている。

オープンキャンパスには多数の教職員が、本学の教育内容、在学生の活動を直接知らせ、参加した高校生の入学意欲を高めるために、様々な専門領域についての体験授業（計 36 回実施）を行い、また、個別相談コーナーを用意し、入学試験や授業、学生生活、進路支援等について、説明できる機会を設けた。また、オープンキャンパスのスタッフとして、のべ 409 人の学生が当日の運営、司会進行や案内等に携わり、高校生との交流やサポートを行うことで、大学の雰囲気を伝えることができている。

学内外で行う会場ガイダンスには計 39 回参加し、のべ 255 名の高校生が着席し、本学の説明を聞いた。高校内で行う進路ガイダンスでは、計 89 回参加し、のべ 1,049 名の高校生が着席し、本学の説明を聞いた。また、本学教員が高校に出向き、大学での学修を具体的に紹介する模擬授業は計 26 回実施し、のべ 564 名の高校生に模擬授業を行った。また、本学の募集圏内の高校を中心に、職員が大学案内を持参して訪問した高校の数はのべ 321 校であった。前年度入試の状況や在学生の近況報告、今年度入試に向けた情報提供、本学の教育内容の説明等、積極的な広報活動を展開した。

本学は付属する高校を持たないため、近隣の高校と「高大連携協定」を結ぶことで、学生確保に努めている。令和 4(2022) 年度に 1 校、令和 5(2023) 年度に 2 校と高大連携協定を締結し、高大連携校は 10 校となった。教職員は連携校を卒業した本学在学生や保育職に就いた卒業生と高大連携校に出向き、懇談会や特別講座を実施するなど積極的に学生募集に取り組んでいる。令和 5(2023) 年度 8 月には、今後の連携事業の内容を充実させることを目的として、高大連携事業推進懇談会を開催した。8 校から 13 名の出席があり、高大連携の課題や今後の連携の在り方についての意見交換を実

施した。令和 6(2024)年度は、今後の継続的な懇談会の開催方法について、アンケート調査を行った。

また、令和 6(2024)年度には、保育職の魅力を伝え、本学への入学意欲を高めることを目的として、高校生を対象に本学付属のこども園で保育体験を計 3 回開催した。保育体験には、のべ 60 人の高校生が参加し、園の見学とともに、子どもたちとの触れあいを経験した。保育体験後に実施したアンケートには、子どもたちと関わりに楽しさを感じ、保育者の援助の様子を見て尊敬でき、素晴らしい職業であると認識したといった回答がみられた。このように、学園全体で、積極的に学生募集に取り組んでいる。

本学のオープンキャンパスやイベント情報、学校情報等は Web サイトや Instagram に掲載している。また、オープンキャンパス、各種ガイダンス等に参加した高校生には、より関心を持つように「子ども教育フォーラム」など大学の行事のチラシや入試情報や大学案内、入学試験要項等を随時郵送している。その他、受験の問い合わせについて、入試広報課直通のフリーダイヤルや SNS(LINE)、Web 会議システム(Zoom)による個別相談を行っている。

在籍学生の確保について、上記のように様々に努力しているが、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているとは言い難い現状である。本学では、令和 8(2026)年度入学生から、入学定員を減らすことを検討している。

3-2 学修支援

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

3-2-② TA (Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

ア 学修支援に関する方針・計画

本学では、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学の使命と目標（3. 学習指導）」に示される通り、「学生個人の意向・適性・進度に応じて、短期・長期の学習目標を設定し、その実現のため、入学から卒業に至るまで、学習・生活・キャリア設計・自己開発に関する責任ある指導と支援を行う」の方針をもとに学修支援を行っている。これら学修支援については、岡崎女子大学・岡崎女子短期大学学生委員会規程に基づき、学生委員会を中心に検討を行い、包括的な学修支援体制を整えている。

学生委員会では、入学直後に国語基礎力のプレイスメントテストを行い、一定の水

準に満たない学生について、クラス指導主任と協力をして個別対応をしているほか、学生のプライバシーを配慮し、Webで学修相談を申込めるようにしている。また、障がいのある学生に対し、就学継続に必要な合理的配慮を検討し、授業担当者や関連部署間で共有を図っている。

教務委員会では、定められた修業年限に学生が必要な単位の取得、免許・資格の取得、卒業を目指して、学修が円滑に進められるよう多面的な支援を行っている。

IR推進室では、令和6(2024)年度は12月に文部科学省が行っている「全国学生調査」を活用して学修状況アンケートを行い、学生の学修時間や大学教育を通して獲得した能力を把握している。

学科での学生指導体制として、1・2年次はクラス指導主任が、3年次以降は専門ゼミナール担当教員が対応している。特に1・2年次は、毎学期開催されるクラスミーティング、3年次以降は専門ゼミナールの授業内で履修カルテ「学修の記録」に科目履修状況・単位取得状況を記入・確認するよう指導とともに、各期の学修の振り返りを行っている。令和6(2024)年度から、履修カルテは電子化され、学生がいつでも自身の履修状況などを確認できるようになった。また、学生が学修に関する相談を直接教員と行えるように、各教員はオフィスアワーを設定し（週2回）、紙面掲示により周知している。また、非常勤講師も担当授業前後にオフィスアワーを設定し、学生の質問等に対応している。

毎月開催される学科会議では、入学前教育課題の提出状況や学生の欠席過多等の修学状況、問題を抱える学生について情報を共有し、修学継続、単位取得、免許資格の取得・卒業・就職に向け、全学科教員で支援を行っている。

イ 教職協働による学修支援

教務課職員は教務委員会と協働し、履修指導を行っている。新入生には、新入生オリエンテーション時に、履修要項を配付し、大学での学修や履修登録について指導を行っている。在学生には、履修登録に関する助言や、特に、復学した学生や単位の取得状況が芳しくない学生に対し、学科教員と連携して個別に履修指導を行っている。その他、また、授業、教科書、休講・補講に関する情報や各期の成績をOWポータルを通して配信している。実習支援室担当職員は、免許・資格取得に必要な実習について、学生が不安なく取り組めるよう、授業担当者と連携し、実習に関する資料の作成・配付のほか、実習中の連絡対応、実習施設との連絡調整等を行っている。

学生支援課職員は学生委員会と協働し、授業担当教員が毎授業終了後OWポータルに登録した出欠状況を集約し、授業期間中の毎月曜日に全専任教員・教務課職員に情報を提供を行っている。その情報をもとに、クラス指導主任や専門ゼミナール担当教員は1科目当たり3回以上欠席した学生には学修指導を行っている。また、必要に応じて担当教員と学部長や学科長が面談や電話、電子メールにより保証人と連絡を取

り、修学継続の支援を行っている。また、財務課から「学納金未納」と報告があった学生と面談し、日本学生支援機構の奨学金制度等を紹介し、経済的事情による休学・退学の防止に努め、修学継続の支援を行っている。

キャリア支援課職員は、就職試験や進学に関する情報を発信したり、教員と協力して、就職に向けた模擬面接や対策講座を企画を行っている。

図書館職員は、図書館の利用方法や蔵書の検索方法についての助言、タブレットやノートパソコンの貸し出し、教員と協力して、授業の参考図書などを選定し、学修の支援を行っている。

本学の委員会は、教員（併設短期大学含む）と職員で構成され、毎月開催されるそれぞれの委員会では、学生の学修支援に関する事項を検討され、これらの情報は学科会議で共有されるなど、教職協働で学修支援を行っている。

ウ 障がいのある学生への合理的配慮の提供

本学では、これまで障がいのある学生への合理的配慮を行ってきたが、令和6(2024)年4月1日からの提供の義務化に伴い、申請から提供までの手続きに関するフローチャート等の見直しを行った。

障がいのある学生へ合理的配慮の提供については、「合理的配慮の申請から具体的な支援までの流れ（フローチャート）」（教職員のための学生支援の手引き2024に掲載）「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学学生支援ネットワーク会議規程」に基づき、行われている。

具体的には、学生からの申請を受け、学生委員（教員）がカウンセラーと連携を取り、また、配慮内容について、当該学生の確認を経て、合理的配慮の提供に関する提案書を作成する。この内容について、教学部長や学生委員長、学生支援課職員、実習委員会教職員、保健室職員、教務課職員などで構成される「学生支援ネットワーク会議」での検討・確認をしている。学長決裁後、学科会議で配慮の内容を共有、担当部署へ配慮依頼をしている。また、令和6(2024)年度から、配慮開始2ヵ月程度の時期に経過確認、学期終了後に継続希望の確認・点検を行い、必要に応じて修正や追加を行うようにした。令和6(2024)年度は、4名の学生が合理的配慮の申請を行い、対象となる全学生が年間を通して継続して配慮を受け、修学継続に繋げることができた。

エ 中途退学・休学・留年者への対応

学科のクラス指導主任や専門ゼミナール担当教員は、担当する学生における欠席の長期化、学修意欲の明らかな減退など、休学や退学に繋がる状況が確認された場合、面談等によりの指導を行い、「学生カード」にその内容を記録したうえで、学科会議で共有し対応している。特に、休・退学者について、入学前教育において課題の提出が著しく遅い、前期当初の欠席が目立つ学生は1年前期等早期の休学に結び付きやす

い傾向が指摘され、情報を共有し、休学に至らぬよう該当学生についてより丁寧な支援を行っている。面談において、学修意欲の減退や進路再考、疾病やその他やむを得ない事情により 3 ヶ月以上就学できないと判断された場合は、休学の方法があることを伝え、申請手続きの方法や、学納金について休学期間中は不要であることの説明している。学生は、学長許可を得て休学することができ、その情報は教授会で報告・共有されている。

卒業学年において、卒業に必要な単位が取得できず、教務委員会で卒業延期(留年)と判定された場合には、教授会に報告・共有される。該当学生には、次年度に未修得単位の授業を履修して免許・資格を取得したうえで卒業できるように指導をしている。また、卒業延期が決定した段階で就職が内定していた場合には、教員とキャリア支援課職員が該当する就職先に出向いて状況を説明し、理解を得ている。

クラス指導主任や専門ゼミナール担当教員や職員の支援や指導によっても、やむなく退学となった場合、申請手続きについて説明している。学生は、学長許可を得て退学することができ、その情報は教授会で報告・共有され、学科では今後中途退学者をなくすための資料として共有している。

オ 国際交流及び海外研修の支援

本学はセント・マーティンズ大学 [アメリカ合衆国、平成 8(1996)年度～]、カトリック上智大学校 [韓国、平成 23(2011)年度～] と教育文化交流協定を締結し、相互に訪問、交流を図り海外研修ができる体制を整えてきた。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、学生同士の交流は中断していたが、令和 6(2024)年度は、セント・マーティンズ大学の学生と web 会議システム (Zoom) により、4 月に 2 回交流事業を行った (大学・短期大学合わせて 3 名参加)。また、異文化理解、海外での活動経験を通して、教育・保育に関する専門的な視野を広げることを目的に、ソウル特別市のクンビヨルオリニチブ保育園、ウンロ小学校への訪問、日本語を専攻している学生との交流事業を実施した (9 月 3~7 日、大学・短期大学合わせて 15 名参加)。

3-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学は、大学院を設置していないため、厳密な意味での TA (Teaching Assistant) 制度はないが、コンピュータに関する授業等では、教員の教育活動を支援するため、情報メディアセンター職員による授業支援を行っている。また、母語が外国語の学生等、支援を必要とする学生に対し、上級生をチューターとして付ける SA (Student Assistant) 制度を設けることについて、学生委員会で検討している。

3-3 キャリア支援

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

3-3-② キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

本学では、主に教育者、保育者養成を行う単科大学であり、入学時から卒業に至るまで、ほとんどの授業が将来のキャリア形成を意識した教育課程をとなっている。

「女性の生き方（1年後期）」では、女性の長いキャリアを見据えた自己実現や社会貢献のあり方、自分らしい生き方を考え、大学での主体的で深い学びに繋がるようにしている。また、付属園を活用し、「体育」「専門ゼミナールⅠ～Ⅳ」や「保育・教職実践演習（幼）」等、様々な授業を通して、学生が子どもと関わる機会を豊富に設けている。さらに、4年次に行う「長期フィールド実習」は、約8か月に及ぶ長期間の現場実習であり、実際に小学校・幼稚園・保育園・施設等で子どもと関わり、教育・保育の専門職について、実践を通して理解を深めている。また、実習後の振り返りを通して、自分の課題を明らかにし、主体的に今後の学修につなげるという本学のキャリア形成のための特色的な科目となっている。

3-3-② キャリア支援体制の整備

ア キャリア支援体制と機能

キャリア支援のために、専任職員3人、契約職員2人、非常勤キャリアカウンセラーや2人の計7人からなるキャリア支援課を設置している。キャリア支援課では、就職や進学に関する相談・助言、学生が希望する就職分野別のオリエンテーション、ガイダンス・講座を企画・実施するとともに、就職先の新規開拓も行っている。

キャリア支援機能をさらに高めるため、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学キャリア支援委員会規程」に基づき、大学教員2人、短大教員2人、キャリア支援課専任職員3人の計7人でキャリア支援委員会を組織している。令和6(2024)年度も、会議の効率化を図るために事前に会議次第、資料等をメール送信し、委員間での情報共有を充実させたうえで定例委員会を対面で開催し、より一層の教育的効果の高揚を図ると同時にその推進を図っている。また、学科との連携を図りつつ、学生指導をはじめ、キャリア支援の企画を検討し、効果的な運用を図っている。

キャリア支援課内では、市町村採用試験募集要項、求人票や編入学試験案内を自由に閲覧できる環境を整備している。教育・保育職志望学生の公務員採用試験対策では、キャリア支援課が幼児教育・保育コースの実習指導担当教員と協力して進めている。採用試験の実技内容の部分は実習指導担当教員（併設短大の教員含む）が担当し、キ

キャリア支援課では、履歴書や面接の指導等を学科教員の協力を得ながら行った。

小学校教諭志望の学生に対しては、教職支援室を活用して、採用試験や学修の相談、小学校の全教科の教科書、指導資料や教員採用試験対策問題集等の資料の閲覧等を可能としている。小学校教諭志望学生の教員採用試験対策は、キャリア支援課が学校教育コース担当教員と協力して進めている。採用試験の専門的な部分は学校教育コース担当教員が担当し、キャリア支援課では、教育・保育職の対策を参考にして、履歴書や面接の指導等を学科教員の協力を得ながら行った。

キャリアカウンセラーによる個別の面談室を確保し、プライバシーに配慮した相談体制を整えている。また、本学独自の求人情報マッチングシステム「お仕事ナビ」を導入し、事前に「希望職種」「希望勤務地」等を事前に登録することで、本学に寄せられた求人情報から学生一人一人の能力や適性に合った情報を効率よく提供している。

企業に就職を希望する学生のインターンシップ支援体制を設けているが、令和6(2024)年度は、企業におけるインターンシップを希望する学生はいなかった。その他、公立・私立保育園・施設等での保育補助のアルバイト求人やボランティア参加依頼も多く、キャリア支援課がその連絡や相談に応じており、長期にわたって公立・私立保育園・施設等で子どもやその保護者と関わる活動を学生が行い、教育者・保育者になるためのキャリア教育につなげている。

イ 本学におけるキャリア支援プログラム

以下に、正課外のキャリア支援の指導やガイダンスについて示す（以下（ ）内は令和6(2024)年度開講分の参加人数）。

(ア) 進路ガイダンス

1～4年生の各学年に対し、各種講座の説明、市町村・私立園の採用試験に向けての流れ等の情報を提供する進路ガイダンスを行っている。令和6(2024)年度は、1・2年生には4回、3年生には3回、4年生には3回の合計10回開催した。なお、欠席した学生に対しては、個別に連絡をし対応している。

(イ) 社会人としての品格講座

大学が養成する人材像に示されている「品格ある社会人」を目指し、礼儀やマナー、人間関係を学び、社会人としての品格を身に付けるための講座を行っている。令和6(2024年度)年度は、「茶道講座（17人）」「フラワーアレンジメント講座（29人）」「すてきな先生になるために（36人）」「コミュニケーション講座（35人）」「着付け講座（34人）」を開催した。

(ウ) 合格支援講座

様々な就職試験に合格するための知識やスキルを身に付けることができるよう、令和6(2024年度)年度は、「基礎力養成講座I（34人）」「基礎力養成講座II（40人）」

「教職教養対策講座・小学校全科対策講座（16人）」「公務員試験講座（教養基礎23人、保育専門23人）」「公務員試験（教養集中・専門集中）講座（27人）」「小学校教員採用試験直前対策講座（11人）」「公務員試験直前対策講座（教養コース9人、専門コース11人）」「e ラーニング（オンライン講座、18人）等を開催した。講座の開催日と学外実習が重なった学生に対して、後日、動画を視聴して学べるよう対策した。

（エ）就職支援講座

採用試験に向けて、自己分析、自己表現力を高めるとともに、必要なマナーや技術を獲得することを目的に、令和6（2024年度）年度は、「履歴書の書き方 美文字講座（46人）」「面接の仕方講座 自己表現・話し方（41人）」「就活に役立つ！魅力発揮メイク講座（33人）」「模擬面接」「グループディスカッション対策講座」「学内教員による採用試験直前対策講座」「公務員試験二次対策講座」等を実施した。また、年間を通して、面接、集団討論、ピアノ実技、保育実技等の採用試験対策を実施している。幼稚園や保育所の実習指導担当教員（併設短大教員含む7名）がそれぞれ公務員（保育職）の保育実技指導の対策講座を企画・実施した。豊田市の保育実技試験対策講座（7日間、計11回）、岡崎市の保育実技試験対策講座（10日間、計16回）開催した。また、その他の市町村の保育実技対策についても、キャリア支援課の情報と学生のニーズに応じて、就職試験の内容に合わせた講座の企画し指導した。

小学校教員採用試験対策として、「基礎力アップ！月例講座」を毎月実施し、一般教養（数学）、教職教養、論作文の指導を行っている。「オータムセミナー（9月、4年生6名、3年生11名、2年生15名の計32名参加）」、「スプリングセミナー（3月、3年生14名、2年生13名、1年生21名の計48名参加）」をそれぞれ1日間実施し、一般教養、教職教養、論作文、模擬授業、面接（個人面接、集団討論、場面指導）の指導を行った。

（オ）資格取得支援講座

教育・保育に関する幅広い知識を学ぶために、学外の認定資格を取得できる講座を開催した。令和6(2024)年度は、おもちゃインストラクター養成講習（13人）、公認キッズリーダー講習会（12人）を実施した。また、例年実施していた救急法救急員養成講習は天候不良のため中止となった。

（カ）その他

進路選択に際し幅広い情報を提供するため、近隣の市町村と連携して、本学学生に保育の魅力を伝える、卒業生によるキャリア支援特別講演会「リエゾン陽だまりカフェ」を12月11日（水）に開催した。愛知県内市役所担当者（指導保育士、園長）4人、11の市町村公立園・7の私立園勤務の本学卒業生計18人が講演を行い、153人（うち、子ども教育学科33人）の参加があった。

また、就職活動を経験している学生が、後輩の学生に対して就職活動の体験を紹介する交流会「陽だまりカフェ」を令和6(2024)年10月から令和6(2024)年12月にか

けて 30 回実施し、のべ 26 人が参加した。

キャリア支援課では、就職試験終了後、学生から提出された報告書をまとめ、面接試験過去質問集、試験内容報告集を市町村別に作成し、次年度の卒業学年の学生全員に配付している。また、これら採用試験に関する内容を盛り込み、4 年間を見通した就職活動を支援する「就職手帳」を毎年作成し、4 月に 1 年生全員へ配付している。

ウ 進路状況

令和 7(2025)年 3 月卒業の 9 期生の就職率は 100% である。内訳は、就職希望者 59 人中、「教育・保育関連職」に 58 人、「サービス業他」に 1 人が就いており、入学時から高い目的意識を持って専門知識を学び、仲間と切磋琢磨する中で目的を達成し、成果が表れている。令和 7(2025)年 3 月卒業生は、小学校教諭 8 人、小学校常勤講師として 2 人が就職している。

希望職種毎の支援については、例年 9 割以上の学生が保育・教育職を希望するため、保育・教育職への就職を目指した対策・支援が主になされている。なお、企業希望の学生については、商工会議所、ハローワークと連携し、キャリア支援課の職員が個別に対応している。

エ 卒業生への支援体制

卒業生の早期離職を予防するために、就職先である幼稚園・保育園・こども園等を在学時の専門ゼミナール担当教員が訪問し、卒業生と所属長にそれぞれ面談を行う「卒業生職場訪問」という取り組みを 11 月～1 月に実施している。また、その際に卒業生と所属長に対して質問紙調査を依頼し、「本学での学修や経験が、どのような知識・技能や人間関係等に活かされていると考えるか」、また、「活かされていないと考えるか」を中心に質問項目を設け実施している。そして、回答結果を学科会議等で公表し、教員間で共有し、教育の充実を一層高めることができるように実施している。また、卒業生のためのホームカミングデー「お帰りなさい岡女へ」を 12 月 8 日（日）子ども教育フォーラム時に、「お帰りなさい岡短へ」を 10 月 27 日（日）の丘咲祭時に開催し、卒業生合計 44 人（うち、子ども教育学科卒業生 18 人）の参加があった。

Web サイトには「卒業生就職相談」のページがあり、「卒業生用お仕事ナビ」を通して卒業生からの求人希望と求人情報をマッチングさせている。

3-4 学生サービス

3-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 学生生活の安定のための支援

ア 学生支援体制・組織

学生が安定、充実した学生生活を送るために「岡崎女子大学 岡崎女子短期大学 学生委員会規程」に基づき、「学生委員会（大学教員 3 人、短大教員 5 人、学生支援課職員 2 人、保健室職員 1 人、計 11 人）」を組織し、毎月定例会議を開催して、学生の生活指導、学生の福利厚生、学生の賞罰、学友会活動及び学生の課外活動等学生支援について協議している。

学生支援の直接の窓口として、学生支援課（職員 3 人）を設置し、学籍（休・退学等）の管理、奨学金や高等教育の修学支援制度の案内、学生証・通学証明書等の交付、課外活動の支援、学修相談等、包括的な学生支援を行っている。また、学生の健康保持・増進を支援する保健室（看護師 1 人）では、健康管理、急な疾患・怪我への対応、毎年 4 月第 1 週目に行う学生健康診断の計画・実施、災害傷害保険の案内・加入支援を行っている。さらに、学生相談室（公認心理師 1 人、臨床心理士 1 人：非常勤）では、2 人のカウンセラーが交代で学生の悩みなどに応じている。

イ 支援の状況

（ア）修学継続のための支援

a 奨学金等の経済的支援

本学では、学生が家庭事情や経済的理由により修学に支障をきたすことなく、学業に専念できることを目的に、各規程に基づき、経済的支援制度を設けている。他にも、修学支援制度や日本学生支援機構の奨学金制度、地方公共団体の奨学金制度等の情報を収集・提供している（表 7）。

表 7 本学の奨学金制度と令和 6(2024)年度の対象者数

制 度	内 容	対象者数
奨学生 S	入学から 4 年間の授業料の半額を免除	5 人
奨学生 A	入学金の全額及び初年度授業料の半額を免除	5 人
奨学生 B	初年度の授業料の半額を免除	1 人
高大連携校特別指定校推薦奨学生	入学金の全額及び初年度授業料の半額を免除	1 人
高大連携校フレンドシップ奨学生	入学後の経済支援として奨学金 10 万円を給付	6 人
エール奨学生	初年度の授業料の半額を免除	0 人
特別奨学生	当該年度の授業料を半額免除	9 人
同窓子女減免	入学金の半額を免除	3 人
愛知県外出身者支援奨学金	年額 24 万円（原則として正規在学期間）	1 人

愛知教育大学教職大学院奨励奨学金	愛知教育大学教職大学院の入学金を支給	0人
------------------	--------------------	----

b 休・退学防止のための取り組み

本学では、入学前から保証人を含めた学生の情報の共有を図っており、授業開始後は学生の欠席等の兆候を把握し、欠席過多の学生について、クラス指導主任や専門ゼミナール担当教員が面談を行ったり、保健室や学生相談室でカウンセリングを行っている。これらの情報は、プライバシーに十分配慮したうえで、学科と各部署間で情報共有され、休・退学者の予防に努めている。令和6(2024)年度、休学者3人、退学者1人、除籍者1人であった（表8）。

表8 本学の休学退学者・除籍者及び修業年限卒業率

	休学者数／休学率	退学者／退学率	除籍者／除籍率	修業年限卒業者／修業年限卒業者率
令和4年度	—	6人／2.1%	1人／0.3%	66人／83.5%
令和5年度	—	3人／1.1%	0人／0.0%	92人／96.8%
令和6年度	3人／1.4%	1人／0.5%	1人／0.5%	65人／97.0%

c 社会人、編入学生への支援

編入学生や社会人の入学生に対して、教務課職員が既取得単位と本学の単位との読み替え、個別の履修計画などの履修指導を行っている。他にも、キャリア支援課職員が就職対策講座を個別に案内したり、ゼミナール担当教員が大学の学修について説明するなどの支援をしている。令和6(2023)年度、1名の学生が本学に3年次編入し、現在も順調に学生生活を送っている。また、社会人の入学生はいなかった。

(イ) 学生の心身の健康や学生生活に対する支援

a 保健室・学生相談室による支援

保健室では、毎年4月に、学生の健康診断を実施し、再検査・精密検査や経過観察が必要な学生に対して指導を行っている。また、新入生に対して、健康診断の際に、学外実習に備えて抗体（麻疹・風疹・水痘・ムンプス）検査を行い、基準値に満たない学生に対しては、実習支援室と連携して追加接種の推奨をしている。日常業務として、学内での病気や怪我への対応、身体計測、悩み相談、実習前の細菌検査対応、健康診断証明書の発行、近隣の医療機関への紹介、感染症予防の啓発、感染症に罹患した学生情報の集約、教職員への情報発信を行っている。令和6(2024)年度に病気や怪我で保健室を利用した学生数はのべ80人であった。

学生相談室では、4月にメンタルヘルスアンケートを実施し、支援の必要性があると思われる学生に、早期に呼びかけを行うことで、修業継続につなげることができ

いる。令和 6(2024)年度は、52 人の学生に呼びかけを行った。また、健康診断の問診で「悩みがある」と答えた学生には、学生相談を受けるよう案内している。対面で相談ができない学生について、SNS (LINE ビデオ、LINE 電話、LINE メッセージ) を使用した学生相談を行っている。令和 6(2024)年度は、のべ 33 人、計 347 回の学生相談を行った。

休学中の学生が復学しやすく、また復学した学生が安心して通学できるよう、保健室が「支援サロン」を開催している。令和 6(2024)年度は 3 回開催し、のべ 4 人の参加があった。復学後も保健室や学生相談室を活用して修学を継続できるように、支援サロンの案内時に学生相談室のリーフレットも配付している。また、これらの情報は、保健室からクラス指導主任やゼミナール担当教員に伝えられ、共有している。

b 保険制度への加入

正課授業、大学主催の行事及び課外活動中の事故等、不測の事態に備えるための「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」や通学中の事故・学校施設等の移動中の事故に備える「通学中等傷害危険担保特約（通学特約）」及び、学生の正課授業、研究活動、諸行事及び課外活動としてのインターンシップ・学外実習・ボランティア活動等における対人・対物損害賠償を補填するための「学生教育研究賠償責任保険（付帯賠責）」に全員が加入している。また、学研災では保障されない怪我等を保障する「学研災付帯学生生活総合保険」への任意加入についても案内している。学生の怪我が付帯賠責の対象となる場合は、保健室が手続きの窓口となっている。令和 6(2023)年度、7 人が対象となり、保険手続きを行った。

c ハラスメントの防止と対策

本学では、ハラスメント防止措置として、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学人権擁護規程」「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学セクシャル・ハラスメントに関するガイドライン」を策定している。学内にハラスメント相談員 5 名を配置し、学外団体の相談窓口を案内している。また、全学生と全教職員にハラスメント・パンフレット (Harassment Brochure) を配布して、ハラスメント防止を図っている。

令和 6(2024)年度は、人権問題委員会では、本学の人権問題相談を対象にした研修会（6 月）と、非常勤講師を含む全教職員を対象にした「人権問題研修会」（8 月、「合理的配慮と差別」、放送大学 川島聰先生）を FD 委員会と合同で企画・運営し、合理的配慮についての理解を深めた。

学生への人権問題に関する啓蒙活動としては、10 月に全学生に対して、ハラスメント・パンフレットの周知を再度行った。また、12 月の人権週間に法務局のポスター掲示やチェックリストの配信、昼休憩時カフェテリアにて人権イメージキャラクターソング『世界を幸せに』の再生を行い、人権問題への理解と予防への意識向上を図った。

d 一人暮らしをする学生の支援

学生支援課では、遠方に居住地がある入学予定者に対し、大学近隣のアパート等の住宅情報をまとめ、合格通知発送時に同封・紹介をしている。本学は女子大学のため、学生の安全を第一に考え、女性専用住居や家主との連携が図れる住居を推奨している。また、下宿学生を対象として「一人暮らし交流会」を実施し、先輩との交流をしながら、近隣の病院の紹介やゴミ出しのルール等、一人暮らしに役立つ情報を提供している。令和6(2024)年度は4月23日に実施し、2人が参加した。

e 通学に関する支援

本学では、学生の通学中の安全確保、通学路で起こり得る犯罪（変質者や勧誘等）からの回避方法、自転車通学のルール・マナーを周知徹底するために、1年生全員及び2年生以上の自転車通学者を対象に「通学マナー講習会」を実施している。令和6(2024)年度は4月6日に開催し、39人が参加した。また、最寄りバス停から大学までは、道幅が狭いため、各学期初めに教職員が通学路に立ち、徒歩及び自転車で通学する学生の安全確保と安全意識の向上、さらには朝の挨拶励行を目的として、「グッドモーニングプロジェクト」を行っている。令和6(2024)年度は、4月に9回、10月に5回実施した。

f 教育懇談会

本学では学生の保証人対し、学生生活の様子や学生個人の履修・学生生活・進路等の状況を伝えるとともに、保証人からの意見を伺う機会として、「教育懇談会」を実施している。令和6(2024)年度は5月18日（土）に実施し、18人が参加した。教職員と保証人が意見交換することで、学生支援についての共通理解ができ、学生生活の安定のための支援につながっている。

(ウ) 課外活動への支援

本学学生と併設短大学生で組織されている学友会は、全学生が会員であり、学生自身が主体的に大学祭実行委員会、クラブ連絡協議会、クラス委員等と協力し、学生生活を豊かにすることを目的とした組織である。

a 学友会活動への支援

学友会では、クラブ勧誘活動（4月）、新入生歓迎会（4月）、スポーツ大会（5月）、夏祭り（7月）、ハロウィンパーティー（10月）、クリスマス会（12月）等の行事を企画・運営しており、必要に応じて、教職員が相談・助言等の支援を行っている。また、学生から大学に対する要望等は、選挙によって選出された学友会執行部から伝えられ、学生委員会にて、検討・対応されている。

b クラブ・サークル活動への支援

クラブ・サークルは、令和6(2024)年度、新たに2団体が加わり、文化系13団体、運動系7団体の計20団体、登録者数はのべ588人である。学生は学業と両立しながら、クラブ・サークルなどの課外活動に積極的に参加している。

クラブ・サークルの活動状況の報告や要望・問題点等を協議するために、学生と学

生委員会の担当教職員による「クラブ連絡協議会」を設置し、課題解決を図っている。また、「リーダーズキャンプ」を開催して、各団体の予算等を検討するなど、学生の主体的な活動を支援している。

活発な活動を行っているクラブ・サークルには、学友会予算に加えて、大学からクラブ特別助成金（総額 300 千円）を交付しており、令和 6(2024)年度には、ダンス部、児童文化研究部はとっぽの 2 団体に交付した。また、新型コロナウイルス感染拡大により停滞したクラブ活動を活性化することを目的に、令和 6(2024)年度はダンス部、バスケットボールサークル、茶道部に「クラブ強化費（総額 295 千円）」を交付した。さらに、保証人による任意団体である「教育後援会」からも金銭的支援をいただいている。また、令和 6(2024)年度には指定強化クラブ制度を設立し、「指定強化クラブに関する内規」に基づき、ダンス部を選定し、支援を行っている。

c 大学祭（丘咲祭）への支援

本学では、大学祭実行委員会が中心となり、丘咲祭を企画・運営している。学生委員会の担当教職員は大学祭実行委員会との月例会議を行い、助言や相談に応じている。令和 6(2024)年度は、10 月 27 (日) に「祭愛」をテーマとした丘咲祭が開催され、有志学生団体、教育後援会、同窓会との協力を得て、迷路やプラネタリウム、屋外遊び、模擬店等が準備された。学内外合わせて 1,197 人の参加者を迎える、事故や怪我もなく、成功を収めることができた。

3-5 学修環境の整備

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な運営・管理

3-5-② 図書館の有効活用

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な運営・管理

本学では、「固定資産及び物品調達規程」「学校法人清光学園施設・設備使用許可規程」「学校法人清光学園業務組織規程」等に基づき、校地、校舎などの学修環境について、整備と適切な運営・管理を行っている。

ア 学修環境の整備

(ア) 校地・校舎

校地・校舎については、岡崎女子短期大学と全て共用している。校地面積 21,093.45

m^2 、校舎面積 17,819.57 m^2 であり、それぞれ、設置基準上必要な面積を満たしている。

キャンパスは、1号館から7号館までの7棟の校舎とグラウンド、テニスコートにより構成されている。学修施設として、教職支援室（2号館1階）・講義室（2号館2～5階、7号館3階）・SKホール（2号館2階）・ピアノ室（2号館4階）・ゼミ室（2号館5階）・パソコン室（2号館6階）・美術室（3号館1・2階）・小体育室（5号館1階）、大体育室（5号館2階）・ラーニング・プラザ（6号館1階）・図書室（6号館1階）・hyggeエリア（6号館1階、hyggeあそびの箱・hyggeおはなしの森・hyggeともそだち広場）、自修室（6号館2階）、演習室（7号館1階）、グラウンド・テニスコートを配備している。

本学では、全教室において十分な照明・空調設備を備え、防音や音響機器の整備により授業への集中を妨げない環境を確保している。また、プロジェクターや大型スクリーンは視認性に配慮して設置され、マイク・スピーカー等の利用により教員の発言が明瞭に伝わる。加えて、座席や机は長時間の使用に適した設計とし、Wi-Fi環境も整備している。さらに、図書館やラーニングプラザなどの学修支援空間を設け、学生が安心して学修に取り組める快適な環境を整えている。これらの環境は学生アンケートにおいても肯定的に評価されており、学修意欲の向上につながっている。

（イ）講義室・演習室

大学専用の講義室は5室、演習室は4室、実験・実習室は2室、語学演習室は1室である。短大との共用のものは、講義室16室、演習室17室、実験・実習室1室、情報処理学習室3室であり、その中にピアノレッスン室やピアノ練習室、ML(Music Laboratory)教室、美術・造形教室等の専門的な技能を高める教室も含まれている。令和5年度には、実習に向けて質の高い学修が展開できるように、7号館1階に模擬授業演習室・保育演習室を設置した。

演習室のうち、2号館6階には情報演習用教室（パソコン室）は3教室あり、授業がない空き時間は自由に自修できるようになっている。パソコン室はデスクトップパソコンとノートパソコン、Microsoft Officeを備えた情報リテラシーを学ぶ授業で使用する教室がある。パソコンは全てシンクライアントとなっており、個々のメンテナンス管理を集中で行える体制となっている。また、各机に中間モニタを設置し、講義における指示等がこの中間モニタを通じて行われるような仕組みとなっている。

また、ピアノ関連の施設として、2号館4階には複数台のピアノがあるピアノレッスン室（ピアノ室）が8室、それ以外に44台の電子ピアノがあるML教室1室を完備している。また、個人で練習できるピアノ練習室が11室ある。

（ウ）体育施設

体育施設は短大との共用であり、大体育室・小体育室は3,815.13 m^2 （収容人員1,000人）を有し、エアコンが設置されている。グラウンド（3,611.81 m^2 ）はテニスコート

(2面) バックネットが設置されているソフトボール場からなる。これらの施設は、体育実技の授業や運動系サークル活動以外にも、式典等で利用されている。

(エ) 図書館

図書館は面積 581.54 m²、うち閲覧室は 160 m²、閲覧席数は 120 席である。岡崎女子大学・岡崎女子短期大学図書館利用規則に基づき、開館時間は平日 8 時 30 分から 18 時 30 分、土曜日は 8 時 30 分から 12 時 30 分、日曜日・祝日は休館である。また、休講期の開館時間は平日 9 時から 17 時、土曜日・日曜日・祝日は休館としている。

(オ) SK ホール

短大と共に用している SK ホールは、約 300 人収容できる多目的ホールである。コンサート用グランドピアノを設置しており、「丘の上の音楽会」等の授業成果発表や大学祭に活用されている。その他にも、各種ガイダンスやクラブ活動、オープンキャンパス等に広く使用している。

(カ) ラーニング・プラザ

6 号館 1 階のラーニング・プラザ (230m²) はオープンスペースで、テーブル 21 台、椅子 60 脚を有し、通常時は学生の自修スペースとして機能している。学内 LAN を利用したインターネット接続がなされ、隣接する図書館が貸し出しているノートパソコンやタブレットを使用し、インターネットの利用が可能である。

また、講義や「専門ゼミナール」、各種セミナー、講演等も行われる等、アクティブ・ラーニングの拠点として機能している。

(キ) 研究室

専任教員全員に個人研究室を確保し、各室には机、椅子、キャビネット、書架、ロッカー等を整備している。

(ク) アメニティ施設

アメニティ施設として、学生ラウンジ (1 号館 2 階)、学生ホール・購買・学生ロッカー (2 号館 1 階)、ホワイエ (2 号館 2 階)、クラブ室 (1 号館 2・3 階) クラブハウス (5 号館 1 階)、カフェテリア (6 号館 2 階) 等のアメニティ施設も完備している。カフェテリアはランチタイム以外の時間にも、学生の自修や憩いの場として利用されている。また、可動式パーテーションで仕切ることで各種ミーティングや設置されたプロジェクター・スクリーンを利用した発表会・プレゼンテーション等にも利用可能となっている。学生ラウンジやホワイエでは学生がコミュニケーションを図りながら学修の場としても利用している。1 号館 2 階、3 階は学生のためのスペースとして、2 階は 6 号館 2 階のカフェテリアと渡り廊下で結び、カフェテリアの延長スペースとして自由に利用できるよう、椅子、テーブルを設置している。

イ 学修環境の運営・管理

(ア) 実習施設等の有効活用

本学では、実習施設等を次のように運営している。

講義室は「子ども学総論」「教育学概論」等の講義科目や「教育と発達の心理学Ⅱ」「子ども理解と評価」等の演習科目で使用している。理科実験室（兼小児演習室）は「地球と環境」「理科」、調理実習室は「子どもの食と栄養Ⅰ・Ⅱ」等で使用している。情報処理学習室（パソコン室）は「情報処理Ⅰ・Ⅱ」「教育調査と統計」で使用している。

ピアノレッスン室やML教室は「表現技術演習（音楽）Ⅰ・Ⅱ」「子どもと音楽Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「音楽」の授業教室として使用している。その他にも、朝や放課後、休み時間等にいつでも利用できる体制を整えている。美術教室は「表現技術演習（造形）Ⅰ・Ⅱ」「造形」「図画工作」等で使用している。

大体育室は「体育」「教科教育法（体育）」「保育内容の指導法（健康）」、小体育室は「表現技術演習（身体）Ⅰ・Ⅱ」の授業教室として以外にも、クラブ活動等でも活発に使用している。

また、模擬授業演習室・保育演習室は、それぞれ「教科教育法」「教育の方法と技術（ICT活用を含む）」「教育実習指導Ⅰ・Ⅱ（小）」「介護等体験指導」の授業などで活用している。

(イ) ICT 施設の管理・運用

大学全体のICT(Information and Communication Technology)運用管理体制としては、情報管理室（情報メディアセンター）が所轄部署として対応しており、情報機器、情報ネットワーク、ソフトウェアについて現況保守、保守計画、投資計画の策定を行い、情報機器を用いる授業の円滑な運用を行っている。令和6(2024)年度は、学修環境の改善と有効活用に向けて、パソコン演習室のパソコン（55台）と複合機（2台）の更新を行った。また、IR推進室と協働し、履修カルテ「学修の記録」の電子化を行った。

3-5-② 図書館の有効活用

図書資料は、岡崎女子大学・岡崎女子短期大学図書館資料管理規程に基づき、管理されており令和6(2024)年度末の図書の所蔵数は97,985冊（内開架図書数53,302冊）である。定期刊行物の種類は68種類、視聴覚資料の所蔵数3,832点である。

選書については、教員からの推薦及び授業参考図書を中心に行っている。また、保育・教育に関連した学術関連と併せ、絵本・児童書の充実も心がけている。実習期間の貸し出しについては、貸出冊数を増やし、貸出期間を延長する特別な措置を講じ、実習に寄与できるようにしている。有志学生で構成される図書館学生サポートーズと

とともに、選書ツアーや実施したり、学生リクエスト箱を設けたりなど、学生のニーズに応える配架も意識している。学科教員による推薦図書を「オカジョの100冊」としてリスト化し、コーナーを設け、在学中に100冊読破を目指す活動を推進している。検索システムとしては、学生個人のPCやスマートフォンから、OPACで様々な資料の所在や館内蔵書図書を検索でき、Myライブラリーとして、個々が図書館活用状況（返却日、貸出図書等）を確認できるようにしている。令和6(2024)年度の図書貸出し件数は5,241件であった。また、貸出用ノートパソコン30台とタブレット18台も整えており、利便性を高め、学生の積極的な図書館利用を促している。図書館の開館時間、図書やノートパソコンの貸出の情報については、学生生活ハンドブック2024やポスター掲示、Webサイトなどにより、学生に周知しており、有効活用を促進している。

教員の研究に関しては、学術リポジトリに本学の研究紀要を保存し公開することにより、広く研究成果を地域に還元している。また、教員への研究支援機能としては、国立国会図書館やJ-STAGE、ILLシステムなどをを利用して学術情報を提供している。

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

校舎間のアクセスについては、2号館と6号館、7号館がそれぞれ3階の連絡通路で結ばれ、雨天時等でも校舎外に出ることなく往来が可能となっている。また、2号館1階から、1号館・6号館へのアクセスについては屋根付きの通路が確保されている。

身体に不自由を抱えた方にとって障害となる物理的バリアフリーとして、2号館(1階2箇所)と7号館(1階1箇所)に自動ドア、エレベーター、障がい者用トイレを設置している。また、6号館(1階2箇所)に自動ドア、図書館入口にはスロープと自動ドアを設置し、利便性と安全性の確保に努めている。さらに、ラーニング・プラザに面した2階への階段手摺りを、踊り場から1階フロアまで延伸することで、階段昇降の補助機能を向上させている。その他の階段踊り場等の折り返し部分に手摺りを設置し、切れ目無く手摺りを利用できるようにしている。バリアフリーに関しては、一部の施設に建築基準法等の規制により整備困難な箇所もあるが、授業教室配置やイベント実施の際の導線配慮、教職員・学生相互による支援協力体制で対応している。

本学の全ての校舎について、耐震改修工事は完了しており、耐震化率は100%である。また、学校保健安全法や消防法等の法令を遵守するとともに、令和6(2024)年度も「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学大規模地震対応消防計画」を策定し、それに沿った避難訓練の実施及び消防設備点検、電気設備点検、AED(自動体外式除細動器)の点検を行っている。火災等の緊急対応として、2号館・3号館・6号館・7号館にそれぞれ1台レスキュースライダーを常備し、1人の介助者だけで、着座のまま1階の地面に降りられるようにしている。その他、衛生委員会から学内の安全性について不備があると指摘があった箇所について、1カ月に一度点検を行い、必要に応じて対策

を講じている。

[基準3の自己評価]

(1) 本学で成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、オープンキャンパスにおいて教員による模擬授業や学生スタッフによるキャンバスターなどを実施し、「教員と学生の距離が近い」「先輩が優しい」といった好評を得ている。また、大学祭などを通じた大学生と短大生の交流が増え、大学への編入学者数が増加の傾向にある。さらに、入学試験の選抜方法を見直した結果、オープンキャンパス利用入試、特別奨学生選抜入試による入学者がそれぞれ6名、4名おり、見直しの成果が出ている。

その他、入学定員の適正人数に関する検討も必要であり、定員減についても令和8(2026)年度入試に向けて実施する。

学生支援の面では、学科会議で学生の出欠状況や実習時の様子を共有し、支援の漏れがないように取り組んでいる。また、障がいのある学生に対する合理的配慮を行い、修学継続を可能にしている。

キャリア支援においては、約8か月の「長期フィールド実習」や付属園を活用した実践的な学びにより、学生の職業理解を深めている。キャリア支援体制も充実しており、専任職員やキャリアカウンセラーによる進路相談、履歴書指導、模擬面接、公務員・教員採用試験対策を実施している。また、「お仕事ナビ」により学生の希望に沿った求人情報を提供し、「卒業生職場訪問」や「ホームカミングデー」を通じて卒業生の離職防止にも取り組んでいる。これらの成果により、令和7年度の就職率は100%を達成している。

学修環境の整備では、「オカジョの100冊」として図書館に特設コーナーを設け、学生の読書習慣や目標意識の向上を図っている。また、学生の意見を踏まえ、熱中症対策・防寒対策として大体育室に空調を設置するなど、学修環境の改善にも取り組んでいる。

(2) 本学での自己点検・評価や外部による評価で得られた課題

本学の個々の取り組みは一定の成果を上げているものの、収容定員400人に対して令和6年度の在籍数が213人（充足率53.3%）と低迷しており、志願者数・入学者数の増加が喫緊の課題となっている。

学修支援に関しては、令和6年度に学修相談の希望者がいなかつことから、ニーズの有無を再確認する必要がある。また、障がいのある学生への合理的配慮についても、より中立性・専門性を確保するための組織体制の整備が求められている。また、心の悩みを抱える学生の増加に対応するため、就学継続を支援する学内体制の強化が求められている。

キャリア支援では、卒業生の就職率は100%と高水準を維持しているが、教育・保育

職への就職率が95%以上であり、一般企業への就職を希望する学生が少ないとため、これまで商工会議所やハローワークと連携が少なかった。今後、定員の充足率拡大に伴い多様な学生が入学してきた際には、特に、令和8(2026)年度からの共学化後には、商工会議所やハローワークとの連携を強化する必要がある。また、公務員試験対策の充実が求められ、試験内容の変化に柔軟に対応できる支援体制の強化が必要とされている。卒業後の支援に関しては、職場訪問やフォローアップを行っているが、早期離職を防ぐために在学時のキャリア支援の段階において、求人先とのマッチング精度を向上させる必要がある。さらに、卒業生や所属長へのアンケート調査の結果を分析し、在学生の教育改善に活用することも課題として挙げられている。

「オカジョの100冊」については、試行的に実施しているが、この取り組みがより深く浸透するように、学生への周知の方法を考える必要がある。また、図書館サポーターが選書を行っているが、参加学生の減少が課題となっている。今後は、これらの取り組みの評価と可視化を進める必要がある。教員の研究に関して、図書館の予算削減に伴い、現在、電子ジャーナルを含む海外学術誌や有料データサービスを全て取り止めている。現代は研究のグローバル化や学術情報のオープンアクセス化が急速に進んでおり、本学でもこれらに対する図書館機能の改善・充実を図っていくことが課題である。

(3) 課題などに対する本学での改善状況と今後の取組み予定

志願者増・入学者増のため、令和8年4月より男女共学化とし、大学名称を変更する予定である。さらに、中・高等学校教諭一種免許状（保健体育）の取得が可能となるよう準備を進めている。今後は、乳幼児から高校生までの発達と学びを支える教育者・保育者の育成に力を入れ、本学の特色を明確に打ち出していく。

学修相談については、支援可能な内容や秘匿性の確保について学生への周知を強化し、ニーズの把握に努めるとともに、支援体制を充実させる。また、現在「学生支援ネットワーク会議」が中心となって合理的配慮の対応を行っているが、多様な学生に対する幅広い学修支援を行うため、教職員間の情報の共有とSA (Student Assistant) 制度を定め、運用していく。

キャリア支援では、キャリア支援課と子ども教育学科、キャリア支援委員会が連携し、きめ細やかな就職・進学支援を実施する。また、公務員試験対策講座や進路ガイダンス、模擬面接の強化を進め、学生の希望職種への支援を充実させる。卒業生支援については、職場訪問を通じたフィードバックを収集・分析し、教育内容の改善につなげていく。さらに、企業就職を希望する学生へのインターンシップ支援を充実させ、卒業生ネットワークを活用したキャリア相談の強化を図る。心の悩みを抱える学生や外国にルーツを持つ学生への包括的な支援体制を整備するための準備も進める。

最後に、施設・設備の安全性や利便性の向上に、学生や教職員からの意見を聴取し、反映させる制度を定め学修環境・教育研究環境の改善を図っていく。

基準 4 教育課程

4-1 単位認定、卒業・修了認定

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

ア 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシー(DP)の策定

(ア) 「大学の教育目的」「大学が養成する人材像」に基づく「全学 DP」の策定

全学 DP は「大学の教育目的」[I -2-(1)]、「大学が養成する人材像」[I -2-(2)] を踏まえて、以下のように定めている。

(全学 DP)

以下の力や資質を獲得したものに学士の学位を授与する。

DP I : 現代人としての教養と豊かなコミュニケーション能力を獲得している。

DP II : 専門分野の確かな知識・技能を持ち、現代社会のニーズに対応しうる専門的職業人の資質を獲得している。

DP III : 主体的で自律的な学習態度・課題探究能力を修得している。

DPIV : 実践知を修得し、社会や地域への貢献力を獲得している。

(イ) 「学部の教育目的」「学部の教育目標」に基づく「学部 DP」の策定

「学部の教育目的」「学部の教育目標」[I -2-(3)] を踏まえて、以下のように定めている。

(学部 DP)

以下の力や資質を獲得したものに学士（子ども教育）の学位を授与する。

DP I : 現代人としての教養と豊かなコミュニケーション能力を獲得している。

DP II : 専門職としての確かな知識・技能を持ち、教育・保育現場の現代的ニーズに對応しうる教諭・保育者の資質を獲得している。

DP III : 自律的学習態度・課題探究能力を修得している。

DPIV : 教育・保育分野の実践知を修得し、社会や地域への貢献力を獲得している。

イ DP の周知

DP については、「履修要項」に明記し、学生及び教職員に示すとともに、Web サイトや大学案内にて公開し、学内外への周知を図っている。

以下の表は学校教育で求められる「学力の3要素」(①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性・多様性・協働性)と、それぞれのDPが示す「大学で獲得する力(人間力、専門力、課題探求力、実践力・地域貢献力)」(表9)と、「学部で獲得する力(人間力、専門力、課題探求力、教育保育の実践力・地域貢献力)」(表10)との関係を示したものである。

表9 「大学で獲得する力」と「学力の3要素」と全学DPの関係

全学 DP	DP I	DP II	DP III	DPIV
大学で獲得する力 学力の3要素	人間力	専門力	課題探求力	実践力・ 地域貢献力
①知識・技能	◎	◎	○	○
②思考力・判断力・表現力	◎	◎	◎	◎
③主体性・多様性・協働性	◎	○	◎	◎

表10 「学部で獲得する力」と「学力の3要素」と学部DPの関係

学部 DP	DP I	DP II	DP III	DPIV
学部で獲得する力 学力の3要素	人間力	教育保育の 専門力	課題探求力	教育保育の 実践力・地域貢献力
①知識・技能	◎	◎	○	○
②思考力・判断力・表現力	◎	◎	◎	◎
③主体性・多様性・協働性	◎	○	◎	◎

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

ア 単位認定基準の策定と周知、厳正な運用

単位については、学則第6章において単位の計算方法(第25条)、単位の授与(第26条)、成績評価(第27条)、成績評価基準等の明示等(第28条)を定めている。また、単位認定基準については、「履修要項」に明記し、学生及び教職員に周知している。単位認定の基準となるのは各授業科目の成績評価であり、100点～60点までを合格、60点未満を不合格として、単位認定の可否を定めている。

なお、単位が認められない場合は、不合格(点数不足)の他に、①履修登録がされていない場合、②授業回数の3分の2以上を出席していない場合、③学納金が納入されていない等がある。

また、上記成績評価と連動して、グレードポイントアベレージ(Grade Point Average: 以下GPA)制度(S=4.0、A=3.0、B=2.0、C=1.0、F=0)を採用し、学生自身も学修到達状況を学期単位・通年単位で総合的に把握するとともに、DPに沿った

学修の到達度と課題を自覚できるようにしている。

単位制度の実質化については、シラバスの「授業計画表」に各回授業の内容を示し、「自修について（予習・復習・学生へのフィードバックの方法等）」に単位数に応じた予習・復習の時間数と配分を示している。また、学生が各科目を計画的に履修できるよう、年間履修登録単位数の上限を定める CAP 制度を設けている。履修登録単位数の上限は、初年次は 48 単位に設定している。2 年次以降は、前年次の GPA に応じて、GPA3.0 以上の場合は緩和して 50 単位、2.0 以上 3.0 未満では 48 単位を維持、2.0 未満では引き締めて 46 単位とする運用により、学修成果に応じた履修管理を行っている。

履修に関する指導については、学年末に行う履修ガイダンスにおいて学生に周知し、学生自身が履修計画を立てるよう指導するとともに、教務課において随時相談を受け付けている。履修登録は OW ポータルにより行っている。また、上限単位数以上に履修登録し修正が必要な学生については、履修指導を行っている。成績評価の方法及び基準の明確化については、全学的な方針のもとで実施し、シラバスに成績評価の具体的な方法や基準を明記している。

また、他大学又は短期大学等での修得単位については学則第 30 条、31 条、32 条に則り必要があれば教務委員会で審議したうえで、学長の承認を得て単位認定している。

成績評価の厳格な適用については、各教員の裁量に委ねられる側面もあるが、評価方法と基準については全学的な方針を設け、シラバスへの明記を義務付けている。同一科目を複数の教員で担当する場合は、協議し適正な評価を行っている。同一科目が複数開講され、非常勤講師を含む複数の教員で授業を担当する場合、シラバス作成の際には専任教員が主導して、授業内容や成績評価等に関する打ち合わせを行っている。令和 6(2024)年度は、3 月に講師懇談会を開催し、本学の教育の特色、教務関係事項に関する確認、分野・領域別の打ち合わせを行った。また、履修登録済みの科目の取り消しについては、前期後期ともに修正期間を設けており、取り消し科目は GPA 算出対象とはせず、学生に不利益がないよう配慮している。

単位制度の実質化、成績評価基準の明示、厳格な成績評価の実施を視野に学内改革を進めており、学長室会議が先導して教育の内部質保証に関する基本方針を大学・短期大学運営会議において共有し、学科や関係委員会等へと伝達されている。

また、学長が委員長を務める大学自己点検・評価委員会が内部質保証の PDCA サイクルの確立を視野に、教務委員会、学科、FD (Faculty Development) 委員会等に現状の報告や改善策の報告を求めている。具体的には、各教科の単位や上限単位数の設定等は教務委員会および学科で協議して決定し、厳格な成績評価実施の教員への啓発は教務委員会が担当し、その結果は、教授会、学科会議等において共有されている。

イ 進級基準の設定と周知、厳正な運用

進級基準を設けてはいないが、教育・保育分野を重視する学部の DP を踏まえて、学修達成度の判定が必要となるタイミングを独自に設定している。具体的には、GPA を 2 年次から開始される「学校教育コース」「幼児教育・保育コース」の分属と、実習参加の基準に活用している。実習科目は 2 年次から 4 年次まで連続的に配当されており、またほとんどが教職・保育職の資格取得や専門職への就職に不可欠な科目であることから、コース所属成績要件や実習参加成績要件が学生の実質的な成績下限の目安としての役割を持っている。これらについては、「履修要項」に明記して学生や教職員に周知している。

(ア) コースの分属要件の適用

2 年次からの「学校教育コース」と「幼児教育・保育コース」への分属は履修状況を活用している。学生が「学校教育コース」に進むためには、通算 GPA が 3.0 以上または学科平均以上の GPA 値が必要である。「学校教育コース」を設置する際に、文部科学省の助言を受けて、小学校免許の取得を一定の学力と適性をもつ学生に限定する方針をとることとしたため、「学校教育コース」に所属する学生の数の目安を各学年の半数以下とした。このことから小学校教員志望者が上位 50%に入る成績であることが望ましいという考えに基づき、分属要件を GPA3.0 または学科平均値以上としている。

「学校教育コース」所属希望者には、分属希望調査後に教職科目担当教員による個人面接を実施し、その結果と 1 年次後期の通算 GPA に基づき学校教育コース担当者が分属案を作成し、学科会議において可否が決定される。

令和 6(2024)年度、「学校教育コース」を希望した学生は 21 人で、学校教育コースに分属したもの者は 20 人、GPA 値に抵触して希望するコースに分属できなかった学生は 1 人であった。

(イ) 実習参加要件の適用

教育実習の参加資格に関しては、「岡崎女子大学教育職員免許状取得に係る履修の規程」において「教育実習」までに履修しておくべき科目を設定するとともに、通算 GPA もしくは実習直前の学期の GPA が教育実習（小）は 2.5 以上、教育実習（幼）は 2.0 以上であることを求めている。また、保育実習の参加資格に関しては、「岡崎女子大学保育士資格取得に係る履修の規程」において「保育実習」までに履修しておくべき科目を設定するとともに、通算 GPA もしくは実習直前の学期の GPA が 2.0 以上であることを求めている。これらの要件が満たされない場合、学科において審議し、実習参加を認める場合は実習担当教員が個別に事前指導を行っている。その他、実習参加要件には、GPA のほかにも、科目の履修状況がある。これらは、「実習の手引き」において示されており、年度当初のガイダンス及び関係する授業において学生に周知している。

これらの基準に照らしたところ、令和 6(2024)年度、教育実習 I (幼) では 1 名、教育実習 II (幼) では 1 名、保育実習 I a では 3 名、保育実習 II では 1 名が実習参加の要件を満たさず、免許や資格に関わる学外実習に参加できなかった。

ウ 卒業認定基準の策定と周知、厳正な運用

卒業の要件に関しては、学則第 7 章第 33 条において、「本学に 4 年以上在学し、合計 124 単位以上修得しなくてはならない。」ことを明記している（在学期間は最長 8 年である）。また、第 34 条第 1 項において、「本学に 4 年以上在学し、学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。」ことが示されており、卒業認定された者には、学則第 34 条第 2 項及び「岡崎女子大学学位規程」に基づいて、「学士（子ども教育）」の学位が授与される。これらの卒業認定要件、卒業認定手続き、学位授与については、「履修要項」に明記して学生や教職員に周知している。

(ア) 「学修の記録」に基づく学修達成度の確認

卒業までの修得単位数に加えて、DP に沿った学修達成度を学生自身が把握し自己点検・評価するものとして「学修の記録」を用いている。「学修の記録」は全学生が継続的に記録している学生カルテであり、学生自身の学修成果の振り返りを目的に行っている。これは学生が学期毎に「(1) 卒業必修科目」「(2) コース必修科目」「(3) 小学校教諭一種免許状取得に必要な科目」「(4) 幼稚園教諭一種免許状取得に必要な科目」「(5) 保育士資格取得に必要な科目」「(6) インクルーシブ教育士資格取得に必要な科目」「(7) 任意の選択科目」の履修状況を確認し、「(8) 教育者に必要な資質・能力」「(9) 保育者に必要な資質・能力」について自己評価している（ただし、(6) は令和 2(2020)年度入学生より）。さらに「(10) 学外実習の状況について」「(11) 卒業研究・長期フィールド実習の状況」についても記載し振り返りを行っている。1・2 年次はクラス指導主任、3・4 年次は専門ゼミナール担当教員が学修達成度の確認を行い、「学修の記録」を「子ども教育学部のアセスメント・ポリシー」の評価項目のひとつとし、学修成果の確認に活用している。さらに、4 年生の入学時と卒業時と比較し、どの領域での学修を伸ばしたかといった学修達成度について学科で確認している。平成 4 年度入学者からは、「学修の記録」を PC を使い Excel ファイルで作成している。

(イ) 「卒業研究」を通じた探究的・実践的学びとその認定

「卒業研究」は、教育・保育の 4 年間の学びを総括し、DP に沿う「自律的学習態度・課題探究能力、教育・保育分野の実践知」を修得する科目として置かれている。卒業研究は論文研究系領域、表現研究系領域（音楽・造形）長期フィールド実習研究系領域に分かれており、「卒業研究発表会」での学修成果発表が義務付けられている。論文研究系領域では 24,000 字相当以上の「卒業論文」、表現研究系領域では音楽・造

形関係の成果物と 8,000 字相当以上の「卒業研究報告書」、長期フィールド実習研究系領域では 12,000 字相当以上の「長期フィールド実習研究報告書」の提出が課されている。

これらの審査・評価に関しては、1人の学生に対し専門ゼミナール担当教員が審査・評価し、その結果については学科会議で共有されている。また、学部長賞審査委員会が組織され、特に優秀な研究に対して、学部長賞が卒業式当日に授与される。なお、学生は審査結果に関して学部長及び学科長に対し異議申し立てをすることができる。令和 6(2024)年度における申し立てはなかった。

エ 成績不振学生への対応

「岡崎女子大学における成績不振等の学生への対応に関する要項」に沿って学生を支援している。学生の履修状況を学期毎に確認し、所属する学部において、当該年次に修得した単位数が当該年次の学生の平均修得単位数の 6 割以下の者、所定の修業年限を超えている者、前各号に掲げる者の他、学修意欲が特に低いと学部が判断した者に対して、1・2 年次はクラス指導主任が、3・4 年次は専門ゼミナール担当教員が、必要に応じて関係部署や当該学生の保証人等と連携しながら、指導及び必要な支援を実施している。

成績不振等の学生の特徴として、授業の欠席が多く、大学生活への消極姿勢が顕著にみられる。成績不振等学生への基本的な対応方針は、主に以下の手順で実施している。まずは授業出席を促すため、本人に連絡を取るにあたり、友達、仲間関係から情報を得る。電話連絡をして状況を確認する。電話連絡がつながらない場合はメール連絡をする。状況に応じて、自宅に連絡をして、家族から本人の状況を聞く。その後、本人との面談を行ない、必要に応じて保証人等とも連絡や面談を行っている。面談後には、家庭の協力を得て保健室や学修相談窓口との連携、学内カウンセラーによるカウンセリングを受けるための支援等、教科担当者や実習授業担当者の協力も得て、個別指導を行っている。

「岡崎女子大学における成績不振等の学生への対応に関する要項」においては、「修学可能な期間が残り 1 年となった者については、通算 GPA が 1.0 未満の場合に、学長は退学を勧告することができる。」とする退学勧告基準も定めている。

4-2 教育課程及び教授方法

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

4-2-④ 教養教育の実施

4-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

ア 教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシー(CP)の策定

(ア) 全学 CP の策定

全学 CP は「大学の教育目的」「大学が養成する人材像」「全学 DP」を達成するために、教育課程編成方針と教育課程実施方針の観点から策定され、以下のように定めている。

(全学 CP)

・教育課程編成方針

以下の方針に基づき、カリキュラムを編成する。

CP I : 教育課程に教養科目と専門科目を置く。

CP II : 基礎的・一般的学習から発展的・研究的学習へという順序性をもつ教育課程を編成する。

・教育課程実施方針

以下の方針に基づき、教育を実施する。

CP III : 教室内での学びと実践の場での学びを組み合わせた教育を行う。

CP IV : 学生の学びを引き出す、アクティブ・ラーニングを行う。

CP V : シラバスにおいて、挙証可能な学習成果と評価方法を示す。

(イ) 学部 CP の策定

学部 CP は「学部の教育目的」「学部の教育目標」「学部 DP」を達成するために、教育課程編成方針と教育課程実施方針の観点から策定され、以下のように定めている。

(学部 CP)

・教育課程編成方針

以下の方針に基づき、子ども教育学部のカリキュラムを編成する。

CP I : 教育課程に教養科目と専門科目を置く。

CP II : 基礎的・一般的学習から発展的・研究的学習へ、という順序性を持った科目配置とする。

・教育課程実施方針

以下の方針に基づき、子ども教育学部の教育を実施する。

CP III : 教室内での学びと教育・保育現場での実践的な学びを組み合わせた教育

を行う。

CPIV：学生の学びを引き出す、アクティブ・ラーニングを行う。

CPV：シラバスにおいて、挙証可能な学習成果と評価方法を示す。

イ CP の周知

全学 CP、及び学部 CP については、「履修要項」に明記して学生及び教職員に示すとともに Web サイト、大学案内にて公開し、学内外へ周知している。

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

ア DP との一貫性の確保

4-2-①で述べたように、大学および学部の CP は、大学および学部の DP とそれぞれ理念を共有し、DP の実現を目的に教育課程の編成方針と実施方針を示しており、DP との一貫性を確保している。

以下の表は学校教育で広く求められる「学力の 3 要素」と、それぞれの DP が示す「大学で獲得する力」(表 11) と、「学部で獲得する力」(表 12) の関係、及びそれらがカリキュラムにおける各科目群と、どのような関係をもつか、どのような能力の獲得をめざして各科目群が置かれているかを示したものである。

表 11 「大学で獲得する力」や「学力の 3 要素」とカリキュラムの関係

カリキュラムにおける 各科目群	教養 科目	専門 科目	専門演習科目・ 研究科目	実習科目・ ボランティア科目
大学で獲得する力 学力の 3 要素	人間力	専門力	課題探究力	実践力・ 地域貢献力
①知識・技能	◎	◎	○	○
②思考力・判断力・表現力	◎	◎	◎	◎
③主体性・多様性・協働性	◎	○	◎	◎

表 12 「学部で獲得する力」や「学力の 3 要素」と学部カリキュラムの関係

カリキュラムにおける 各科目群	教養 科目	専門 科目	専門演習科目・ 研究科目	実習科目・ ボランティア科目
学部で獲得する力 学力の 3 要素	人間力	教育保育の 専門力	課題探究力	教育保育の実践力・ 地域貢献力
①知識・技能	◎	◎	○	○
②思考力・判断力・表現力	◎	◎	◎	◎
③主体性・多様性・協働性	◎	○	◎	◎

「履修要項」にはこれらの表とともに「授業科目と到達指標との関係」として個別教科と DP との対応関係が明記されている。また、シラバスにおいても当該科目と学部 DP との関連を明示して学生に周知している。

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

ア CP に即した体系的な教育課程の編成

(ア) 「教育課程編成方針」 CP I に基づく教養科目と専門科目の設置

「教育課程編成方針」 CP I に従い、子ども教育学部のカリキュラムには、「教養科目」と「専門科目」が置かれている。

a 教養科目

教養科目は主として DP I に関わる科目群として位置づけられており、「基幹教養科目」と「展開教養科目」で構成されている（4-2-④で詳述）

b 専門科目

専門科目は「基礎科目」「展開科目」「実習科目」「専門演習科目」「研究科目」「インクルーシブ教育科目」で構成されている。「基礎科目」「展開科目」は主に DP II に関わる科目群であり、教育学・保育学の学問的基礎となる科目や多様な専門分野を網羅する科目群で構成されている。「専門演習科目」「研究科目」は DP III に関わる科目群であり、「専門ゼミナール I」から「専門ゼミナール IV」までの科目や「卒業研究」「長期フィールド実習」科目等が含まれる。「実習科目」は DPIV に関わるものであり、教育実習や保育実習に関連する科目が含まれている。「長期フィールド実習」は DP III と DPIV の、「インクルーシブ教育科目は」 DP II と DPIV の、それぞれ両方に関連する性質を持っている。

(イ) 「教育課程編成方針」 CP II に基づく順序性を持った科目配置

a 学年による順序性を持った科目配置

「教育課程編成方針」 CP II に従い、子ども教育学部のカリキュラムは、入学時から卒業時までの段階的学びを支える順序性を持った科目配置となっている。

- (a) 1 年次：教養科目や基礎科目を中心に配置し、学士力の土台となる基礎的な教養やアカデミックスキルを獲得するための科目配置を行う。
- (b) 2 年次：多様な専門科目を段階的に配置し、展開科目を幅広く学ぶことにより、実習を意識しつつ多様な専門知識・技能を獲得するための科目配置を行う。
- (c) 3 年次：教職や教科に関連する多様な科目の配置、幼稚園教育実習や保育実習を通して実践的な学びを深めるための科目及び専門ゼミナールを通じた主体的で深い学びを始めるための科目配置を行う。
- (d) 4 年次：小学校教育実習や長期フィールド実習、専門ゼミナール、卒業研究等に関連する科目を配置し、自律学習を通して学生が大学での学びを総括すると

とともに、学部の教育理念を内在化し、職業人となる構えを獲得するための科目配置を行う。

科目配置については、「履修要項」において「子ども教育学部子ども教育学科カリキュラムマップ」として提示されており、教育課程の体系的な編成が明示されている。

b コースに即した履修内容

学生は2年次から、小学校教諭一種免許状の取得を主に目指す「学校教育コース」と、幼稚園教諭一種免許状と保育士資格の取得を目指す「幼児教育・保育コース」のいずれかに分属され、各コースの必修科目を中心とした履修が求められている。

「学校教育コース」に分属された学生は、小学校の教科教職に関する科目や小学校実習関連科目を中心に履修する本コースでは、小学校教諭一種免許状と幼稚園教諭一種免許状を取得を目指す学生と保育士資格を含めた取得を目指す学生が混在している。このような多様な履修形態に対応するため、1年次後期に行われる説明会において、2年次以降の履修計画を明確にイメージできるよう、コース必修科目のほか、各免許・資格の取得に応じた必修科目および選択科目の区分を体系的に整理した履修モデルを表として提示している。

「幼児教育・保育コース」に分属された学生は、幼児教育・保育関連の科目や実習科目等を幅広く履修する。本コースでは、令和2(2020)年度からは、障がいの可能性をもつ子どもや外国に文化的背景をもつ子どもへの対応を重視し、多様化する教育・保育現場のニーズに応えるため、インクルーシブ教育の強化を計画的に推進している。その一環として、学内認定資格である「インクルーシブ教育士」の制度を新設し、その認定に向けた授業を体系的に展開するとともに、新たな専門科目を設置している。これにより、インクルーシブ教育に関する高度な知識と実践力を備えた人材の養成を目指している。

イ シラバスの適切な整備

CPV「シラバスにおいて、挙証可能な学習成果と評価方法を示す」に従い、シラバスの適切な整備に努めている。この「挙証可能な学習成果」とはシラバスにおいて、「授業の到達目標（学修成果）」を「～ができる」という言葉で記述することにより、明示的・客観的にまた、学生自身が確認できる形で示すことを指している。また「挙証可能な評価方法」とは、教科の成績評価を構成する個々の評価項目とその評価配分を学生自身が確認・検分できる形で示している。

シラバスでは「学科 DPとの関連」の項において DPとの関連における当該科目の特徴を示し、「授業の目的」「授業の到達目標」の項で科目の到達目標を、「授業計画・内容」の項で毎回の授業内容を具体的に提示している。その他、単位毎の予習・復習の必要時間や配分を示し、学生へのフィードバックの方法等も明記している。また、具体的な評価方法と評価配分を明記して厳正な成績評価を保証し、「オフィスアワー」

等の項目を通して、授業担当者が学修相談等への対応責任を負うことを明記している。

シラバスの様式等に関しては、教務委員会が策定や改定を担当し、シラバス執筆上の留意点や OW ポータルでの登録の方法を授業担当者に周知している。シラバス作成においては、授業担当教員に「シラバスを作成する際の注意事項」を配付し、記載内容について明確化を図っている。具体的には、文体や使われる単語、DP との関連、授業の目的、到達目標、自修時間、各回の授業内容等に関する記載方法、成績評価の基準設定等について記載し、記述内容の明確性が確保できるよう注意を促している。さらにシラバスの記載内容については、教務委員会内で「シラバスチェック会議」を実施してシラバス記載内容の確認を行い、必要に応じて授業担当者に書き直しを依頼する等の助言を行っている。

4-2-④ 教養教育の実施

ア 教養教育の適切な実施

教養科目は大学における学びの基礎や、現代人に求められる一般的教養の獲得を目指すための科目群であり、「基幹教養科目」と「展開教養科目」に分けられる。

(ア) 基幹教養科目

基幹教養科目は、大学での学びの土台となる科目群であり、本学の理念を反映した科目や大学教育への導入科目等が含まれる。建学の精神を学び、女性の生き方について哲学的・心理学的視点から考える「女性の生き方」(卒業必修)、女性をめぐる社会的課題や男女共同参画社会のあり方等を考える「ジェンダー論」、大学での学びの意義や基礎的な学修スキルについての導入指導を行う「基礎演習」(卒業必修)などがある。さらに、本学では卒業必修科目として「地域貢献とボランティア」を設置している。本科目は、建学の精神である「自己実現と社会貢献」の理念と深く結びついた実践的な科目である。学生が 1 年次から教育・保育の現場において児童や幼児と直接関わる機会を持つことで、地域との交流を通じた社会参画の意識を醸成し、実践的な経験を積むことを目的としている。

(イ) 展開教養科目

展開教養科目は現代人としての基礎的な教養と多角的な視野を育てるための科目であり、「外国語科目」「健康とスポーツ科目」「アカデミックスキル科目」「人文・社会・自然の科目」の 4 群で構成している。「アカデミックスキル科目」は、基礎的な教養にコミュニケーション力、文章表現力、情報リテラシーなどを含めた科目群である。

イ 教養教育充実化のための取組み

本学では教養教育の充実化を教務委員会で検討しているが、専門科目や資格必修科目の授業・単位数の多さやそれに伴う時間割編成の困難さなどにより、教養系選択科

目を多数は配置できていない。一方で、令和6(2024)年度においては、本学における教養教育のあり方、科目構成や授業内容の見直しを進め、特に履修者の少ない科目的再編、学生ニーズに応じた科目設置などを検討している。これらの議論は、学科会議等でも共有されており、令和8(2026)年度のカリキュラム改訂を視野に、教養教育の体系的な再構成と内容の質的向上を図る方針が確認されている。今後も教養教育の目的の明確化、科目間の連携強化、学生の主体的学びを支える内容構成の工夫を継続的に行っていく。

4・2・⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

ア アクティブラーニングの実施

CPⅢ「教室内での学びと教育・保育現場での実践的な学びを組み合わせた教育を行う。」及び CPⅣ「学生において学びを引き出す、アクティブラーニングを行う。」に従い、演習科目、実習科目、講義科目のいずれにおいても教員による一方向的な授業ではなく、応答的、相互主体的な授業を展開している。授業内でのグループ討議、グループ活動や参加型の学外活動等を実施している。特に付属園の園児を招いて授業を行ったり、付属園に出向いて模擬保育を行ったりしている。

イ 少人数教育の実施

本学では教員1人当たりの学生数比率(ST比)が低く、少人数教育による細やかな指導が実現している。特に3・4年生が履修する「専門ゼミナールⅠ」から「専門ゼミナールⅣ」では1人の教員が担当する学生は原則8人以下となっており、少人数の学生を対象とする授業形態をとっている。このことにより、学修達成度と満足度の高さに繋がっている。

ウ 長期にわたる実習の実施

「長期フィールド実習」を選択した学生は、4年生の4月中旬から約8ヶ月の期間、週1回(合計22回)のペースで小学校、幼稚園、保育所、こども園、施設等で実習を行う。この実習では学生が子どもたちと関わりながら、自分の研究テーマに即した学修を深めている。各回の実習後に、実習記録等を基にそれぞれの「専門ゼミナール」で問題を共有して話し合いを行い、次の実習に臨んでいる。また担当教員が学生の実習先を訪問し、職員も交えたカンファレンスを行っている。

また、学内認定資格である「インクルーシブ教育士」認定に向けた授業であるインクルーシブ教育実習では、5月から12月までの間で10回同じ園に出向き、継続的に子どもと関わるとともに、省察シートやエピソードによる記録を書き、それらをもとにケースカンファレンスを行い、知見を抜け次回の実習に活かす試みがなされている。

このような長期に渡る教育現場での実習は、学生にとって多くの学びの場となり、大きな成長にもつながっている。

エ 学修成果発表の機会の設定

本学では、学生の主体的な学びを促進するため、毎年6月に開催される「丘の上の音楽会」、12月の「子ども教育フォーラム」、及び2月の「卒業研究・長期フィールド実習発表会」などにおいて、学修成果の発表の機会を設けている。これらの発表の場を通じて、学生が自ら深く思考し、創意工夫を重ねながら実践的な経験を積むとともに、学生同士や地域社会と協働しながら課題解決に取り組むことを重視している。こうした学修のプロセスを通じて、学びの成果を確かめ、主体的かつ能動的な学習姿勢を育成することを目的としている。

4-3 学修成果の把握・評価

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目4-3を満たしている。」

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

ア 三つのポリシーと養成する人材像を踏まえたアセスメント・ポリシーの策定

(ア) 全学アセスメント・ポリシー

本学では、「大学の教育目的」「大学が養成する人材像」「全学DP」「全学CP」に基づく教育により、どのような学修成果が得られているかの評価をするために、全学アセスメント・ポリシーを策定している。

(全学アセスメント・ポリシー)

本学の学修成果のアセスメントは、全学的な「入学者受入れの方針（アドミッショント・ポリシー）」「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」の一貫性を視野に、全学的な「卒業認定・学位授与の方針」に示す能力（人間力、専門力、課題探究力、実践力・地域貢献力）の修得状況を複数の評価項目を用いた評価により実施する。

(イ) 子ども教育学部のアセスメント・ポリシー

「学部の教育目的」「学部の教育目標」「学部DP」「学部CP」に基づく教育により、どのような学修成果が得られているかの評価をするために、学部アセスメント・ポリシーを策定している。

(子ども教育学部のアセスメント・ポリシー)

・評価方針

子ども教育学部の学修成果のアセスメントは、学部の「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」の一貫性を視野に、学部の「卒業認定・学位授与の方針」に示す能力（人間力、教育・保育の専門力、課題探究力、教育・保育の実践力・地域貢献力）の修得状況を複数の評価項目を用いた評価により実施する。

・評価段階と評価項目

全学レベル・学科レベル・科目レベルの各段階から、以下に示す評価項目を用いて多面的・総合的に評価する。

- (1) 全学レベル…ジェネリックスキルテスト、就職率、学修状況アンケート
- (2) 学科レベル（教育課程レベル）…ジェネリックスキルテスト、GPA、免許・資格の取得状況、学修の記録、卒業研究、就職率（専門職）
- (3) 科目レベル…成績評価、学生による授業アンケート

また、「入学前後」、「在学中」、「卒業時」の諸段階における成果も評価する。

イ アセスメント・ポリシーの周知と運用

全学アセスメント・ポリシー及び学部のアセスメント・ポリシーは、履修要項、Webサイト等を通して、学生及び教職員に対し、周知している。学修成果について、年度末に各委員会で集計した結果を自己点検・評価委員会で集約し、アセスメントを行っている。

(ア) 目標値の設定と判定基準

アセスメントにおいては、定量的な目標値と定性的な要素を総合的に判断し、成果目標を4段階（S：かなり充足、A：概ね充足、B：どちらともいえない、C：やや未充足）で評価している。その学修成果のアセスメント指標（表13）は、自己点検・評価委員会で検討し、学科会議で共有されている。

表 13 各レベルにおける学修成果のアセスメント指標

項目	アセスメント指標	
全学 レバ	ジェネリックスキルテスト	*全国平均と比較して +5.0以上 : S, +0.0～+4.9 : A, -9.9～-0.1 : B, -10.0以下 : C
	就職率	95.0%以上 : S, 90.0～94.9% : A, 85.0～89.9% : B, 84.9%以下 : C

	学修状況アンケート	*大学教育を通じて、獲得した知識や能力（12項目）について 90.0%以上：S, 85.0～89.9% : A, 80.0～84.9% : B, 79.9%以下 : C
学科レベル	ジェネリックスキルテスト	*卒業時の目標値 50.0以上 : S, 45.0～49.9 : A, 40.0～44.9 : B, 39.9以下 : C
	GPA（最終通算GPA）	3.0以上 : S, 2.75～2.99 : A, 2.50～2.74 : B, 2.49以下 : C
	免許・資格の取得状況	*小免（学校教育コースのみ）、幼免・保育（全学生） 95.0%以上 : S, 90.0～94.9% : A, 85.0～89.9% : B, 84.9%以下 : C
	学修の記録	学校教育コース（4年7領域29項目）、幼児教育・保育コース（4年7領域28項目） 4.5以上 : S, 4.0～4.49 : A, 3.5～3.99 : B, 3.49以下 : C
	卒業研究（成績平均）	3.5以上 : S, 3.25～3.49 : A, 3.00～3.24 : B, 2.99以下 : C
	就職率（専門職）	*教育・保育の専門職（小学校、幼稚園、保育所等、臨時も含む） 95.0%以上 : S, 90.0～94.9% : A, 85.0～89.9% : B, 84.9%以下 : C
科目レベル	成績評価	*全履修単位の取得率 99.0%以上 : S, 98.0～98.9% : A, 97.0～97.9% : B, 96.9%以下 : C
	学生による授業アンケート	「教育効果」に関する3項目（①～③） 4.5以上 : S, 4.0～4.49 : A, 3.5～3.99 : B, 3.49以下 : C

*学修成果のアセスメントは、定量的な目標値から「S：かなり充足」「A：概ね充足」「B：どちらともいえない」「C：やや未充足」の4段階で判定している。また、レベルごとの総合評価は各項目の定量的な目標値と定性的な要素を総合的に判断し、判定する。

(イ) 全学レベルにおけるアセスメント

全学レベルにおける学修成果アセスメントは、DPに即した学修成果の評価をするために、主に卒業学年（4年次生）を対象に行い、総合評価は「A」と判定した。

a ジェネリックスキルテスト

本学では「ジェネリックスキルテスト（GPA-Academic、株式会社ベネッセiキャリア社製）」を行い、「思考力」（批判的思考力、協働的思考力、創造的思考力）、「姿勢・態度」（レジリエンス、リーダーシップ、コラボレーション）、「経験」（自己管理、対人関係、計画・実行）から、答えが1つではない問い合わせに対する問題を解決する力を測定している。令和6(2024)年度より、ジェネリックスキルテストの活用目的を見直し、実施年次を4年次から3年次へ変更した。

令和6(2024)年10～11月に実施した各項目の達成値の平均は「思考力」39.6（全国平均：41.4）、「姿勢・態度」47.8（全国平均：48.4）、「経験」53.5（全国平均：56.4）であり、「B」と判定した。

b 就職率

専門職を含む全ての就職率の目標値を95%としている。令和6(2024)年度は、先述のとおり、専門職への就職率98.3%、一般企業等への就職率が1.7%で、全体として100%であり、「S」と判定した。

c 学修状況アンケート

本学では、学修者本位の教育への転換を目指す取り組みの一環として、学生の学びの実態を把握するために、全国学生調査（文部科学省）を参考に、学修状況アンケートを実施している。大学教育を通じて、獲得した知識や能力の12の設問に対して、「身に付いた」「ある程度身に付いた」と肯定的な回答をした割合（肯定回答率）を算出して、学修成果を測定している。令和6(2024)年度の学修状況アンケート（令和6(2024)年7月に実施）では、「保育・教育分野に関する知識・理解」など5つの設問で「S」、「論理的に文章を書く力」「問題を見つけて解決方法を考える力」が「A」であった。一方、「文献・資料を収集・分析する力」「異なる文化に関する知識・理解」が「B」、「外国語を使う力」「統計などデータサイエンスの知識・技能」が「C」であった（表14）。以上の結果から、学修状況の総合評価は「B」と判定した。

表14 大学教育を通じて、身に付いた知識や能力（卒業学年対象）

		4年生の肯定回答率	判定
Q1	保育・教育分野に関する知識・理解	97.3	S
Q2	将来の仕事につながるような知識・技能	100.0	S
Q3	文献・資料を収集・分析する力	78.4	B
Q4	論理的に文章を書く力	89.2	A
Q5	人に分かりやすく話す力	91.9	S
Q6	外国語を使う力	18.9	C
Q7	統計などデータサイエンスの知識・技能	32.4	C
Q8	問題を見つけて解決方法を考える力	89.2	A
Q10	多様な人々と協働する力	97.3	S
Q11	幅広い知識、ものの見方	97.3	S
Q12	異なる文化に関する知識・理解	73.0	B

(ウ) 学科レベル（教育課程レベル）におけるアセスメント

学科レベル（教育課程レベル）における学修成果アセスメントは、DPに即した学修成果の評価をするために、卒業学年を対象に行い、総合評価は「A」と判定した。

a ジェネリックスキルテスト

全学レベルにおけるアセスメントと同じ、ジェネリックスキルテストの結果を用いている。令和6(2024)年10～11月に実施した各項目の達成値の平均は「思考力」39.6 (C)、「姿勢・態度」47.8 (A)、「経験」53.5 (S) であり、「A」と判定した。

b GPA

各期末に履修科目の成績評価（5段階：S、A、B、C、D）から、GPAを算出しており、令和6(2024)年度4年生の最終通算GPAは3.18であったことから、「S」と判定した。

c 免許・資格の取得状況

本学部では、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状及び保育士資格が取得できる。令和6(2024)年度4年生の小学校教諭一種免許状取得率は100.0%（11人／11人）、幼稚園教諭一種免許状取得率は96.7%（58人／60人）、保育士資格取得率は91.7%（55人／60人）であった。なお、学校教育コースの学生のうち、保育士資格を予め取得しない者もいることから、学校教育コースの学生を除いた保育士資格取得率は95.9%（47人／49人）であり、「S」と判定した。

d 学修の記録

学生は各学期末に履修カルテ「学修の記録」を記入し、自身の学修到達度を確認している。令和6(2024)年度の学校教育コースの所属学生の平均値は4.53であり、「S」と判定した。また、幼児教育・保育コース所属学生の平均値は4.39であり、「A」と判定した。

e 卒業研究

卒業研究（卒業論文、作品制作、長期フィールド実習研究報告）は、4年間の学修成果のまとめであり、「卒業研究報告会」で報告をしている。令和6(2024)年度の平均値は3.74であり、「S」と判定した。

f 就職率（専門職）

本学は教育者、保育者を養成する大学であり、卒業生の多くが小学校教諭・幼稚園教諭・保育士など専門職に就いている。令和6(2024)年度の専門職への就職率が98.3%であった。その内訳は小学校教員13.6%、保育者81.4%（公立園40.7%、私立園40.7%）、臨時職員3.4%（小学校常勤講師）であり、「S」と判定した。

（エ）科目レベルにおけるアセスメント

科目レベルでの学修成果アセスメントは全学年を対象に行い、総合評価は「A」と判定した。項目ごとの評価結果は下記の通りである。

a 成績評価

科目毎の成績評価の方法は、シラバスに記載され厳格に実施されている。令和6(2024)年度の全履修単位の取得率は98.6%であり、「A」と判定した。

b 学生による授業アンケート

学生の全履修科目については、各期末実施している「学生による授業アンケート」の「教育効果」に関する3項目（「授業は満足できたか」「さらに学びを深めたくなったか」「授業の到達目標を達成できたか」）を指標としている。令和6(2024)年度、前期の各項目の平均値は4.67、4.66、4.50、後期の平均値は4.61、4.63、4.62であったことから、Sと判定した。

4・3・② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

本学では、全学・学科・科目レベルの各アセスメント結果については、大学・短大運営会議や学科会議で共有されている。また、授業評価として各学期末（授業の13～15回の期間中）に8項目の質問と自由記述からなる「学生による授業アンケート」を実施し、その結果を授業担当者にフィードバックしている。授業担当者はその結果を基に「授業アンケート結果の分析と評価」「次年度に向けた授業改善の取り組み」を「授業に関する自己点検報告書」に記述し、FD委員会に提出している。これらの報告書は教務課に置かれ、教職員や学生に還元されている。

汎用性能力を測定するジェネリックスキルテスト（ベネッセ社、GPS-Academic）の結果は、学生個人がスマートフォンで確認でき、個人結果レポートとして学生にフィードバックされ、またキャリア支援課での指導に生かされている。

学期ごとの成績は、学生にはOWポータルを通して、保証人には郵送で伝えている。また、GPAの度数分布を示し、学生自身が学年でどの位置にいるかを把握できるようにしている。

「履修カルテ」については、半期毎の成績評価や専門的学修の到達度を学生自身が記録して自己確認を行い、次学期の学修や卒業後の目標設定に活用している。また、ゼミ担当教員が「履修カルテ」を通して個別に学修成果と評価についてチェックし、学生にフィードバックしている。

卒業生アンケートや所属長アンケートで得られた情報は学科で共有し、匿名で職場環境や教育・保育の現状として在学生に伝えつつ、指導に生かしている。

これら学修成果の点検・評価結果は、Webサイトで公表しているうえ、ステークホルダーとして、保証人には教育懇談会や学科通信で、高等学校には入試説明会や高校訪問などで伝達している。

[基準4の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、従来の単位数に基づく卒業認定に加え、ディプロマ・ポリシー(DP)に基づく学修達成度のアセスメントを実施し、学生が DP に掲げる学修成果を十分に修得しているかを総合的に評価し、教育の内部質保証を強化している。また、学修達成度に関するデータは IR 委員会において集約・分析され、全教員に共有される仕組みが整備されており、教育内容や評価基準の継続的な改善が促進されている。

さらに、本学では少人数教育を重視し、ST 比の低さを活かしたきめ細やかな指導を実施している。この体制により、学生一人ひとりに対する丁寧な支援が可能となり、学修の定着を促すことで極めて低い退学率を維持し、高い就職率を達成している。保育実

習および教育実習においても、個別指導を徹底し、実践的な学びの質を向上させることに力を入れている。その結果、実習先の幼稚園・保育所・こども園・学校現場から高い信頼を得ており、本学の特色として確立されている。

教育の質の向上を目的として、令和6(2024)年度より学部のアセスメントポリシーに基づく学修成果のアセスメントを行い、教育課程の分析・検証を継続的に行っている。この取り組みにより、教育内容や指導方法の精査を進め、さらなる教育の充実を図っている。その成果は自己点検・評価委員会や学科会議で共有され、組織全体で教育改善に向けた議論が行われている。また、令和4(2022)年度より「教職課程自己点検評価報告書」を作成・公表し、教育内容や指導方法の継続的な検証を促進する体制を整備した。このほか、学生の学修成果や授業アンケートの結果をIR推進室にて分析し、学科会議で共有することで、教育の質向上に努めている。

また、学生自身が学修の進捗状況を把握できるよう、履修カルテの作成以外に領域ごとの学内検定「オカジョ学修成果グレード」に取り組んでいる。これにより、学修達成度の可視化を進め、主体的な学修姿勢を育むことを目指している。さらに、ST比の適正化や学外実習の充実、きめ細やかな指導を通じて、卒業生の高い就職率を実現しているだけではなく、卒業後の幼稚園・保育園での仕事にも学修成果は生かされており、所属長を対象するアンケートでは、本学の教育に対して、高い評価が得られている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で得られた課題

本学の自己点検・評価の結果から、専門教育と並行して履修する教養教育の比重が大きい点が課題として挙げられている。学生が専門的な学修を深める一方で、教養科目とのバランスを適切に取ることが求められており、カリキュラムの編成や履修指導の工夫が必要とされている。また、ディプロマ・ポリシー(DP)とカリキュラム、さらにはシラバスとの関連性を学生に十分に認識させることも重要な課題となっている。

さらに、学修状況アンケートの「大学教育を通じて身に付いた知識や能力」に関する評価では、外国語に関する項目のみが相対的に低い傾向にあり、履修状況と合わせても本学の外国語教育が学生のニーズに合っていないことも考えられる。グローバルな時代、外国語の学修は不可欠なものであることから、今後は、学生のニーズに応じたカリキュラムの改善が必要である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学では、専門科目と教養科目のバランスを適正化するため、特に共学化が行われる令和8年度のカリキュラム改定に向けた検討を進めている。教務委員会およびカリキュラム改善ワークグループを中心に、専門教育と教養教育のバランスを考慮しながら、より効果的な履修体系の構築を目指している。また、教育内容の充実を図るために、カリキュラムの見直しに加えて、図書館との連携強化やWebコンテンツの活用を通じて、授

業内外での多様な学修機会を提供することを検討している。

加えて、ディプロマ・ポリシー(DP)に基づく学修目標の明確化やシラバスの工夫を通じて、学生が学修の目的や意義を主体的に理解できるような取り組みを進めている。これにより、DPとカリキュラム、シラバスの関連性を学生に対してより明確にし、学修の意義を深く理解できる環境を整備することを目指している。

さらに、外国語を含む教養科目についても、令和8年度のカリキュラム改定に向けて改善策を検討している。外国語教育の充実を図ることで、学生の学修成果を向上させ、グローバルな視点を持つ人材の育成を促進する方針である。

今後も、本学では自己点検・評価を活用しながら教育の改善に努め、学生の学修成果の向上と、より質の高い教職課程の実現を目指して取り組みを継続していく。

基準 5 教員・職員

5-1 教育研究活動のための管理運営の機能性

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

「基準項 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

ア 学長の権限

「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学学長職務規程」により「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」として学長の職務を明記している。

学長は、建学の精神「自己実現と社会貢献」の理念を受け継ぎつつ学内改革に着手し、学生のさらなる成長と大学の持続的発展を目標に、大学全入時代や社会変化に伴う大学改革、特に、学士課程の構築と教育の内部質保証、高大接続、大学の社会的責任等への課題を視野に教学マネジメントを進めている。また、学長は規程に基づき、学長室会議、教授会、大学・短期大学運営会議、自己点検・評価委員会等の重要会議において議長を務め、大学運営における自らの所信や諸課題への対応方針を示して、教職員の理解と協働性の維持向上に努めている。さらには、ガバナンス・コードを策定し、建学の精神・理念に基づいて、適切なガバナンスを確保するとともに時代の変化に対応した私立大学としての使命を果たすべく努力をしている。

教学マネジメントにおいては、建学の精神に基づく三つの方針の明確化と一体化、アクティブ・ラーニングの推進、アセスメント・ポリシーの策定と学修成果の評価、成績評価の厳格化、FD活動や自己点検・評価活動の実質化を通して、入学から卒業に至る学生の学びの質を保証し、学生が自己の成長を実感しつつ社会において自律的・継続的に貢献できる人材となり得ることを目標に、学長としての包括的なリーダーシップを発揮できるようにしている。

イ 大学の意思決定の体制

大学の意思決定と教学マネジメントにおいて学長がリーダーシップを適切に発揮するための体制を次の通り整備している。

(ア) 学長室会議

学長が主体的かつ的確、円滑な大学運営を図るために、学長を補佐し、本学の将来構想、運営組織、事務職員の人事などについて協議することを目的とする機関として学長室会議を設置している。学長室会議は学長、副学長、大学事務局長、その他、学

長が必要と認めた者をもって組織されている。(学長室会議規程)

(イ) 教授会

大学運営に関する重要事項を学長が決定するにあたり、その求めに応じて意見を述べる機関として「教授会」を設置している。教授会は学長、副学長、学部長、学科長、教授、准教授、講師、助手、助教、その他、学長が必要と認めた者をもって組織され、審議に当たっている。(学則第10章、岡崎女子大学教授会規程)

(ウ) 大学・短期大学運営会議

大学運営に関する重要事項(教学マネジメントを含む)について、学長がリーダーシップをはかり迅速・機動的な意思決定を行うために、大学・短期大学運営会議(以下:運営会議)を設置している。運営会議は学長、副学長、学部長、学科長、岡崎女子短期大学各学科長、大学事務局長、その他、学長が必要と認めた者をもって組織され、審議に当たっている。(大学・短期大学運営会議規程)

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

学長のリーダーシップを支え、学長を補佐する体制として、副学長及び学長補佐を置き、また教学の重要課題を審議する学長室会議(学長、副学長、大学事務局長、その他学長が必要と認めた者で構成)を設置している。これらの学長補佐体制については、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学学長職務規程」「学長室会議規程」に明記している。学長は、副学長及び学長補佐の支援体制の下、大学校務全体の企画・立案・調整を行う。なお、副学長の任務は、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学学長職務規程」に明記されている。

学長と「学部長・学科長」との関係は、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学学長職務規程」において明記されている。教授会規程においては、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与、教育課程の編成、教員の教育研究業績の審査、三つの方針の改正については教授会が学長に対して「意見を述べるものとする」とされている。学生の賞罰及び除籍に関する事項、その他学長が求める事項については、学長の求めに応じて教授会が「意見を述べることができる」とされている。ガバナンス改革を踏まえて、学長と教授会との権限の適切な分散と責任の明確化が図られ、機能的な校務遂行のための教学マネジメントの仕組みが構築されている。

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

学校法人清光学園の事務組織は、「法人事務局」と「大学事務局」に分かれている。各部署の事務分掌は規程により定められているが、各課が業務分担表を作成・確認し、細部の見直しを行うとともに事務の適正化、効率化を図っている。教務課と教務委員会、学生支援課と学生委員会、キャリア支援課とキャリア支援委員会等、職員は教員と連携し教職協働で学生の指導・支援を行う体制を整えている(図1)。

令和 6(2024)年度は法人・大学を併せて 23 人の専任事務職員を配置しており、事務局管理職連絡会議（毎月 1 回開催）を開催し、実施する業務や各種行事等についての連絡・報告・協議がなされ、部局間の連携を密にして機能的で円滑な業務執行が図られている。

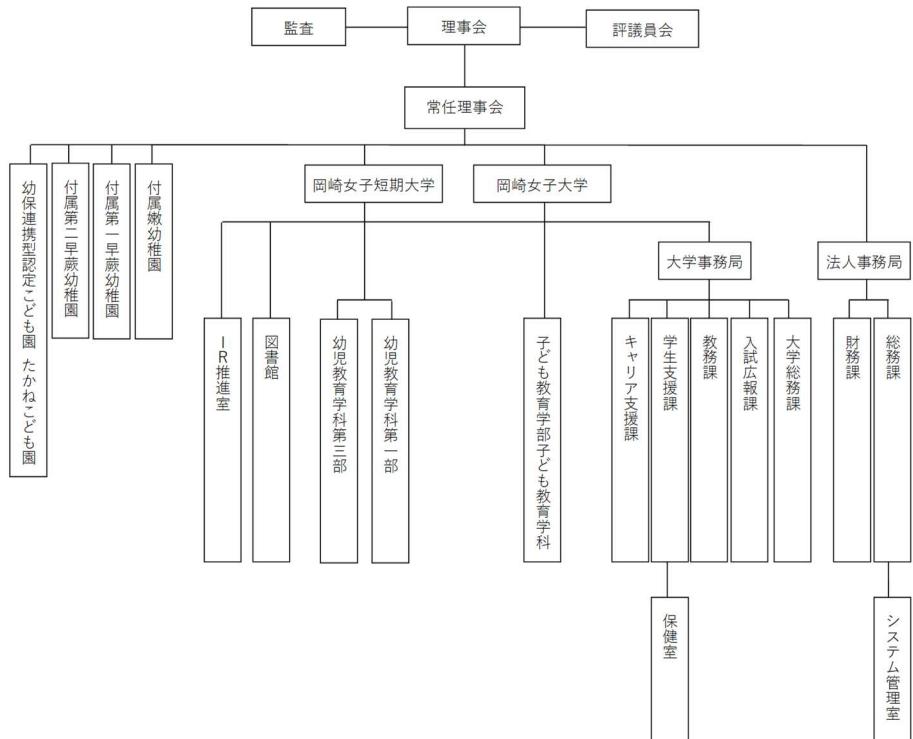


図 1 令和 5(2023) 年度 学校法人清光学園 組織図

5-2 教員の配置

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

ア 教員配置の考え方

学士力（知識・理解、汎用的技能、態度・志向性、総合的な学習経験と創造的思考力）に求められる確かな教養を涵養し、幅広い知識技能を教授するという目的に沿った教員配置を目指している。大学開学時に作成された「設置の趣旨」の「5.教員組織

編制の考え方及び特色」の「5.1 教員配置の考え方」「5.1.1 教養科目における教員配置」「5.1.2 専門科目における教員配置」が教員配置の基本的な方針となっており、Web サイトでも公開されている。また本学教員として的確な者とは「(1) 人格、見識、研究業績、学会及び社会における活動等が大学教員として適格な者」「(2) 大学における教授能力、管理・運営及び勤務等が大学教員として適格な者」であることが「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学教員資格審査に関する内規」に規定されており、年度による教員異動はあるものの、これらの基本方針や内規に基づいて教員配置を行っている。

さらに、小学校教諭・幼稚園教諭や保育士養成のための職業教育を行い、専門分野に関する学生の知識技能を深め、研究活動を支援するに相応しい教員の配置を意図して、教養科目と専門科目のバランスに配慮した教員配置を行っている。理論系科目と実技・実習科目等の担当教員のバランスにも配慮している。令和 6(2024)年度は、設置基準教員数 17 人に対し、18 人の教員が配置されており、そのうち博士の学位をもつものが 7 人、修士が 8 人、学士が 3 人であり、研究力と指導力のある教員編成となっている。

イ 教員の採用・昇任等

専任教員の採用・昇任に関しては、令和 7(2025)年度の人事に向けて、学長、教授をもって組織する「岡崎女子大学教員資格審査委員会」において、教員候補者の資格審査を行った。教員採用は公募を原則とし、資格審査を行っている。教員の採用・昇任について、岡崎女子大学教員資格審査委員のうち、学長が指名する委員によって構成される候補者選考委員会が設置され、「岡崎女子大学教員資格審査委員会規程」「岡崎女子大学教員資格審査に関する内規」「岡崎女子大学教員の審査に関する基準」に基づいて候補者の適格性を判断し、教員資格審査委員会での意見聴取を経て学長が決定している。なお、大学教員の資格審査においては、原則として大学教員が教員候補者の審査を担当するが、審査対象者の関連領域において審査を担当できる教員の充当が困難な場合で、かつ併設短大に審査が可能な教員が在籍する場合には、専門分野の短大教員が教員資格審査委員長(学長)の求めに応じて審査委員に加わることがある。

ウ 主要科目への専任教員の配置

教養科目と専門科目のいずれの担当に関しても、中核的な科目に対して専任教員を配置している。教養科目に関しては、文学・英語・体育等の分野に専任教員を置いている。また、専門科目では、教育学・保育学・心理学・福祉・障がい児教育・音楽・美術・体育・児童文学・児童文化・教育実習(小学校・幼稚園)・保育実習等の分野に専任教員を配置しており、専門分野の基礎となる理論的な科目群、また多様な展開科目群を専任教員が担当している。実習科目群、専門演習科目群や研究科目群に関し

ては、原則として全てを専任教員が担当している。

エ 担当科目数について

教員の過重負担を避けるため、適正な担当科目数の維持にも配慮している。担当コマ数は、短大の兼担科目と合わせて教員一人当たり年間 14 コマとしている。実習科目を担当する教員のコマ数が増える傾向があるが、実習巡回等も原則として学科教員全員で分担すること等により、実習科目を担当する教員と他科目担当教員との負担のバランスを整え、負担軽減への配慮を行っている。学長、副学長、学部長、学科長は当該業務との兼ね合いから担当コマ数を軽減している。

オ 専任教員の年齢構成と定年規程の関係

(ア) 年齢構成

専任教員は、30 代から 60 代までの幅広い年齢構成となっている。比較的バランスのとれた年齢配置になっているが、人数としては 60 代が中心であり、若い世代の教員も確保してバランスを取る必要がある。表 15 は令和 5(2023)年 4 月時点における年齢構成を示したものである。

表 15 令和 6(2024)年度 本学の年齢区分別の教員構成

	30 代	40 代	50 代	60 代	合計
教 授	0 名	1 名	4 名	7 名	12 名
准教授	0 名	1 名	1 名	0 名	2 名
講 師	1 名	2 名	0 名	0 名	3 名
助 教	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名
助 手	0 名	0 名	1 名	0 名	1 名
合 計	1 名	4 名	6 名	7 名	18 名

(イ) 定年規程

教職員の定年は、「学校法人清光学園 定年規程」により、満 63 歳の学年末と定められている。定年後の再雇用及び定年延長についても、同規程に定められている。なお、学長に関する年齢制限等の規程はないが、最長 2 期 6 年の任期が定められている。

5-3 教員・職員の研修・職能開発

5-3-① FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

ア ファカルティ・ディベロップメント委員会

併設短大との合同委員会として「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」に基づき、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会」(以下「FD 委員会」)が設置されている。令和6(2024)年度の委員会は、大学教員2人、短大教員2人、職員2人の計6人で構成されている。

イ FD活動

令和6(2024)年度は、「合理的配慮と差別（講師：川島聰氏（放送大学））」をテーマにFD研修会を行った。研修会には本学の教職員48名（うち大学教員16名）が参加し、障害者差別解消法における差別概念に関する理解を深めた。

また、「学生による授業アンケート」の結果をもとに、授業の質向上を目的とした自己点検報告書を作成し、授業改善に活かしている。令和6(2024)年度には、専任教員15名(100%)、非常勤講師31名(73.8%)が報告書を提出した。さらに、アンケートの自由記述を分析し、授業形態ごとの肯定的評価や改善要望を分類・集約した上で、学科会議で共有し、教育の質向上に向けた具体的な改善策を検討している。

授業改善の一環として、教員相互の授業参観も積極的に実施している。令和6(2024)年度には、5名(31.2%)の教員が授業参観を行い、授業内容や指導方法について意見交換を行った。特に、大学教員歴3年未満の教員には年間1回以上の授業参観を推奨し、指導力の向上を支援している。

さらに、学生の学修支援の一環として、ループリック評価を活用した自己評価の促進にも取り組んでいる。各教員は少なくとも1つの担当科目においてループリック評価を導入し、学生が学修目標や評価基準を明確に理解できるようにしている。提出されたループリック評価表は、SharePointを活用して教員間で共有できる体制を整備し、継続的な授業改善に活用している。

また本学では、FD活動の取り組みや成果を広く共有するため、毎年5月頃にFD活動報告書を公表している。

ウ FD活動を通した成果

本学の場合、保育・教育系の特質もあり、以前からアクティブ・ラーニングの実施率が高い実習・演習科目は当然ながら、講義科目においても「教員からの一方向的な」授業の進め方が見直され、学生が自発的に動いて考え、グループで協議し、発表するという学生主体の学修方法が定着しつつある。学生が自分で考えて取り組むための仕掛け作りに対する各教員の関心が高まり、様々な授業の展開方法に変化が生まれている。さらに、授業参観を通して教員間の情報交換や教材・教授法の共通化等の工夫も進んだ。こういったことから、「学生による授業アンケート」の授業満足度は、5段階評価で大学平均が前期4.67、後期4.61であり、おおむね良好であった。

5-3-② SD をはじめとする大学運営に関する職員の資質・能力向上への取組み

併設短大との合同委員会として「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学スタッフファカルティ・ディベロップメント委員会規程」に基づき、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学スタッフ・ディベロップメント委員会」（以下「SD 委員会」）が設置されている。令和 6(2024)年度の委員会は、大学教員 2 人、短大教員 1 人、職員 6 人の計 9 人で構成されている。

SD (Stuff Development) 活動は、OJT (On the Job Training) を基本とした上で、それを補完するものとして、Off-JT (Off the Job Training : 職場を離れた場所での研修や学習全般) 及び自己啓発の 3 つの視点から複合的に行っており、職員の専門的な資質・能力向上を図るため「SD 委員会」を設置している。令和 6(2024)年度の SD 研修は、学内研修会の実施、学外研修会等への参加、学外研修会等の成果発表、自己啓発の推進の 4 項目を掲げ、以下のとおり実施した。

ア 学外研修会等への参加

職員の専門性を高めるとともに、国（文部科学省、厚生労働省など）の政策動向を正しく理解することを目的として、表 16 のとおり日本私立大学協会をはじめとする各種団体の研修会・セミナー等へ参加した。

表 16 令和 6 (2024) 年度学外研修会一覧（主なもの）

実施日	実施団体	テーマ
令和 6 年 8 月	日本私立大学協会	広報担当者協議会 (アルカディア市ヶ谷)
令和 6 年 8 月	日本私立短期大学協会	私立短期大学就職担当者研修会 (オンライン)
令和 6 年 9 月	日本私立大学協会	事務局長相当者研修会 (報告書閲覧)
令和 6 年 11 月	日本私立大学協会	大学経理部課長相当者研修会 (報告書閲覧)
令和 6 年 11 月	日本私立大学協会	就職部課長相当者研修会 (リーガロイヤルホテル小倉)
令和 6 年 12 月	日本学生支援機構	学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー (オンライン)
令和 6 年 12 月	愛知県私大教務研究会	秋季研究会 大学事務における生成 AI の活用法 (IMY ビル imy 会議室)

イ 学内研修会

令和 6(2024)年度、2月に、表 17 のとおり、各課代表による業務別の知識修得に関する事例発表・資料提供を行う SD 研修会を開催し、31名（職員 20名、教員 11名）が参加した。発表者・資料提供者にとっては、自己啓発の良い機会となり、また、SD 研修会に参加しそれらの発表・資料を視聴した教職員にとっても参考となる情報を得る良い機会となった。

表 17 SD 研修会テーマ及び発表者一覧

形 式	テ　ー　マ	発表者の所属部署
事例発表	金融リテラシーについて	総務課
事例発表	大学等における防災と学生支援	学生支援課
事例発表	日本私立大学協会就職部課長相当者研修会における研修内容について	キャリア支援課
資料提供	人材の定着について	財務課
資料提供	学術情報と研究推進について（業務の概要と課題）	大学総務課
資料提供	学力に関する証明書	教務課
資料提供	大学における広報の DX 推進	入試広報課

ウ 自己啓発の推進

大学の管理・運営、学生サービスの向上につながるセミナー、学会、講習会等の参加費、自己啓発のための書籍の購入費用について、年間 1人 2万円を上限として、申請により補助している。また、国家資格取得のための学費等の費用について、年間 1人 3万円を上限として資格試験合格時に補助している。令和 6(2024)年度の利用状況は、利用者数 6人、利用金額合計 73,641 円であった。

また、令和 6(2024)年度も、令和 3(2021)年度に取り入れた Web 研修システム「e-JINZAI for university」を継続し、高等教育機関で働く者としての能力開発、意識向上を図っている。令和 6(2024)年度の受講実績は、受講 ID 数 6つ、受講研修数 72 講座、受講回数合計 159 回であった。

5-4 研究支援

5-4-① 研究環境の整備と適切な運営管理

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

5-4-③ 研究活動への資源配分

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 研究環境の整備と適切な運営管理

研究環境における整備としては、研究を適正に運営・管理するための諸規程や研究支援のための組織が整備され機能しており、教員には個人研究室の使用や勤務日の内の1日を研究日とすることが認められている。また、研究環境に対する教員の満足度や改善点等についてアンケート調査を3年毎に行うとともに、年度末の研究発表会・交流会開催の折に簡易なアンケート調査を行っている。

ア 研究に関する諸規程の整備

科学研究費の適正な運営及び管理に関する文部科学省通知等に即して、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究倫理指針」の他、研究に関連する諸規程等が整備されている。不正防止計画推進部署等により、各規程の整備状況や内容について引き続き点検と検討をしている。具体的には、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学公的研究費の適正な取扱いに関する規程」「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学公的研究費の管理・監査体制」「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究倫理委員会規程」「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学公的研究費に係る間接経費取扱い規程」「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学における研究活動に関する不正行為防止等に関する規程」「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学公的研究費内部監査規程」「研究データの保存等に関するガイドライン」、その他である。また、令和6(2024)年には、オープンサイエンスへの対応として「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究データポリシー」を制定した。

イ 研究支援室

研究支援室は、学長が指名した研究支援室長をはじめ、教員を中心に構成されている。大学総務課に研究担当専任職員をおき、研究支援室と協働で研究支援を行っている。研究倫理委員長を務める副学長とコンプライアンス推進責任者である大学事務局長が中枢を担い、研究支援室員と研究倫理委員会委員を兼務する教育職員、研究支援担当職員によって、全学の方針を直接反映する研究推進が可能な体制が敷かれている。

研究支援の内容は、研究推進についての全学の方針に関すること、個人研究費等の運営と支援、科学研究費等外部資金の獲得支援、研究支援体制の整備、研究紀要に関する支援、研究費の適正使用に関すること、研究倫理に関する支援等である。

なお、RA(Research Assistant)に関しては、通常、大学院博士課程の学生に対し研究遂行能力の育成と処遇改善の一助を目的として委嘱することが多いことから、大学院を持たない本学ではRAの導入は行っていない。

ウ 研究支援活動

(ア) 研究の基本事項に関する研修会の実施

研究に関する基本事項の周知のため、大学総務課（研究支援）が中心となって研究費執行のためのルールや研究倫理遵守について配信している。具体的には、不正使用、不正行為の防止のため、研究費執行ガイドブックの配付及びe ラーニング受講促進をしている。e ラーニングについては、日本学術振興会による「eL-CoRE」の受講を義務化している。非常勤教員向けの研究倫理教育については、本学において研究活動をする際に本務校での受講状況を確認のうえ、未受講の場合は個別対応及びe ラーニングの受講を義務付けている。

(イ) 競争的資金獲得のための支援

競争的資金獲得のための支援については、研究支援室が中心となり実施している。科学研究費等の申請準備や採択後の支援については、常に見直しを行っている。

専任教員の科学研究費等、外部研究費獲得に向けて、専門業者から講師を招聘し「科研費申請に係る勉強会」や個別面談等の実施実績を有しているが、令和 6(2024)年度においても継続して実施している。個別では、科学研究費申請者を対象とした個別面談及び申請書類のレビュー等の支援のために、専門業者によるコンサルタントの斡旋をした。費用の基本料金については、外部資金獲得者の間接経費を利用し、希望者については各個人の学内研究費（個人研究費）を利用し行っている。

令和 7 (2025) 年度の科研費の応募は 2 件であった。前年度応募 0 件あったことから、研究者の意欲付けには、一定の効果があったと評価できる。令和 6(2024)年度は、前々年度の採択と合わせ、継続課題は基盤研究 C : 2 件、挑戦的研究（萌芽）: 1 件があり、本学教員が分担者となっている継続課題が、基盤研究 C : 3 件、国際共同研究強化 (B) : 1 件がある。

本学における令和 6 (2024)年度科学研究費採択状況（継続）は表 18 のとおりである。

表 18 令和 6(2024)年度 科学研究費採択一覧

	研究種目名	教員名	課題番号	課題名	終了年度
継続 (延長)	挑戦的研究 (萌芽)	白垣潤	19K21795	特別支援が必要な在日ブラジル人・ペルー人の実態とアセスメントに関する研究	2024
継続 (延長)	基盤研究 (C)	春日規克 (分担)	21K11356	発育期トレーニングが如何に骨格筋老化抑制に関与するか	2024
継続	基盤研究 (C)	中村仁志 (分担)	21K02503	総合的な学習（探究）の時間における非認知的能力の育成に関する開発的研究	2024
継続	基盤研究 (C)	春日規克	22K02473	幼児期の運動能力と調整力の発達に関する研究	2024
継続	基盤研究 (C)	山下晋 (分担)	22K02473	幼児期の運動能力と調整力の発達に関する研究	2024

継続	基盤研究 (C)	中村仁志	22K02644	道徳性を涵養する教科横断的なシティズンシップ教育カリキュラムのマネジメントの研究	2025
継続	国際共同研究強化 (B)	長谷守紘(分担)	22KK0028	バングラデシュの日本型教育学術基盤の構築：持続可能なインクルーシブ教育と衛生教育	2026

(ウ) 研究業績の管理

教員の研究業績の管理、情報公開、各監督官庁への報告書作成業務等の効率化を推進するため、「研究業績プロ」システム（研究者情報データベース）を導入している。また、各教員の業績内容を手に取って確認できるよう、電子データとは別に、業績成果の現物を各教員の個人ファイルを作成し、大学総務課に設置している。

(エ) 研究紀要の発行

本学所属の研究者や関係者の研究成果を発表する学術誌として「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究紀要」を発行している。令和6(2024)年度第58号研究紀要の掲載論文数は10編、そのうち短大所属教員を除いた大学所属教員の論文数は研究論文6編あり、教員の研究への弛まぬ取り組みへの努力がうかがえる。なお、研究紀要に掲載された論文は、本学の「機関リポジトリ」に登録し、公開をしている。

(オ) 研究発表会・研究交流会の実施

研究交流を活発にし、研究意欲と共同研究への意識向上を促進するための機会として、年度末に「研究発表会・交流会」を実施している。全専任教員がポスター発表形式で研究活動報告を行い、交流と研究活性化のための有意義な機会となっている。

(カ) 研究環境に関する教員調査の実施

研究環境に関する教員調査は3年に1度実施している。令和4(2022)年度に実施したアンケート調査から明らかになった研究時間の確保の難しさへの対応の1つとして、令和6(2024)年度は、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究紀要」の投稿規程を改正し、令和7(2025)年度より年2回投稿できるように改善した。卒論指導や学科行事等で多忙な時期を避けて研究や論文作成に従事できるようにする取組みである。

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

ア 研究倫理指針に基づく研究不正防止への取組

「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究倫理指針」に基づいて「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学における研究活動に関する不正行為防止等に関する規程」を定めている。研究者側の責務及び行動規範として、特定不正行為の禁止やその他多くの遵守事項があることを明記し、文部科学省のガイドライン改正にあわせ、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学における研究活動に関する不正行為防止等に関する規程」の見直し

も逐次行っている。大学側の責務として、研究倫理意識を高め、不正行為防止の管理措置を取ること、不正行為が認められた場合には調査委員会を設置し、適切に原因究明と説明責任を果たさねばならないことを記載している。

イ 公的研究費の管理監査体制の整備

不正行為防止のための「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学公的研究費の管理監査体制」に基づき、学長を最高管理責任者、副学長を統括管理責任者、大学事務局長をコンプライアンス推進責任者とする公的研究費の管理監査体制が整備されており、その他、相談窓口、通報窓口、不正防止計画推進部署、不正行為告発相談、内部監査部門等が適正に配置されている。

ウ 研究倫理委員会

研究倫理の保持を目的に研究倫理委員会が設置されている。副学長（公的研究費管理監査体制における統括管理責任者を兼務）が委員長を務めている。研究倫理委員会は研究支援室員が兼務しており、研究倫理審査の主体となるとともに、研究倫理教育を実施している。

エ 研究倫理審査の実施

人を対象とする研究に関し、主に被験者保護を目的とした倫理上の配慮を確認する仕組みとして「研究倫理審査」を実施している。研究者は研究倫理委員会に「研究倫理審査申請書」を提出し、研究倫理委員長の承認を受けることとしている。「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究倫理委員会規程」「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学における研究活動に関する不正行為防止等に関する規程」の各規程内容については、教授会などにおいて必要に応じ教職員に説明をしている。

本学の研究者及び研究に関わる職員については、研究倫理教育の受講義務を課している。また、非常勤講師においては、本務校のある者は受講確認をし、本務校等がない者は、e ラーニングの受講を促している。専任教員においては、学内個人研究費の執行について、研究倫理教育の受講を条件としているため、受講率は 100%である。令和 6(2024)年度は 15 件（教員 7 件、学生 8 件）の研究倫理審査申請があった。また、研究データの保存に関してガイドラインを定めて実施している。

オ 学生を対象とする研究倫理教育

学生を対象とする研究倫理教育については、専門ゼミナール担当教員によって授業の中で指導するとともに、学科全体での指導体制を図っている。令和 6(2024)年 9 月には、学科が主体となり、4 年生全員を集めて研究倫理に関する指導を行った。4 年生は、卒業研究の成果物（研究論文・報告書等）の提出時に、「岡崎女子大学子ども

教育学部「研究倫理チェックシート」を用いて各自の研究が研究倫理に即していることを再確認し、記入したチェックシートを提出することを義務付けている。

力 研究不正相談

研究活動における不正行為の防止には、研究者一人ひとりの認識を高めることが重要であり、不正行為防止のための多様な支援を実施している。大学総務課(研究支援)を相談窓口とし、研究支援室を通して、教授会や研修会等にて、不正行為防止等に関する規程・研究倫理委員会規程・研究倫理調査委員会の役割等を周知する体制になっている。現在のところ不正行為、不正使用に係る相談窓口(研究支援担当事務職員)、また通報窓口(大学総務課)への相談は寄せられていない。

5-4-③ 研究活動への資源配分

研究者は研究費を有効かつ効率的に活用し、適正に管理し、研究成果を社会に還元していく必要がある。そのための資源配分として、個人研究費として教員一人につき25万円を上限(特任教授は5万円上限)とした研究費予算を計上している。令和6(2024)年度は、研究費申請の対象となる教員16人から3,413,800円の助成申請があり、執行額は2,924,268円(執行率85.7%)であった。その他、学長裁量経費規程により、学内の教育改革、研究や社会貢献活動等の推進、学修環境の整備等の推進を図ることを目的に、専任教員または委員会等の教育・研究プロジェクトに対して、学長の裁量により適宜執行できる予算が設けられている。

なお、個人研究費の配分に加えて、5-4-①-ウ-(イ)で示したように、本学では科学研究費等の競争的研究資金の獲得に向けて研究支援室が中心となって多様な支援を実施している。

[基準5の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、教育研究活動のための管理運営の機能性向上において、学長の責任と権限を一致させる仕組みを軸にガバナンスの強化が進められている。学長と教授会の関係性が明確化され、意思決定の透明性が高まった。また、事務組織では業務の効率化と改善により、専任教員数の削減を実現しつつ、全事務職員との個別面談を毎年度実施することで、柔軟かつ戦略的な人事運営が図られている。教員の配置に関しては、配置方針が明文化され、教養科目と専門科目のバランスを考慮した上で専任教員が配置されており、専門性の担保がなされている。教員・職員の研修・職能開発では、FD・SD活動の実施により、学生の多様化や内部質保証に対応する力の向上が図られている。特に、職員の自己啓発支援として、書籍購入補助や「e-JINZAI for university」による個別学習

機会の提供は、他大学には見られない特色ある取り組みである。研究支援においては、研究倫理委員会による事前審査が定着し、倫理的配慮の向上が見られる。審査を経た論文が増加しており、調査対象者への説明や同意取得、データ管理などに対する理解が浸透し、研究倫理審査の円滑化にも寄与している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で得られた課題

自己点検・評価や外部評価を通じて、いくつかの重要な課題が明らかとなった。管理運営に関しては、学長や学長室会議のリーダーシップと、教授会・委員会との協働性のバランスが課題とされ、委員会の主体的な役割発揮が求められている。教員配置においては、教員の年齢層が高く、特に 60 代を中心であり、今後の持続的な教育研究体制のためには若手教員の確保が急務である。また、実習科目を担当する教員に業務負担が集中する傾向があり、担当体制の見直しが求められている。研修・職能開発については、自己啓発支援制度や Web 研修の利用率が低調であり、業務時間内に学習時間を確保できない点や、ID の共用など運用面の課題が存在している。さらに、制度利用による成果を可視化・共有する仕組みが不十分である。研究支援においては、研究時間の不足が教員共通の悩みであり、研究環境の整備やオープンサイエンスへの対応、学術情報の収集支援体制の強化が求められている。研究活動へのエフォート配分の適正化や、外部資金の獲得促進のための体制見直しが重要な課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

管理運営の機能性向上に向けては、法人事務局と大学事務局の役割を明確にしつつ、両者の連携強化による教学マネジメント体制の充実を図っている。学生数減少や人件費削減の要請に応じつつも、人的資源の限界が見え始めており、今後は業務の外注化も含めた組織再編の検討が必要である。教員配置に関しては、若手教員の積極的な採用により年齢構成の是正を進めるとともに、実習巡回の負担軽減に向けた体制整備や補助スタッフの導入を検討している。再雇用や定年延長制度においては、教育・研究の質を維持するための選定基準や任用条件の見直しを行う。研修・職能開発については、制度活用への心理的障壁を下げるべく、管理職や SD 委員による啓発を強化し、個別 ID の予算措置を講じることで Web 研修の利用促進を図る。業務時間内の視聴を容認する方針を明確にし、成果発表の場を設けることで活用成果を可視化・共有する。研究支援では、令和 7 年度に教員調査を実施し、研究環境の改善を進める。研究倫理面では、体制整備の継続に加え、研究インテグリティやデータマネジメントに関する規程整備も進めいく。加えて、専門的知見を有する研究マネジメント人材（URA）の育成・配置に向けた検討も進め、大学としての研究推進体制を強化していく予定である。

基準 6 経営・管理と財務

6-1 経営の規律と誠実性

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本法人の管理運営体制は、「学校法人清光学園寄附行為」「学校法人清光学園理事会規程」に基づき、意思決定機関として業務を決する「理事会」と、諮問機関としての「評議員会」により構成されている。

理事長はこの法人を代表し、その業務を総理し、理事長以外の理事は、この法人を代表しない。理事会、評議員会とも同族での構成はなく、理事と監事は兼任していない。理事、監事、評議員の選任、及び理事会、評議員会の運営も学校法人清光学園職員行動憲章、岡崎女子大学・岡崎女子短期大学の使命と目標、大学・短大ガバナンス・コード、及び学校法人清光学園寄附行為に基づいて適切な運営を誠実に行っており、会議の開催頻度、出席率も良好である。また、私立学校法及び学校教育法施行規則などの法令、及び学校法人清光学園情報公開に関する規程に基づき、また、教学マネジメント指針を参考に情報の公表を適切に行っている。さらに、法人の業務の適正を確保するために、監事の監査、公認会計士による会計監査、及び内部監査人による内部監査も各種内部統制に関する規程類に基づいて内部統制システムとして機能させるべく適切に行なわれており、経営の規律と誠実性は維持されている。

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

ア 環境保全への配慮

環境保全については、大学の社会的責任として地球温暖化をはじめとする環境問題に対し、学生のための快適な学修環境や教員の教育・研究環境との両立を図りつつ、十分な配慮を行っている。2号館空調システムについては、老朽化に伴い令和3年度から複数年をかけて全面的な改修工事を順次実施しているところであるが、これまでの工事で最新の機器への更新をしたことにより、省エネ効果が図られている。また、大学全体の電気使用量が把握できるデマンド表示装置を大学総務課に設置し、規定値を超えた場合にアラームが鳴る設定にし、集中制御装置により必要度の低いエアコンをオフにすることより節電、省エネルギーに努めている。

照明のLED化については、令和6(2024)年度は、新たに2号館1階学生ホール、大体育室、6号館1階キャリア支援課について工事を行ったところであり、その結果、

学修環境の向上と省エネ、環境保全が図られている。

イ 人権への配慮

人権については、従来からある「就業規則」「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学人権擁護規程」「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学セクシャル・ハラスメントに関するガイドライン」「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学個人情報の保護に関する規程」「学校法人清光学園公益通報保護に関する規程」に加え、「付属幼稚園・こども園 人権擁護規程」を整備し、それらを遵守することにより適切に配慮している。

個人情報保護については、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学個人情報の保護に関する規程」に基づき、必要な対応が適切になされている。また、「学校法人清光学園公益通報保護に関する規程」についても整備しているが、今のところ対応した事例はない。

なお、学内に人権問題相談員を配置し、人権侵害の疑いが発生した場合の相談窓口としての機能を果たすとともに、人権問題委員会を置き、委員による定期的な会議と対応、外部講師によるハラスメント等についての研修会を毎年度開催し、人権擁護の啓発に努めている。これら規程及びガイドライン等については「履修要項」に掲載し、全ての学生、及び教職員に周知するとともに、相談窓口等の案内をしている。

ウ 安全への配慮

安全については、地震災害への対応として、昭和 56(1981)年以前に建築された建物の耐震改修工事は全て完了し、新耐震基準に適合している。また、学校保健安全法や消防法等の法令を遵守するとともに、令和 6(2024)年度も「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学大規模地震対応消防計画」を策定し、それに沿った避難訓練の実施及び法定回数による消防設備点検（年 2 回）、電気設備点検（月 1 回）、学内 3 箇所に設置した AED (Automated External Defibrillator) の点検（日常点検と月 1 度の点検）を行っている。さらに、毎年 5 月に教職員対象に AED の利用方法を習得するための講習会を実施している。

岡崎女子大学・岡崎女子短期大学 大規模地震対応消防計画に基づき、防火・防災管理会議を開催（年 1 回）し、自衛消防組織の編成と配置、就業時間外等の防火・防災管理体制、避難訓練実施計画、災害発生時における教職員組織・役割分担等を決定し、教職員に周知している。また、避難訓練の際には全学生及び教職員「安否確認メール」の配信も行い、それに返信する訓練も実施しており、令和 6(2024)年度の返信実績は 77.6% であった。

警備関係については、正門及び東通用門に警備室を設置し、夏季・冬季休暇（全館閉館日）及び日曜日、祝日（授業日以外）を除き、7 時 30 分から 20 時まで警備員を常時 2 名配置している。また、全ての学外者は入構前に警備室で受付を行い、入校証を装着したうえで学内での打ち合わせ、作業を行っている。なお、閉館日にも警備員

が学内の巡回を行う等、安全管理に努めている。

海外研修中の事故などに対し、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学危機管理対応マニュアル」を策定し、事故・事件への迅速な対応、事後対応、再発防止に努めている。また、学生の自殺企図、行方不明、遺書発見、SNSへの投稿等の危機が想定される場合に、教職員等関係者が適切かつ迅速に対応し、既遂を防止することを目的とした「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学危機場面（自死防止）対応指針」策定中である。

6-2 理事会の機能

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

法人の意思決定については、理事会及び常任理事会を中心とし、評議員会、監事、及び内部監査人によるチェックを受けつつ、学長、岡崎女子大学・短期大学運営会議、及び教授会の意思をも反映することにより、大学の使命・目的の達成に向けた意思決定ができる体制を整備し、それらが適切に機能している。

理事会は理事長、副理事長、教学担当理事（学長）、保育事業担当理事（副学長）、財務担当理事（法人事務局長）、及び非常勤の外部理事 2 名によりバランスよく構成されており、法令及び寄附行為の定めにより、学校法人の業務を決し、理事の職務執行を監督する機関となっている。寄附行為、理事会規程に基づき会議（5月、8月、10月、12月、2月、3月の定例会 6 回、必要に応じて臨時会）を開催し、理事会規程第 7 条により、付議事項（第 1 項第 1 号から第 14 号まで）について規定している。

令和 6(2024)年度は、事業報告・決算、事業計画・予算、補正予算の他、岡崎女子大学・岡崎女子短期大学の共学化・名称変更、岡崎女子大学 中高免許授与に係る教職課程認定申請、岡崎女子大学の収容定員変更、寄附行為、学則の変更等各種規程の制定・改正、専任教職員の採用・人事等について審議を行うための定例会を 6 回開催した。

理事会の開催は、寄附行為の規程に基づき理事長が招集し、開催日の 1 カ月程前に書面にて、日時、場所、議案を明示して通知している。また、理事はもとより監事も含め全員出席できるよう、予め日程調整を行ったうえで、決定している。

さらに、各理事・監事には議案資料を事前送付し、当日の議論の活発化を図るとともに、委任状・意思表示書を提出する際には、議案ごとの意思表示を行うための資料

としている。

理事会では、理事長が寄附行為第16条第7項に基づき議長となり、各理事は学校法人のために善良なる管理者の注意義務をもって職務忠実義務を果たしている。理事会の出席状況は良好であるが、止むを得ない事情により出席できない場合は、理事会の付議事項について議案ごとに賛否を記した委任状・意思表示書の提出をもって出席と認めている。また、理事会の円滑な運営を図るため、「学校法人清光学園常任理事会規程」に基づき、理事会を補佐する体制として日常的に協議を行う常任理事会（月1～2回開催）を置いている。さらに、大学の使命・目的を達成するための継続的な努力を続けるため、中期計画「Seiko G PLAN」の各年度の振り返りを行うとともに、近年の学生募集状況の低迷に伴う経営状況悪化の改善に向けた「経営改善計画」を策定し、令和6(2024)年12月に決定した。理事の選任に関しても、従来より寄附行為に基づき適切に行っているが、令和6(2024)年度は理事全員が任期途中であったため選任機会がなかった。

なお、理事会と大学との情報の共有化、連携強化を図るために大学運営協議会（原則隔月1回）を開催している。理事会の決定事項は大学・短期大学運営会議、教授会等により教職員に周知している。

6-2-② 使命・目的の実現への継続的努力

理事会は、大学の建学の精神「自己実現と社会貢献」に基づいた大学の理念・教育目的・養成する人材像を定め、その実現のための中期計画「Seiko G PLAN」をはじめ各年度の事業計画を策定している。中期計画については毎年「振り返り」を行い、大学運営協議会及び理事会に報告し、事業計画については「事業報告」として取りまとめ、理事会の決議を得たうえで評議員会に報告するとともに、教職員への周知も図っている。

理事会は大学の理念に沿った教育・研究・社会貢献の取組みを財政面・制度面で支援するとともに、それらの成果を事業報告及び決算の説明において評価し、継続的改善を図っている。それらの内容は、毎年作成する「自己点検評価書」の記載内容にも反映させ、使命実現に向けた改善を促している。

なお、基準6-2-①においても記載したとおり、理事会構成員（理事長、副理事長、法人事務局長）と教職員執行部（学長、副学長、学長補佐、学部長、学科長、大学事務局長）が一堂に会し、使命・目的の実現に向けた方向性の共有と連携を図ることを目的として「大学運営協議会」を隔月1回開催している。

6-3 管理運営の円滑化とチェック機能

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

法人の意思決定の円滑化に向け、理事会に諮る重要な案件に関してはあらかじめ評議員会の諮問を受け、慎重に決議している。また、理事長、副理事長及び学内理事をもって構成する常任理事会を設置し、理事会から委任された事項を審議、決定することで、意思決定の明確化、敏速化がなされるとともに、教職員の提案などをくみ上げる仕組みとして、機能強化と円滑化が図られている。

さらに、常任理事会及び大学・短期大学運営会議の各構成員からなる大学運営協議会を隔月 1 回開催し、理事会及び常任理事会における決定事項と、大学・短期大学運営会議における決定事項とを報告し合い、経営側と教学側との意思疎通と連携を図るとともに、教職員の提案などをくみ上げる仕組みとしても機能させている。

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

評議員は寄附行為に基づき適切に選任されており、大学教授、短大教授、事務局管理職、学外の学識経験者や実務経験者が就任している。評議員会は、寄附行為第 19 条に基づき適切に運営されており、令和 6(2024)年度は 4 回（5 月、12 月、2 月、3 月）開催し、評議員の出席状況は 100% であった。

監事については、寄附行為第 8 条に基づき、この法人の理事、職員以外の者であつて理事会によって選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任した二人（弁護士、医師）が就任している。監事は、理事会及び評議員会に出席するとともに、教学関係を含む学校法人の業務及び財産の状況について意見を述べている。監事の出席については、理事会の開催日程決定において十分配慮し、令和 6(2024)年度の出席率は 83.3% である。監査は、監事監査規程に基づき実施されており、監査報告書は内部監査、独立監査人監査（公認会計士監査）の意見を聴き、会計年度終了後 2 ヶ月以内に作成され、理事会及び評議員会に報告されている。また、監査意見は、その都度理事会に報告されている。

6-4 財務基盤と収支

6-4-① 財務運営の確立

6-4-② 収支バランスの確保

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-① 財務運営の確立

本学園は、岡崎女子大学、岡崎女子短期大学、岡崎女子短期大学付属嫩幼稚園、岡崎女子短期大学付属第一早蕨幼稚園、岡崎女子短期大学付属第二早蕨幼稚園、幼保連携型認定こども園たかねこども園を設置、運営している。大学は開学後 10 年以上が経過しているが、入試制度の改革や教育内容・就職実績等の PR は行っているもののその効果が十分に表れず、昨今の教育・保育系人気の低下とも重なり、入学者数は令和 2(2020)年度の 95 人をピークに令和 3(2021)年度 62 人、令和 4(2022)年度 55 人、令和 5(2023)年度 58 人、令和 6(2024)年度 36 人と減少傾向が続いている。

学園全体で見ると、令和 6(2024)年度の在籍数は大学が収容定員比 0.53、短期大学が 0.66、付属嫩幼稚園が 0.51、付属第一早蕨幼稚園が 0.99、付属第二早蕨幼稚園が 0.59、幼保連携型認定こども園たかねこども園が 0.90 といずれも収容定員を割り込んでいる。こうした状況を踏まえ、学園の中長期計画では収入増により収支の均衡を図ることを目標とし、学生の確保を最優先に、財務体制の安定化に向けた検討を行っている。令和 6(2024)年度末の学園保有資金は約 13 億 7 千万円であり、直近の大学運営に支障を来たすレベルではない。

参考資料として、表 19 に、法人全体の学生数及び園児数の推移、表 20 に学校別学生数及び園児数の推移及び令和 2(2020)年度の学生数を 100 とした場合の令和 6(2024)年度学生数の割合を示した。

表 19 法人全体の学生数及び園児数の推移 (各年度 5 月 1 日現在 単位:人)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
定 員	1,795	1,792	1,797	1,927	1,877	1,917
学生数	1,719	1,657	1,580	1,570	1,440	1,312

表 20 学校別学生数及び園児数の推移及び令和 2(2020)年度の学生数を 1 とした場合の令和 6(2024)年度学生数の割合 (各年度 5 月 1 日現在 単位:人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	割 合
岡崎女子大学	358	325	285	271	213	0.59
岡崎女子短期大学	668	626	533	449	386	0.58
付属嫩幼稚園	160	151	131	113	102	0.64

付属第一早蕨幼稚園	286	299	281	274	271	0.95
付属第二早蕨幼稚園	185	179	162	149	141	0.76
たかねこども園			178	184	199	—

6-4-② 収支バランスの確保

学園全体の財政状況は、教育研究活動の事業収支で平成 30(2018)年度以降続いていたプラスの状況が令和 4(2022)年度に 22,866 千円のマイナスへと転じた。また、学園全体の資金収支も令和元(2019)年度以降プラスが続いていたが、繰越支払資金は令和 3(2021)年度の 17 億 2,784 万円をピークに令和 4(2022)年度は 16 億 5,020 万円（前年比△7,764 万円）と減少に転じ、更に令和 5（2023）年度は 14 億 2,090 万円（前年比△2 億 2,930 万円）、令和 6(2024)年度は 11 億 2,246 万円（前年比△2 億 9,844 万円）と学園の財政は極めて厳しい状況に置かれている。

その主な理由は、岡崎女子大学、岡崎女子短期大学の急激な学生数の減少である。令和元(2019)年度には学費（付属幼稚園の保育料含む）の改定を実施し、専任教員の基準コマ見直し（6 コマ→7 コマ）、非常勤教員の削減、専任職員の退職不補充、通勤手当の支給基準見直しによる人件費の削減等さまざまな経費の削減に努めてきたが、それらの対応だけでは収支のバランスを保たれているとは言い難い状況になっている。

総合的な財務分析、定量的経営判断指標も C2（イエローゾーン）となり学園の財政状況は決して良好なものとは言えない。流動比率、負債比率を考慮すれば、今のところ教育運営に支障はないとの判断しているが、財務体質の改善に向けた早急の対応は必須である。また、事業活動収支における基本金組入前当年度収支差額も令和 2(2020)年度 861 万円（事業活動収支差額比率 0.5%）、令和 3(2021)年度 402 万円（事業活動収支差額比率 0.3%）と改善傾向にあったものが、令和 4(2022)年度△1 億 4,163 万円（事業活動収支差額比率−9.1%）、令和 5(2023)年度△2 億 1,489 万円（事業活動収支差額比率−15.5%）、令和 6(2024)年度△3 億 6,359 万円（事業活動収支差額比率−27.8%）と急激に悪化している。

財源面では、令和 6(2024)年度の状況を自己資金の充実、資産構成、負債への備え、負債の割合の観点から見ると、純資産構成比率（純資産÷（総負債+純資産））92.9%、流動資産構成比率（流動資産÷総資産）18.9%、流動比率（流動資産÷流動負債）1,174.6%、前受金保有率（現預金÷前受金）3506.9%、総負債比率（（総負債÷総資産）7.1%）であり、財務分析を見る限り今のところ学園の存続を可能とする財源は維持されている。なお、令和 6（2024）年度に岡崎信用金庫と 4 億円の当座貸越契約を締結し、従来からある大垣共立銀行との当座貸越契約 1 億円と合わせ、5 億円の資金的余力を持たせている。

参考資料として、表 21 に法人全体の収支推移、表 22 に本学の学生数の推移、表

表23に本学の収支推移、表24に事業活動収支比率（法人全体）を示した。

表21 法人全体の収支推移 (単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本金組入前当年度収支差額	8,605	4,021	△141,633	△214,885	△363,589
当年度収支差額	△6,073	△163,263	△316,678	△385,620	△433,130

表22 本学の学生数の推移 (各年度5月1日現在 単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員	400	400	400	400	400	400
学生数	335	358	325	285	271	213

表23 本学の収支推移 (単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本金組入前当年度収支差額	3,293	△16,017	△73,303	△66,746	△144,872
当年度収支差額	2,506	△16,585	△73,557	△93,447	△158,133

表24 事業活動収支比率（法人全体）

比率	平成5年度	令和6年度	令和5年度事業団集計結果				
			大学法人	規模別	地域別	判定	
1. 人件費比率	72.3%	75.8%	46.5%	55.5%	48.5%	低い方が良い	
2. 教育研究経費比率	36.4%	43.6%	43.7%	37.4%	41.5%	高い方が良い	
3. 管理経費比率	7.1%	10.0%	6.9%	12.5%	7.2%	低い方が良い	
4. 事業活動収支差額比率	-15.5%	-27.8%	5.0%	△7.1%	4.0%	高い方が良い	
5. 基本金組入後収支比率	131.7%	135.0%	102.4%	112.6%	102.9%	低い方が良い	

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

学園の将来計画については、平成 24(2012)年度の理事会で示された「学校法人清光学園中期計画による施設整備計画（案）」を基に、平成 27(2015)年 8 月の理事会において平成 28(2016)年度以降 5 か年の中期計画について見直しを行い、さらに平成 30(2018)年度の理事会（平成 31(2019)年 3 月 20 日）では、その後の学生募集計画、人事政策（適正な教員配置・採用計画）、人件費・経費の抑制計画、施設整備計画等を盛り込んだ「経営改善計画・中長期計画について」が示された。その後、施設設備の老朽化による計画の前倒し、計画外の大規模修繕等により計画の見直しが必要になった為、令和 4(2022)年 3 月 16 日の理事会では、中長期の視点から資産の有効活用と保全を行い、将来の教育・研究活動を持続的に支える財政基盤の強化に取り組むためには、建学の精神に基づくビジョンを共有し、教育の質保証と経営の質保証の両者にわたる中期計画の策定が必要であるとの認識のもと「Seiko G PLAN 2022-2026」の策定が承認され、以降はこのプランに基づき年次計画が策定されている。また、「Seiko G PLAN 2022-2026」の内容については、理事会において毎年度、振り返りを行っており、予算編成・決算報告に対して中期計画との整合性を確認し、資金の適正な執行・管理に努めている。また、令和 6(2024)年 12 月の理事会において「経営改善計画」を決定し、今後 5 年間の具体的な財務計画を示している。

6-5 会計

6-5-① 会計処理の適正な実施

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-① 会計処理の適正な実施

本学園の会計処理は、学校法人会計基準に準拠しつつ「学校法人清光学園経理規程」「学校法人清光学園経理規程施行細則」「学校法人清光学園固定資産及び物品管理規程」「固定資産及び物品調達規程」に則り適正に実施している。日常の会計処理において、疑問点、不明点がある場合は、学園担当の公認会計士や学園監事、内部監査人に隨時質問・相談し、指導を受けている。また、租税についても内部監査人（税理士）や所轄税務署に判断を求めるなどして適切な会計処理に努めている。

また、当初予算時の事業計画に変更が生じた場合は、適宜、補正予算を編成し、適切に対応している。

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園の会計監査は、監事監査、公認会計士監査、内部監査の三様監査の体制が整備されている。

私立学校法第37条第3項に基づく監事による監査は、外部監事2名（弁護士、医師）により本学園寄附行為第15条（監事の職務）及び学校法人清光学園監事監査規程により適切に業務を履行している。監事は、理事会・評議員会に出席し、経営面に限らず、教学面を含めた学校法人全体について意見を述べている。

また、私立学校振興助成法第14条第3項に基づく監査法人による会計監査は、監査契約書に基づき常任理事会において承認された公認会計士2名により年間約130時間にわたり、学園の個別の会計処理から法人の運営管理に至るまで実施されている。監査には財務担当理事（法人事務局長）、財務課長の他各担当課職員が立ち会い、質問には迅速に対応できる体制をとっている。

内部監査は、コンプライアンスの観点から外部者（税理士）1名により毎月1回実施しており、財務担当理事（法人事務局）、財務課長が立ち会い、必要に応じて各部門の担当者が加わる体制を取っている。

特に予算計画、購入の必要性、研究費、公的研究費の取り扱いについては厳正に監査を実施し、それぞれの監査結果については、その都度報告がなされ、監事、公認会計士、内部監査人との連携、情報の共有が図られている。また、監事相互の情報交換もなされ、監事間の連携、理事会との意思疎通も図られている。従って、会計監査の体制整備が図られ厳正に実施されている。

[基準6の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本法人では、理事会および常任理事会を中心とした意思決定体制を構築し、教育研究と経営が適切に連携できるよう、大学運営協議会を定期的（隔月）に開催している。理事会には学外理事を含めた多様な構成員を擁し、出席率も高く、各会議体が有効に機能している点は本学の大きな強みである。また、監事・公認会計士・外部税理士の三者による監査体制を整えており、経営の透明性と信頼性の確保に努めている。

さらに、本学では「Seiko G PLAN」に基づく中期的な経営計画を策定・運用し、年度ごとの点検・評価を通して、計画的かつ持続可能な経営を志向している。これにより、教育研究の質を確保しつつ、財務運営の安定も追求している。

施設環境や人権配慮、安全確保など、大学の社会的責任に関わる取り組みも進められており、LED照明の導入や省エネ管理、人権相談体制の整備、災害時対応マニュアルや自死防止の体制整備など、幅広い分野で実績を挙げている。これらの取り組みは、大学の教育機能を支える基盤強化と、地域社会からの信頼獲得に寄与しており、特色ある

経営・管理の一端を担っている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で得られた課題など

自己点検を通じて明らかとなった主な課題は、学生数の減少による財政基盤の悪化である。近年、大学部門において定員充足率が著しく低下しており、それに伴って授業料収入が減少し、事業収支が赤字となるなど、経営への影響が深刻化している。さらに、繰越支払資金の減少傾向も見られ、今後の資金繰りに対する懸念が高まっている。

また、施設の老朽化に伴う修繕費の増加や、予定外の改修対応が必要となるケースもあり、中期計画との整合性がとれなくなる場面も生じている。こうした予期せぬ支出は、経営の柔軟性を低下させる要因となっている。

加えて、教育研究の質を維持・向上させるためには、専任教員の増員や教育環境の整備が求められるが、それに伴う人件費や運営経費の増加は、現在の財政状況においては十分に検討しなければならない。

さらに、大学運営における法人部門と教学部門間の情報共有は一定の水準にあるものの、学生・卒業生・地域住民など多様なステークホルダーの意見を十分に反映する仕組みが必要であり、今後は、単年度的な対応ではなく、持続的な視点に立った抜本的な経営改革とガバナンスの強化が求められている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

課題の解決に向け、まずは学生確保を最優先の取り組みと位置づけている。そのために、学部・学科の構成や教育課程の見直し、入試制度の多様化、地域社会のニーズに応じた人材養成の強化を進めている。令和6年度には、大学の共学化および大学名称の変更を決定し、中学校・高等学校教員養成課程の新設によって、新たな志願者層の獲得を目指している。

財政面では、理事会で承認された「経営改善計画」に基づき、人件費の抑制や外注経費の見直し、各種固定費の削減を実施している。また、LED化や設備更新による省エネルギー化など、持続可能な経営への取り組みも強化している。

加えて、「Seiko G PLAN 2022-2026」に基づき、各年度の予算・決算と事業計画との整合性を確認しながら、施設整備の優先順位を精査し、段階的かつ無理のない形で事業を展開している。資産の有効活用や基金の見直しも含め、財源の多角化にも取り組み始めている。

ガバナンスの観点では、大学運営協議会や教授会を通じて教学と経営の意見交換を促進し、現場の実情や課題を経営判断に反映できるよう努めている。今後も教学と経営の両立を目指し、教育の質を確保しつつ、地域に信頼される持続可能な大学経営を実現していく方針である。

IV 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A 社会貢献

A-1 教育資源の提供

A-1-① 研修会講師の派遣

A-1-② 大学施設の開放

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 研修会講師の派遣

教員による近隣の市町村内の幼児教育・保育施設に勤める保育者等に対して以下の教育的な取り組みを行っている。

ア 岡崎市スパイラル UP 研修 2024

平成 28(2016)年に岡崎市から委託を受けて始まった「岡崎市定期講座講習」は、令和 6(2024)年度に「岡崎市スパイラル UP 研修」と改称した。研修の目的は保育者自身の保育力を高めることであり、研修は、「保育の質の向上を目指した研修」「保育者自身の成長を促す研修」「保育の楽しさ、やりがいを再発見する研修」の 3 コースを設けた。「①アサーション」「②教材研究」は 7 月 5 日と 12 月 13 日に開催され、「③エピソード・ドキュメント」は 7 月 12 日と 12 月 20 日に開催された。参加人数はのべ 70 人で指導講師は 6 人（岡崎女子短期大学教員も含む）であった。

イ 西尾市スパイラル UP 研修 2024

令和 2(2020)年度に西尾市から委託を受けて始まった「西尾市離職者防止モデル事業」は、令和 4(2022)年度に「西尾市スパイラル UP 研修」と改称した。研修の目的は保育者の離職者防止であり、研修は、「保育の質の向上を目指した研修」「保育者自身の成長を促す研修」「保育者の興味を深める研修」として 4 コースを設けた。「①アサーション」「②エピソード・ドキュメント」は 6 月と 10 月、「③アクティブ」「④教材研究（素材）」は 9 月と 12 月に実施した。参加人数はのべ 61 人で指導講師は 7 人（岡崎女子短期大学教員も含む）であった。

ウ 連携市特別企画講座

令和 5(2023)年度より、本学と連携協定を結んでいる連携 5 市（岡崎市・豊田市・知立市・西尾市・豊川市）に対する保育者への講座として連携市特別企画講座を行っている。令和 6(2024)年度は、2 月に「保育者のための絵本力スキルアップ講座」を実施し、参加人数は 7 人であった。

エ スパイ럴 UP 研修・ステップ UP 研修

令和 4(2022)年度から、教育者・保育者への資質向上や地域貢献を目的として、本学の教員が実施可能な研修リストを毎年作成し、三河地方を中心に配付している。依頼のあった市町村や地域の小学校、幼稚園、保育園、こども園等へ本学の教員(岡崎女子短期大学教員も含む)を派遣している。令和 6(2024)年度は、愛知県内の 4 市と 13 園（公立園 7 園、私立園 6 園）から依頼があり、令和 6(2024)年度は、のべ 380 人が研修を受けた。

A-1-② 大学施設の開放及び貸し出し

ア 施設の開放

本学では、地域連携と子育て支援を重要な使命と捉え、学内施設を地域住民に向けて積極的に開放している。特に幼児教育・保育分野における専門性を活かし、子どもと保護者を対象とした多様な取組みを行っている。

(ア) にこにこデーの開催

令和 3 年度から、岡崎市こども発達相談センターから紹介のあった子どもの育ちや発達に不安を感じている親子（1 歳 5 か月～2 歳）を対象に、「hygge エリア（ともそだち広場、あそびの箱、おはなしの森）」を開放し、支援先が決定するまで利用できる「にこにこデー」を開催している。令和 6(2024)年度は、毎週火曜日（45 日間）に実施し、のべ 214 人の親子が利用した。

(イ) hygge エリア自由開放の実施

hygge エリアを利用した保護者を中心に「自由開放」の要望が高まったことから、令和 6(2024)年 11 月より、hygge エリアは原則第 2・4 金曜日を「自由開放日」としている。1 日あたり 20 組までの予約制としており、令和 6(2024)年度は 10 日間開放し、のべ 146 人の親子が利用した。

(ウ) 大学祭（丘咲祭）の開催

令和 6(2024)年 10 月 27 日（日）に丘咲祭を開催した。校舎内、屋外のエリアで様々な企画が催され、学内外から 1,197 人の参加者があった。

イ 施設の貸し出し

地域に開かれた大学としての役割を果たすため、本学では、公共性・公益性の高い活動を支援すべく、学内施設の貸し出しを行っている。

(ア) hygge エリアの貸し出し

本学では、岡崎市内の子育て支援団体の活動場所として、hygge エリアの貸し出しを行っている。令和 6(2024)年度は、3 団体に延べ 20 回の貸し出しを行った。

(イ) 教室（講義室）の貸し出し

本学では、地方公共団体等の要望に応じて、教室（講義室）の貸し出しを行ってい

る。令和 6(2024)年度は、岡崎市人事課（6月・9月、職員採用試験）、銀行実務検定協会（6月、検定試験）に貸し出しを行った。

(ウ) 体育館の貸し出し

本学では、地域の要望に応じて、体育館（大体育室）の貸し出しを行っている。令和 6(2024)年度は、岡崎市福祉事業団（5月・6月・10月・12月・1月、友愛の家体操教室）、岡崎市人事課（6月・9月、職員採用試験）、愛知県立岡崎商業高等学校（11月、高校体育館改修に伴う部活動）に貸し出しを行った。

A-2 地域交流

A-2-① 地域行事への参加

A-2-② 学生のボランティア活動

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 地域行事への参加

本学では、地域との連携を重視し、地域社会の一員として各種行事への参加を通じた交流と協力を推進している。

ア 根石学区町内清掃

令和 6(2024)年 10 月に、本学の所在地である根石学区の町内清掃に学生 6 人、教職員 4 人が参加した。学区住民と協力し、学区内を 1 時間程度清掃した。

イ 根石学区防犯パトロール

令和 6(2024)年 10 月に、本学の所在地である根石学区の防犯パトロールに学生 2 人、教職員 2 人が参加した。学区住民、岡崎警察署員、本学関係者がグループになり、学区内の公園等の見回りを行った。

ウ 岡崎市平和祈念式典

令和 6(2024)年 7 月に、岡崎市図書館交流プラザにおいて、戦争の犠牲となられた方の冥福を祈り、悲惨な戦争の教訓を風化させることなく平和の尊さを語り継ぎ、二度とこうした悲劇を繰り返さないことを願って開催された「令和 6 年度岡崎市平和祈念式」に学生 5 人が参列し、「誓いの言葉」の朗読と献花の援助を行った。

A-2-② 学生のボランティア活動

本学のボランティア活動の考え方とは、普段の学びを活かし深めることができる活動で

あること、また、建学の精神に基づいた地域社会への貢献となる活動であることと捉え、積極的な参加を推奨している。

ア 課外におけるボランティア活動

本学には、学生の主体的な活動としてのクラブ・サークルが 22 団体ある。多くのクラブ・サークルでボランティアが積極的に行われ、本学の建学の精神に基づく学修成果が表れている。それぞれのクラブ・サークル活動状況は表 25 のとおりである。

表 25 サークル等が行うボランティア活動の状況一覧

サークル名	活動内容
げんきクラブ	岡崎げんき館で、学生が親子クッキングやクリスマス会などを企画・運営を行っている。
児童文化研究部 はとぼっぽ	市内の幼稚園や保育所などで、学生が児童を地域の子どもから大人を対象にした演劇を行っている。
書道同好会	豊橋市文化センターで、学生が書道パフォーマンスを広く市民に披露する活動を行っている。
すくすくラビッツ	本学の体育館で、学生が岡崎市内の福祉施設の子どもを対象にした運動遊びなどのボランティアを行っている。
ダンス部	近隣の幼稚園や保育所のお誕生日会、地域のイベントで、学生がダンスの発表を通じたボランティア活動を行っている。
バスケットボール サークル	岡崎社会人バスケットボール連盟から依頼を受け、学生が車椅子バスケットボールの大会のテーブルオフィシャルズを担当している。
Happy Connect 同好会	岡崎市市内の福祉施設などで、学生が外国にルーツを持つ子どもとその親を対象に、クリスマス会などの行事を行っている。
バルーンアート 同好会	岡崎市中央総合公園で開催された「ファミリーフェスタ」などで、学生が子どもとともにバルーンを使い様々な作品を制作する活動を行っている。
Hobbit	近隣の図書館や高年者センターなどで、学生が絵本や、紙芝居、パネルシアター等の保育教材を活用し、子どもたちや保護者の方、地域の方々に向けて読み聞かせや制作活動を行っている。

イ 他のボランティア活動

ボランティアに関する情報は、学生掲示板や OW ポータルの活用、学生支援課から直接呼びかけなどにより提供を行っている。令和 6(2024)年度は、地域の団体から催事の企画・運営等の依頼があり、のべ約 31 人の学生がボランティアに参加した。また、自然と触れ合う機会が少なくなった子どもたちに、自然の中の鳥や虫等を発見し、体験してもらうことを目的に愛知県教育文化振興会と共にネイチャーウォッチングは令

和 6(2024)年度 6 回開催され、各回の学生 5~11 人と職員 1 人がボランティアとして参加した。

A-3 教育的連携

A-3-① 地域との連携・交流

A-3-② 他大学との連携・交流

(1) A-3 の自己判定

「基準事項 A-3 を満たしている。」

(2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-3-① 地域との連携・交流

地域に根差す大学として、学生・教員が連携しながら地域住民との交流の機会を創出し、教育的効果も含めた地域貢献に取り組んでいる。

ア 親子教室

本学の教員がゼミ所属学生等とともに、地域の親子を対象に、体験型の講座を開催している。令和 6(2024)年度は、7 講座が開催され、親子 82 組、計 186 人が参加した。

イ 幼児教育祭

岡崎女子短期大学幼児教育学科主催「第 31 回幼児教育祭」が令和 7(2025)年 2 月に開催され、本学の教員 1 人と 2 年生 55 人が参加した。

A-3-② 他大学との連携・交流

他大学との連携・交流は、学生にとって多様な学びの機会となると同時に、地域社会との協働を推進する貴重な取組である。本学では、近隣大学とのネットワークを活かした様々な教育的・地域的連携を展開している。

ア 岡崎大学懇話会

岡崎大学懇話会は、岡崎市内の 4 大学・3 短期大学で構成され、各大学の学問的特性を活かして、地域と地域産業の活性化を推進することを目的に活動をしている。令和 6(2024)年度は下記 (ア) ~ (エ) の活動を行った。

(ア) 第 24 回学生フォーラム

令和 6(2024)年 11 月、人間環境大学において、岡崎大学懇話会が主催し、同会所属大学の学生による研究・活動報告会「学生フォーラム」に参加した。本学の学生が表 26 のとおり、1 件の研究発表、7 件の展示発表を行った。なお、このフォーラムは、学生が主体となって企画・運営されており、本学学生 8 人が運営スタッフとして参加

し、事前準備、当日の運営を行った。

表 26 学生フォーラム 研究発表テーマ一覧

発表形式	テ　ー　マ
口頭発表	長期フィールド実習に向けたゼミナールでの学び
展示発表	子どもの手先の発達を育てる保育者による支援方法 ～箸の使い方に視点を当てて～
展示発表	スクイグルに見る幼児の想像力
展示発表	保育者の声かけによって変化する子どもの身体表現
展示発表	幼児の絵本の選択理由から見る好み～年齢と性別に視点を当てて～
展示発表	現代日本における父親の親子遊びに対する支援方法 ～子育て支援センターにおける活動に目を向けて～
展示発表	保育者の離職率の改善に向けた考察 ～キンダーカウンセラーによる保育者支援に着目して～
展示発表	幼児の運動能力を高める運動遊びの開発

(イ) 第 24 回地域活性化フォーラム

令和 7(2025)年 3 月、同会所属の大学教員が助成を受けて、地域活性について研究し、その成果発表会「第 24 回地域活性化フォーラム～岡崎大学懇話会が取り組む地域の課題解決 2024 !～」が、図書館交流プラザ「りぶら」において開催された。本学教員が「岡崎市の小学校英語教育における児童用タブレット活用の短時間英語リスニングテスト「絵 MET : The Minimal English Test」の開発」をテーマに研究口頭発表を行った。

(ウ) 岡崎探検隊！！

岡崎市と岡崎大学懇話会との共同事業の一環として、学生が岡崎の魅力を発信することを目的としたチームで、令和 4 年 12 月から活動を行っている。令和 6(2024)年度は、本学から 7 名（現役学生 6 名、卒業生 1 名）が参加し、効果的な魅力発信を行うため外部講師によるセミナーを受講した後、他大学の学生と協力をして企業の取材や、グループに分かれて、岡崎のおでかけスポットや岡崎グルメ、スイーツなどを各 Instagram で発信した。また、岡崎探検隊！！が開発する「オリジナルからっぽコルネ」の商品化やイベント販売、岡崎の魅力を PR するための若者向けピンバッジの制作、東海愛知新聞、市政だより「おかげさき」、岡崎ルネサンス（Web サイト）への記事掲載を行った。

(エ) アカデミックトーク

同会所属の大学教員が、エフエム EGAO 公式 YouTube チャンネルにて、インタビューと特別講義を配信している。令和 6(2024)年度、本学教員が「印象の強い語の音韻的特徴について」をテーマに約 25 分の配信を行った。

イ 岡崎女子短期大学との単位互換

他大学又は短期大学等での修得単位については、学則第 30 条、31 条、32 条に則り必要があれば教務委員会で審議したうえで、学長の承認を得て単位認定している。令和 6(2024)年度は、岡崎女子大学の学生 4 名が岡崎女子短期大学のべ 4 科目で単位認定され、岡崎女子短期大学の学生 8 名が岡崎女子大学のべ 8 科目で単位認定された。

【基準 A の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、大学による地域における教育活動を社会貢献の一環として重視し、これまでに培ってきた地域協働活動やリカレント教育を中心に、学生と教職員が一体となって高い意識を持って取り組んでいる。市町村の研修会に教員が講師として参加する際には、卒業生の活躍の様子を把握する機会にもなっており、本学の教育の成果を実感する場ともなっている。また、学生が主体的にボランティア活動に取り組んでいることは、建学の精神の実践として評価されている。さらに、親子教室や幼児教育祭など地域との交流を通じて、学生のコミュニケーション能力や課題解決力、社会的責任感が育まれている。加えて、他大学との連携による学生フォーラムや地域活性化フォーラムでは、大学の知的資源を地域に還元することで、地域課題への貢献や新たな研究の発見につながっている。子どもの発達に不安を持つ親や子育て支援団体に *hygge* エリアを開放することは、安心できる遊び場の提供をするとともに、育児に悩みを持つ親同士の情報共有の場となっている。これらの活動を通じて、地域に学修や研究の成果を発信することは、学生の学びの深化と社会的成長につながるとともに、「地域に開かれた大学」としての信頼の獲得にも寄与している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で得られた課題など

地域の要望に応じて研修や地域協働活動を行っているものの、内容に偏りが見られる場合があり、一部の教員に業務負担が集中しているという課題が明らかになった。また、学生数の減少により、ボランティアサークルの活動休止や規模縮小が避けられず、さらに免許資格に関わる学外実習中には課外活動への参加が制限されるため、地域からの要請に十分応えられない場面もある。これらの背景から、今後、地域貢献活動の継続や拡充が困難になる可能性が指摘されている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

市町村で実施される研修については、方法や内容の充実、多角化だけでなく、効率化にも取り組むことで、地域の多様なニーズに柔軟に応え、より高い貢献ができるよう努めている。また、より多くの学生が地域協働に関与できるよう、教職員による支援体制の整備を進めるとともに、学生がボランティア情報を把握しやすくする仕組みづくりを検討しており、今後の活動の活性化を図っていく予定である。

基準 B インクルーシブ教育

B-1 インクルーシブ教育

B-1-① インクルーシブ教育士（学内資格）の創設と周知

B-1-② インクルーシブ教育士（学内資格）取得のための教育の実施

B-1-③ インクルーシブ教育士（学内資格）の学修成果の把握・評価

(1) B-1 の自己判定

「基準事項 B-1 を満たしている。」

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① インクルーシブ教育士（学内資格）の創設と周知

ア インクルーシブ教育の定義

近年の保育現場では、共働きの増加により3歳未満児からの入所が増加し、発達障害が疑われながらも低年齢ゆえ診断がなされず対応に苦慮するケースや、外国にルーツを持つ子どもの増加により、どのような支援を行えばよいかなどの戸惑いが生じている。このような多様な子どもたちも含めて、全ての子どもに対して、一人ひとりの特性を持つ存在として保育していくといった考えが求められており、教育・保育現場において、全ての子どもを大切な存在として支援していくことを「インクルーシブ教育・保育」と捉えている。

イ インクルーシブ教育士（学内資格）の創設

本学の建学の精神「自己実現と社会貢献」に基づき、多様性を尊重し、誰もが排除されないインクルーシブな理念を学び、具体的な支援に関する知識や能力を身に付けて、保育現場のニーズに応えられる人材を養成することを目的に、令和2(2020)年度入学生からインクルーシブ教育士（学内資格）の取得を目指した学修をスタートさせた。一方で、学校教育コースの学生は小学校教諭一種免許状の取得に関する必修科目を履修するため、この資格取得の対象は、幼児教育・保育コースの学生のみとなっている。なお、

なお、「インクルーシブ教育士」は本学独自の資格であり、唯一無二のものであることから、特許庁に商標登録がされている。

ウ インクルーシブ教育士の学外周知

インクルーシブ教育士の意義や取得できるコース、授業内容については、Webサイトや学校案内等に記載し、高校生や保護者、高校教員などに周知している。また、インクルーシブ教育実習を行った市内の幼稚園や保育所等には、学修成果として、実習の記録集『残しておきたい私たちの記録』を配布し、学生の成長を広く認知してもらうことに役立てている。

B-1-② インクルーシブ教育士（学内資格）取得のための教育の実施

ア 資格取得のカリキュラム

本資格は、必要な科目（15科目 20単位）を修得することによって授与されるものである。従来の科目に加え、インクルーシブ教育士資格取得のための科目（「インクルーシブ教育総論」「インクルーシブ教育実習Ⅰ」「インクルーシブ教育実習Ⅱ」「インクルーシブ教育事例研究」「インクルーシブ教育実践演習」）を新設した。「インクルーシブ教育士」取得のための必修科目は、表27の通りである。

表27 「インクルーシブ教育士」取得のための必修科目

配当		科目（単位数）
1年	前期	英語Ⅰ(1)、教育と発達の心理学Ⅰ(2)
	後期	英語Ⅱ(1)、教育と発達の心理学Ⅱ(1)
2年	前期	インクルーシブ教育総論(2)、子ども家庭支援の心理学(2)、障がい児保育Ⅰ(1)
	後期	障がい児保育Ⅱ(1)特別支援教育(1)、相談援助技術(1)
3年	前期	インクルーシブ教育実習Ⅰ(1)、インクルーシブ教育事例研究(2)、
	後期	インクルーシブ教育実習Ⅱ(1)、インクルーシブ教育実践演習(1)
4年	後期	幼小連携論(2)

イ インクルーシブ教育推進の組織体制

本資格に関わる中心的な科目は、心身障害学、教育学、保育学、特別支援教育を専門とする教員や保育現場での実務経験がある教員がオムニバス形式で担当している。また、学外での実習をサポートするために、実習支援室担当職員も定例の会議に出席し、情報の共有を図っている。

ウ インクルーシブ教育における科目間横断の連携

「インクルーシブ教育総論」は3名の教員で行われ、各教員の専門性を生かして、インクルーシブ教育の理念、歴史的な経緯、場面緘默、肢体不自由、自閉症など保育現場における事例を紹介しながら講義を行っている。

「インクルーシブ教育実習」は幼稚園教諭一種免許状や保育士資格取得のための学外実習と異なり、対象となる子どもと長期的な視点で深く関わるために、間隔を空けて年間10回（1回あたり2時間、前期・後期5回ずつ）行っている。学外での実習は午前に行い、午後からは大学で、実習での観察からエピソード記録を作成している。そして、翌日の「インクルーシブ教育事例研究」の授業において、作成したエピソード記録をもとに、相互に読み合ったり、ケースカンファレンスをしながら往還的な学びを行っている。

B-1-③ インクルーシブ教育士（学内資格）の学修成果の把握・評価

ア 学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

保育現場での毎実習後に作成するエピソード記録について、教科担当者は添削を行い、フィードバックするなど、多角的な子ども理解や学びの定着につなげている。令和6(2024)年度は 29 名が資格を取得した。各科目の GPA は「インクルーシブ教育総論（3.68）」「インクルーシブ教育実習Ⅰ（4.00）」「インクルーシブ教育実習Ⅱ（3.96）」「インクルーシブ教育事例研究（3.93）」「インクルーシブ教育実践演習（3.89）」と高いものであった。また、令和5(2023)年度卒業生のうち、本資格取得者 54 人中 28 人（51.8%）、令和6(2024)年度卒業生において、本資格取得者 29 人中 12 人（41.3%）が、公務員（保育職）採用試験に合格している。これは、本資格取得のための学外実習など学生の主体的な学修によって、「子どもを観察する能力」が高まったことや、エピソード記録の作成、ケースカンファレンスを通して、「表現する能力」が高まったことが、採用試験における面接で活かされ、高い就職率に繋がった要因の 1 つと考えている。

イ 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

エピソード記録をもとに作成した記録集『残しておきたい私たちの記録』を学修成果とし、学生間で共有し、実習を行った園等に配布している。インクルーシブ教育実践演習において、学生自身がループリックを使って対象児の気持ち理解や非認知能力を育てる視点の獲得等を自己評価して学修成果の可視化を行っている。授業担当者は得られたデータを分析し、授業内容の改善に活用している。

【基準 B の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

国内唯一の「インクルーシブ教育士」の資格取得を通して、建学の精神に基づく「社会を支える指導的人材の育成」に繋がっている。また、本資格取得のための学修を通して、ディプロマポリシーに示された（人間力、専門力、課題探究力、実践力・地域貢献力）を獲得することができ、公務員採用試験の合格にもつながっている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で得られた課題など

本資格の最初の取得者が卒業して 2 年が経った。本学の「インクルーシブ教育士」に関する学修が保育現場でどのように生かされているかを調査する必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和 7(2025)年度に開催される全国保育養成セミナー（分科会）での事例報告に合わせて、本資格を取得して卒業した者、また職場の所属長を対象にアンケート調査を実施

し、学修成果を測定する予定である。